

現 場 説 明 書

第 1（適用）

本現場説明書は令和 7 年度「貸切営業所休憩室等改修工事」の特記仕様書第 1 章第 6 項による「施工条件」を明示するものである。

第 2（施工条件明示）

本工事の施工に当たっては、施工条件を下記に明示するので、受注者は施工計画書の作成時及び工事施工時においては、十分留意するものとする。

なお、明示した施工条件に重大な変更が生じた場合は、協議の上で契約変更の対象とする。

1. 工事全般

- (1) 他工事との取り合い等、受注者間での連絡調整を密に行い、円滑な工事の進捗を図ること。
- (2) 施設使用者への事前周知を徹底し、施設管理者との連絡調整を密に行い、円滑な工事の進捗を図ること。
- (3) 車道の掘削等、周辺住民の生活に影響がある作業を行う場合は、事前に自治会等への周知を徹底すること。
- (4) 本工事は、改修する建物全館が無人（執務者がいない）状態で工事を行うため、改修工事の種別を「全館無人改修」とする。
- (5) 工事関係者については、施工区域外にみだりに立ち入ることを禁ずる。また、工事関係者は、工事関係者であることが施設利用者に明確になるように、ヘルメット、腕章、名札等の着用を徹底すること。
- (6) 敷地内は禁煙とする。

2. 工程関係

- (1) 公舎の改修については、105 号室は 106 号室の改修完了後に着手すること。
- (1) 作業時間は、原則として午前 8 時から午後 5 時までとするが、作業の都合上時間を延長する場合は、事前に施設管理者の許可を得ること。
- (2) 材料の承認や変更協議には時間がかかるので、時間に余裕をもって提出、協議を行うこと。
- (3) 工事を施工しない日・時間帯について、特段の定めはない。
- (4) 猛暑による作業不能日数

本工事は、猛暑による作業不能日数を次のとおり見込んでいる。

- i) 作業不能日数：0 日間（工期の始期は令和 7 年 10 月 1 日【着手期限の日付とする】で算定）
- ii) 上記 i) は、環境省が公表する九州地方長崎・長崎地点における WBGT 値（気温、湿度、日射・輻射を考慮した暑さ指数）過去 5 年分（令和 2 年～令和 6 年）について、本工事の工期に対応する期間（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）に定める行政機関の休日及び夏季休暇（3 日）を除く。）において、8 時から 17 時の間に

WBGT 値が 31 以上となった時間を算定し、日数に換算したものの 5 年分を平均したもの。

- iii) 気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数（当該現場における定時の現場作業時間において、環境省が公表する九州地方長崎・長崎地点における WBGT 値が 31 以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉所した時間を算定し、日数に換算したもの（小数点以下第一位を四捨五入する。)) が i) の日数から著しく乖離した場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

3. 工事支障物件関係

- (1) 本工事の敷地内に工事の支障となるものがある場合においても、勝手に移動又は処分などを行わないこと。監督職員と協議のうえに対処すること。
- (2) 受注者は、工事支障物件関係の施工条件明示内容にかかわらず、工事着手前に電力、通信、ガス、水道設備等の埋設物の有無について、各施設管理者（道路管理者等含む）に確認するものとする。また、工事施工箇所に地下埋設物件等が予想される場合には、当該物件の位置、深さ等を調査し監督職員に報告し、その対応について協議するものとする。
- (3) 受注者は施工中、管理者不明の地下埋設物を発見した場合は、監督職員に報告し、その処置については占有者全体の現地確認を求めるなど、管理者を明確にするものとする。
- (4) 判明している支障物件
なし あり（支障物件：—— 管理者：—— 移転時期：令和——年——月——日予定）
- (5) 工事着手前に、工事現場及び資材搬出入経路について、破損、汚損物が無いかを確認し、記録を残しておくこと。

4. 公害関係

- (1) 工事施工に伴う騒音・振動・地下水の変動等により、近隣家屋等に影響を及ぼす恐れがある場合は、事前調査を行うものとし、調査方法は監督職員と協議すること。
- (2) 工事で発生した汚水、洗浄水（塗料類、モルタル類及びこれらの機器の洗浄水）等を側溝等に流さないこと。
- (3) 受注者の責による破損、汚損は、原形復旧すること。（着工前の現況写真は、通行路も撮影しておくこと。）
- (4) 工事敷地内の通路及び工事敷地外の道路などに土泥等を落とした場合は、随時清掃を行うこと。
- (5) 周囲に住宅等多いため、振動、騒音には特に配慮すること。

5. 安全関係

- (1) 大型車両の搬出入時には、台数に関わらず、必ず交通誘導員を配置すること。
- (2) 当該現場は、交通量の多い道路も近いため、必要に応じて危険防止・安全通行のための標識等を設け、交通誘導員を配置するなどの安全対策を講じること。
- (3) 特に資機材等の搬出入時には通行に細心の注意を払うこと。
- (4) 散水・粉塵・吹き付けなど、飛散する施工を行う場合は、必ず周囲の確認を行い、場合によっ

ては安全監視員を配置すること。

6. 資機材等の搬出入関係

(1) 資機材等の搬出入経路、搬出入時間帯は、工事着手前に施設管理者と打ち合わせること。

7. 交通誘導警備員のひっ迫対応措置（試行）

(1) 交通誘導警備における緩和措置

- ・受注者は、当該工事において交通誘導警備が必要な場合は、「長崎県建設工事共通仕様書（1－1－58 現道工事における交通処理対策 19）」に基づき実施されるものであるが、当該工事において交通誘導警備員（以下「警備員」、警備業法第2条第4項に規定）が、必要人数確保できない場合（ひっ迫）に、緩和措置（「自家警備」の導入）の対象とすることができる。

なお、緩和措置の適用については、警備業協会加盟会社より出される警備員の必要人数を確保できない等のひっ迫状況の証明書及び以下の緩和措置実施条件に基づいた交通誘導警備配置計画をもって、監督職員と協議を行い承諾された場合とする。

(2) 交通誘導警備における緩和措置の実施条件

①「自家警備」の実施

- ・受注者が「自家警備」を行う「自警員」については、全て受注者の社員であり、かつ過去3年以内に長崎県交通誘導警備員対策協議会が承認した団体が実施する安全講習会を受講しているものであること。

②対象路線

- ・長崎県公安委員会が道路における危険防止が必要と認める路線（以下、認定路線）以外の路線（以下、認定外路線）であること。

※認定路線：R34、R35、R57、R202、R204、R205、R206、R207、R251、R499

③警備体系及び交通量の影響

※次のいずれかに該当すること。

- ・車線規制、バイパス工事出入口等の「基本的に連携が伴わない警備（非連携警備）」であること。
- ・片側交互通行規制等の「連携が伴う警備（連携警備）」で、交通量が規制に与える影響度合い（交通量の影響：Q ※1）が1未満であること。

※1「交通量の影響」については、以下の算出式により確認を行う。

◆片側交互通行規制における交通量の影響算定式

$$Q = \frac{T(L + 60)}{30,000}$$

・ Q : 交通量影響率
 ・ T : ピーク時間交通量 (台/h)
 ・ L : 規制区間延長 (m)

$Q \geq 1$: 交通量の影響が大 → 自警員の配置の可能性はない

$Q < 1$: 交通量の影響が小 → 自警員の配置の可能性はある

《留意点》

・ 算定式により自警員の配置の可能性があると判断された場合は、その結果を受け配置の決定を行うのではなく、必ず現地調査を行い受発注者協議の上、配置の決定を行う。

(参考) 緩和措置による「自警員」による可能警備パターン

	連携警備		非連携警備
	交通量の影響：大	交通量の影響：小	
認定路線	警備員のみ (1名/パーティーは検定合格警備員)		警備員のみ (1名/パーティーは検定合格警備員)
認定外路線	警備員のみ		警備員のみ
	自警員のみ		自警員のみ

8. 週休2日促進工事（発注者指定方式）

(1) 本工事は、発注者が週休2日に取り組むことを指定する週休2日促進工事（発注者指定方式）である。(通期の週休2日は必須)

(2) 週休2日の考え方は以下のとおりである。

①「週休2日」とは次の②又は③の状態をいう。

②「月単位の週休2日」とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

③「通期の週休2日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

④「対象期間」とは、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成通知日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外とした内容に該当する期間、

受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

- ⑤「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。
- ⑥「現場休息」とは、分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。
- ⑦「月単位の4週8休以上」とは、対象期間内の全ての月ごとに現場閉所（現場休息）日数の割合（以下「現場閉所（現場休息）率」という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っている状態をいう。

なお、現場閉所（現場休息）率の算定においては、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所（現場休息）日数に含めるものとする。

また、現場閉所（現場休息）日を原則として土曜日・日曜日としない場合においては、上記の「土曜日・日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。

- ⑧「通期の4週8休以上」とは、対象期間内の現場閉所（現場休息）率が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、現場閉所（現場休息）率の算定においては、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所（現場休息）日数に含めるものとする。
- （3）受注者は、工事着手前に、通期の週休2日の取得計画が確認できる現場閉所（現場休息）予定日を記載した「実施工程表」等を作成し、監督職員の確認を得たうえで、週休2日に取り組むものとする。受注者は、分離発注工事である「営業所駐車場整備工事」の受注者と協力し、工事進捗に影響が出ないよう現場休息の予定日を調整したうえで「実施工程表」等を作成する。工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度「実施工程表」等を提出するものとする。監督職員による現場閉所（現場休息）の状況の確認のために「実施工程表」等に現場閉所（現場休息）日を記載し、月1回の工事月報に添付し監督職員に提出するものとする。また、施設管理者の承諾を前提に週休2日促進工事である旨を仮囲い等に明示する。
- （4）監督職員は、受注者が作成する現場閉所（現場休息）日が記載された「実施工程表」等により、対象期間内の現場閉所（現場休息）日数を確認する。
- （5）通期の4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）を前提に補正係数1.02により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正して予定価格を作成しており、発注者は、現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、月単位の4週8休を満たす場合は補正係数を1.04に変更し増額変更する。通期の4週8休に満たない場合は補正係数を除し、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。
- （6）月単位の週休2日促進工事（4週8休以上）を実施した場合、また、通期の週休2日促進工事（4週8休以上）を実施した場合は工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表により評価を行う。
- （7）週休2日の実施の有無に関わらず、工事完成後、受注者は週休2日促進工事のアンケート調査

に協力するものとする。

9. 余裕期間制度活用工事（発注者指定方式）

- （１）本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事（発注者指定方式）である。
- （２）本工事の実工期及び余裕期間は以下のとおりとする。
実工期：令和７年１０月１日から令和８年２月２７日まで
（余裕期間：契約締結日から令和７年９月３０日まで）
- （３）余裕期間内は、現場代理人、主任技術者または監理技術者を配置することを要しない。
- （４）余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間中に増加する経費は受注者の負担とする。
- （５）余裕期間内に行う準備は、受注者の責により行うものとする。
- （６）契約締結後において、他の工事の進捗等により、余裕期間内において工事の着手が可能となった場合は、発注者は、受注者との協議により、工期に係る契約を変更することができる。
- （７）工事実績情報サービス（コリンズ）に登録する技術者の従事期間は、実工期（余裕期間を含めない）をもって登録するものとする。

10. 遠隔臨場活用工事

- （１）本工事は、建設現場の遠隔臨場活用工事の試行要領を適用する工事である。受発注者間で協議の上、監督職員の「監督職員の立会い」、「監督職員と協議」、「監督職員の検査」及び「関連工事等の調整」（以下、「監督職員の立会い等」という。）に動画撮影用のカメラ等とWeb会議システム等を利用して遠隔臨場を行うことができるものとする。
- （２）遠隔臨場の実施は、工事受注者における「監督職員の立会い等に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者（監督職員）における「従来の臨場の削減による効率的な時間の活用」を目指し、動画撮影用のカメラ等とWeb 会議システム等を使用して、公共建築工事標準仕様書、公共建築改修工事標準仕様書、公共建築木造工事標準仕様書及び建築物解体工事共通仕様書に定める「監督職員の立会い等」を行うものである。なお、遠隔臨場は、「長崎県における遠隔臨場活用工事の試行要領（営繕工事版）」の内容に従い実施する。
- （３）実施内容については、以下のとおりとする。
 - ①「監督職員の立会い等」の実施
工事受注者が動画撮影用のカメラ等により撮影した映像と音声をWeb 会議システム等を利用しながら「監督職員の立会い等」を実施するものである。実施内容については、受発注者間で協議するものとする。
 - ②機器の手配
遠隔臨場に要する動画撮影用のカメラ等やWeb 会議システム等は受発注者間で協議の上、工事受注者が手配するものとする。これによらない場合は受発注者間で協議し決定するものと

する。

③遠隔臨場を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行う。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等で共有し、監督職員が当該画像・映像により確認することも可能とする。なお、本項目は受発注者間で協議し、別日の臨場（遠隔臨場を含む）に変更することを妨げるものではない。

④試行の検証

遠隔臨場の有効性や効果、課題について把握するため、遠隔臨場を実施した受注者に対して行うアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

⑤費用

動画撮影用のカメラ等やWeb 会議システム等の購入・リース費等の費用については別途とする。詳細は、「長崎県における遠隔臨場活用工事の試行要領（営繕工事版）」による。

⑥不正行為

遠隔臨場において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、監督処分を実施する場合がある。

11. 情報共有システム（受注者利用希望方式）

- （１）本工事は、情報共有システムの利用希望工事である。具体的な考え方や手続きについては、「長崎県土木部における情報共有システム運用ガイドライン（営繕工事編）（令和 6 年 10 月）」による。
- （２）情報共有システムを使用する工事については、電子納品の試行対象工事とする。具体的な考え方や手続きについては、「情報共有システムを使用した電子納品試行要領（営繕工事編）」による。

第 3（契約等関係）

1. 前払いの取扱い

- （１）受注者は、工事の始期以降でなければ前払金を請求できない。

第 4（配置技術者・現場代理人関係）

1. 現場代理人及び技術者の兼務について

- （１）本工事に配置する現場代理人又は技術者が、他現場若しくは営業所技術者等を兼務する場合は、下記に示す関連通知等により兼務の要件を確認した上で、発注者へ届け出ること。

なお、要件に適合せず、事後において配置できないこととなった場合の責は受注者にあることを了知すること。

〈関連する通知等〉

- ・ 6建企第268号「現場代理人の取扱いについて」
- ・ 6建企第267号「工場製作を含む工事における専任の取り扱いについて」
- ・ 6建企第269号「主任技術者を兼務する現場代理人の取扱いについて」

- ・ 6建企第265号「建設工事の専任の主任技術者の取扱いについて」
- ・ 6建企第339号「建設業法第26条第3項第1号及び第2号の規定の適用を受ける技術者 配置の特例（専任特例）の取扱いについて」
- ・ 6建企第341号「営業所技術者又は経營業務の管理責任者が現場技術者を兼務する場合の取扱いについて」

この他、それぞれの工事の対象が同一の建築物又は連続する工作物である場合について、全体の工事を同一の監理技術者等が管理することが合理的と考える場合の取扱いについては、国の監理技術者制度運用マニュアル三（2）④に準じるものとする。

第5（共通費実態調査）

1. 共通費実態調査への協力について

- （1）本工事は、受注者による営繕工事の実施状況を費用の面から把握し、発注者における工事費積算に適切に反映することを目的とした、共通費実態調査の対象工事である。なお、調査票・調査要領等は、以下（国交省 HP）から入手するものとし、実態調査回答については、監督職員に提出すること。

https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_fr2_000015.html

以上

貸切営業所休憩室等改修工事

建築主体工事				電気設備工事	
番号	名称	番号	名称	番号	名称
特－1	建築・設備工事共通特記仕様書（1）	A-1	【休憩室】案内図・配置図	E-1	電気設備工事特記仕様書
特－2	建築・設備工事共通特記仕様書（2）	A-2	【休憩室】敷地求積図	E-2	幹線設備 配置図
特－3	建築・設備工事共通特記仕様書（3）	A-3	【休憩室】仕上表・平面図・立面図・断面図	E-3	【休憩室】電気設備 平面図
特－4	建築・設備工事共通特記仕様書（4）	A-4	【休憩室】面積求積図・建具表	E-4	【公舎】電気設備 改修前・後 平面図
特－5	建築・設備工事共通特記仕様書（5）	A-5	【休憩室】矩計図		
特－6	建築工事特記仕様書（1）	A-6	【休憩室】基礎伏図・基礎詳細図		
特－7	建築工事特記仕様書（2）	A-7	【休憩室】物置平面図・立面図・断面図		
特－8	建築工事特記仕様書（3）	A-8	【公舎】 配置兼1階平面図	機械設備工事	
特－9	建築工事特記仕様書（4）	A-9	【公舎】 1階平面図（改修後）・2階平面図（現況・改修後）	図面	名称
特－10	建築工事特記仕様書（5）	A-10	【公舎】 立面図-1・手摺詳細図	M-1	【休憩室】凡例・保温仕様
特－11	建築工事特記仕様書（6）	A-11	【公舎】 立面図-2	M-2	【休憩室】配置図
特－12	建築工事特記仕様書（7）	A-12	【公舎】 103号室 1階平面詳細図	M-3	【休憩室】衛生設 備器具表、空調換気設備 機器表
特－13	建築工事特記仕様書（8）	A-13	【公舎】 105号室 1階平面詳細図	M-4	【休憩室】衛生設備 平面図
特－14	建築工事特記仕様書（9）	A-14	【公舎】 105号室 浴室詳細図	M-5	【休憩室】空調換気設備 平面図
特－15	建築工事特記仕様書（10）	A-15	【公舎】 105号室 2階平面詳細図	M-6	【公舎】凡例・保温仕様(改修後)
特－16	建築工事特記仕様書（11）	A-16	【公舎】 106号室 1階平面詳細図	M-7	【公舎】衛生設備 器具表、空調換気設備 機器表(改修後)
特－17	建築工事特記仕様書（13）	A-17	【公舎】 106号室 浴室詳細図	M-8	【公舎】衛生設備 1階平面図(改修後)
特－18	建築工事特記仕様書（14）	A-18	【公舎】 建具取替詳細図・穴塞ぎ詳細図	M-9	【公舎】空調換気設備 1階平面図(改修後)
特－19	建築改修工事特記仕様書（5）			M-10	【公舎】空調設備 2階平面図(改修後)
特－20	建築改修工事特記仕様書（6）			M-11	【公舎】凡例・保温仕様(改修前)
特－21	建築改修工事特記仕様書（7）			M-12	【公舎】衛生空調設備 1階平面図(改修前)
特－22	建築改修工事特記仕様書（8）				
特－23	建築改修工事特記仕様書（9）				
特－24	建築改修工事特記仕様書（14）				

長 崎 県 営 繕 工 事 特 記 仕 様 書

Ⅰ 工事概要

1. 工事名称	貸切営業所休憩室等改修工事
2. 工事場所	長崎県長崎市田中町384-1の一部、384-2
3. 敷地面積	6,139.24㎡
4. 工事内容	新 営（ ● 新築 ○ 増築 ● 改築 ） ○ 改修 ○ （ ）

（1）新営工事

	1	2	3	4
建物名称	休憩室			
用 途				
構 造	鉄骨造			
階 数	1			
建築面積	31.4			
延床面積	31.4			
階				
階				
階				
階				
階				
階				
計				
	耐震安全性の分類（官庁施設の総合耐震・対津波計画基準による）			
構造体	○Ⅰ類 ○Ⅱ類 ○Ⅲ類	○Ⅰ類 ○Ⅱ類 ○Ⅲ類	○Ⅰ類 ○Ⅱ類 ○Ⅲ類	○Ⅰ類 ○Ⅱ類 ○Ⅲ類
建築非構造部材	○A類 ○B類	○A類 ○B類	○A類 ○B類	○A類 ○B類

（2）改修工事

	1	2	3	4
建物名称		公舎		
用 途		長屋		
階 数		2		
延床面積				
改修内容	○防水 ○外壁 ○建具 ○塗装 ○耐震 ○内装 ○その他	○防水 ○外壁 ●建具 ○塗装 ○耐震 ●内装 ○その他	○防水 ○外壁 ○建具 ○塗装 ○耐震 ○内装 ○その他	○防水 ○外壁 ○建具 ○塗装 ○耐震 ○内装 ○その他

5. 週休2日促進工事

○ 適用しない
※ 適用する（ ● 発注者指定方式 ○ 受注者希望方式 ） なお、適用する場合は「現場説明書」週休2日促進工事によること。

6. 工事の余裕期間

○ 適用しない
※ 適用する（ ● 発注者指定方式 ○ 任意着手方式 ） なお、適用する場合は「現場説明書」余裕期間制度活用工事によること。

7. 遠隔臨場活用工事

○ 適用しない
※ 適用する（ ○ 発注者指定型 ※ 施工者希望型 ） なお、適用する場合は「現場説明書」遠隔臨場活用工事の試行によること。

8. 情報共有システムの利用

○ 適用しない
※ 適用する（ ○ 発注者利用指定 ※ 受注者利用希望 ）
なお、適用する場合は、「長崎県土木部における情報共有システム運用ガイドライン（営繕工事編）（令和6年10月）」によること。

8. 工事範囲（●印のついた工事種目が、本工事の工事範囲である。）

建築工事（工事種目）	建物番号					電気設備工事（工事種目）	建物番号				
	1	2	3	4	屋外		1	2	3	4	屋外
1 仮設工事	●	●				1 電灯設備					
2 土工事	●					2 動力設備	●	●			
3 地業工事	●	●				3 電気自動車用充電設備					
4 鉄筋工事	●	●				4 電熱設備					
5 コンクリート工事	●	●				5 雷保護設備					
6 鉄骨工事		●				6 変電設備					
7 コンクリートブロック、ALCパネル及び押出成形セメント板工事						7 電力貯蔵設備					
8 防水工事	●					8 発電設備					
9 石工事						9 構内情報通信網設備					
10 タイル工事						10 構内交換設備					
11 木工事			●			11 情報表示設備					
12 屋根及びとい工事	●	●				12 映像・音響設備					
13 金属工事	●	●				13 拡声設備					
14 左官工事	●	●				14 誘導支援設備					
15 建具工事	●	●				15 監視カメラ設備					
16 カーテンウォール工事						16 テレビ共同受信設備					
17 塗装工事		●				17 駐車場管制設備					
18 内装工事	●	●				18 防犯・入退室管理設備					
19 ユニット及びその他工事	●	●				19 火災報知設備					
20 排水工事	●					20 中央監視制御設備					
21 舗装工事						21 構内配電線路					●
22 植栽及び屋上緑化工事						22 構内通信線路					
23 その他						23 その他					
24											
25											

機械設備工事（工事種目）	建物番号					昇降機設備工事（工事種目）	建物番号				
	1	2	3	4	屋外		1	2	3	4	屋外
1 空気調和設備	●	●				1 一般エレベーター					
2 換気設備	●	●				2 一般油圧エレベーター					
3 排煙設備						3 普及型エレベーター					
4 自動制御設備						4 非常用エレベーター					
5 衛生器具設備	●	●				5 機械室レスエレベーター					
6 給水設備	●	●			●						
7 排水設備	●	●			●						
8 給湯設備		●									
9 消火設備											
10 ガス設備		●									
11 雨水利用設備											
12 撤去工事		●									
13 浄化槽設備											
14 厨房設備											
15 こみ処理設備											

設備概要（●印のついたものを適用する）

方式及び種別	設備概要	
空調方式	○（ ）	
主要熱源機器	○（ ）	
自動制御方式	○電気式 ・ ○電子式 ・ ○デジタル式	
給水方式	○タンク方式（○高置タンク方式 ・ ○ポンプ直結方式）	
	○直結方式（○水道直結方式 ・ ○水道直結増圧方式）	
排水方式	建物内の汚水と雑排水	
	○合流式（ ）系統	
	○分流式	
	ポンプ排水	
	○あり（○汚物 ・ ○雑排水 ・ ○湧水）	
排水方式	○なし	
	排水槽	
	○あり（計画容量 ㎡）	
	○なし	
	建物外放流先	
排水方式	（1）汚水（○直放流下水管 ・ ○浄化槽）	
	（2）雑排水（○直放流下水管 ・ ○浄化槽）	
	○屋内消火栓設備 ・ ○スプリンクラー設備 ・ ○泡消火設備	
	○連結散水設備 ・ ○連結送水管 ・ ○不活性ガス消火設備	
	○（ ）	
消火設備の種類	○都市ガス	
	種別（ ）	
	高位発熱量（ ）MJ/N㎡	
	供給圧力（ ）Pa	
	供給事業者名（ ）	
ガスの種類	低位発熱量（ ）MJ/N㎡	
	○液化石油ガス	

（注意）改修の場合は、既存概要を示す

Ⅱ 工事仕様

1. 特記事項

- （1）章、項目は、番号の前に●印のついたものを適用する。適用しない項目等は、斜線、又は無印とする。
- （2）特記事項は、●印のついたものを適用する。
●印のつかない場合は、※印のついたものを適用する。
●印と※印がついた場合は、両方を適用する。
※印を適用しない場合は、○印に変えること。
- （3）本特記仕様書に選択項目がない場合は、空欄等に仕様等を記載する。
- （4）各章の特記事項にある（ ）内記載番号は下記による。
（建○、○、○）内の表示番号は、公共建築工事標準仕様書（建築工事編）の当該項目・図または表を示す。
（電○、○、○）内の表示番号は、公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）の当該項目・図または表を示す。
（機○、○、○）内の表示番号は、公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）の当該項目・図または表を示す。
（改建○、○、○）内の表示番号は、公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）の当該項目・図または表を示す。
（改電○、○、○）内の表示番号は、公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）の当該項目・図または表を示す。
（改機○、○、○）内の表示番号は、公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）の当該項目・図または表を示す。
（共○、○、○）内の表示番号は、公共建築工事標準仕様書（建築工事編）、（電気設備工事編）、（機械設備工事編）に共通の当該項目・図または表を示す。
（県共○、○、○）内の表示番号は、長崎県建設工事共通仕様書の当該項目・図または表を示す。
- （5）[G] 印は、長崎県の「環境物品調達方針」の特記調達品目を示す。
- （6）関係法令の改正等により（条例を含む）、工事内容が法令に抵触する恐れのあることを認識した場合には、その対応について監督職員と協議すること。
- （7）形状寸法の単位は、特記した場合を除き、ミリメートルとする。
2. 適用基準等
- （1）図面及び本特記仕様書に記載されていない事項は、次の基準による。
- | | | |
|--------------------------|------------|------------------|
| ● 公共建築工事標準仕様書（建築工事編） | [令和4年版] | 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 |
| ● 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編） | [令和4年版] | 〃 |
| ● 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編） | [令和4年版] | 〃 |
| ● 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編） | [令和4年版] | 〃 |
| ● 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編） | [令和4年版] | 〃 |
| ● 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編） | [令和4年版] | 〃 |
| ● 公共建築設備工事標準仕様書（電気設備工事編） | [令和4年版] | 〃 |
| ● 公共建築設備工事標準仕様書（機械設備工事編） | [令和4年版] | 〃 |
| ● 建築工事標準仕様書 | [令和4年版] | 〃 |
| ● 構内舗装・排水設計基準及び資料 | [平成27年版] | 〃 |
| ● 長崎県建設工事共通仕様書（令和7年4月） | 第1編（共通編） | 第1章（総則） 第1節（総則） |
- ただし、以下については、適用しない。
- | | | |
|--------|-----------------------|---|
| 1-1-1 | 適用 | 2項 文中
「長崎県土木工事検査基準」、「長崎県土木工事検査指導幹職務要綱」 |
| 1-1-2 | 用語の定義 | 3項、4項 文中
「及び工事数量総括表」 |
| 1-1-5 | 計画工程表 | 1項 文中
「段階確認」
6項 文中
「工事数量総括表」
14項、36項 全文
条文表題及び文中
「計画工程表」は公共建築工事標準仕様書に準じて「実施工程表」と読み替えて適用する。 |
| 1-1-6 | 施工計画書 | 1項 文中（1）～（16）については、以下のとおり読み替えて準用する。
（1） 工事概要
（2） 実施工程表
（3） 現場組織表
（4） 施工体系図
（5） 主要工種
（6） 品質計画（品質目標、品質管理方針、重要管理項目、工程施工計画書作成要領、検査立会項目等）
（7） 養生計画
（8） 緊急時の体制及び対応
（9） 安全対策
（10） 環境対策
（11） 仮設計画
（12） 現場の就業時間
（13） 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法
（14） 産業廃棄物処理フロー図
（15） 総合評価に関する事項（誓約事項、技術提案又は施工計画）
※総合評価落札方式実施時のみ
（16） 法定休日・所定休日（週休二日の導入）
（17） その他
14項、15項 全文
5項、6項 全文 |
| 1-1-23 | 建設副産物 | |
| 1-1-24 | 監督職員による検査（確認を含む）及び立会等 | |
| 1-1-25 | 出来形数量の算出 | 1項、2項 全文 |
| 1-1-33 | 工事中の安全管理 | 1項 全文
13項 文中 「土木工事」を「営繕工事」に読み替えて適用する。
17項 なお書き以降
18項 文中
「受注者は、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上の時間を割り当て、以下の各号から実施する内容を選択し定期的に安全に関する研修訓練等を実施しなければならない。」を
「受注者は、工事着手後、作業員全員の参加により以下の各号から実施する内容を選択し定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。」と読み替えて適用する。
30項、36項 全文
37項 文中
「また作業線等が船舶の輻輳している区域を航行又はえい航する場合、見張りを強化する等、事故の防止に努めなければならない。」
38項、39項 全文
4項 全文
6項 文中
「受注者は、トンネル坑内作業において（省略）、監督職員と協議するものとする。」
全文
1項、2項、3項 全文 |
| 1-1-37 | 環境対策 | 全文
1項、2項、3項 全文 |
| 1-1-43 | 工事測量 | 全文 |
| 1-1-47 | 保険の付保及び事故の補償 | 全文 |
| 1-1-49 | 海上起重作業船舶の船団長 | 全文 |
| 1-1-50 | 潜水作業従事者 | 全文 |
| 1-1-58 | 現道工事における交通処理対策 | 全文 |
| 1-1-59 | 用地境界杭の設置 | 全文 |
| 1-1-60 | 情報共有システムの利用 | 全文 |
| 1-1-61 | 地盤情報の取扱いについて | 全文 |

長 崎 県 営 繕 工 事 特 記 仕 様 書 （ 1 ）

2025/04/01版

設計年：令和7年6月

長崎県土木部営繕課

建 築 士 事 務 所 名

株式会社 新建築設計事務所

長崎県知事登録 第（22） - 10267 号

一級建築士 登録第 209864 号

印 内田 信介

工事名称

貸切営業所休憩室等改修工事

図面名称

建築・設備工事共通特記仕様書（1）

図面番号

特-1

別表－２（材料、機材等の品質及び性能） 特記Ⅰ-11 証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面を提出して監督職員の承諾を受ける					「長崎県建設工事共通仕様書」から抜粋（参考）				
品目		対象材料名	品目	対象材料名	特記仕様書の適用基準等では、長崎県建設工事共通仕様書（令和7年4月長崎県土木部）第1編 共通編第1章 総則を適用することとしていますが、この仕様書の中でも特に注意していただきたい事項について抜粋し、特記仕様書で読み替えた文言や不適用とした事項を書き替えて掲載しています。（以下に記載している項目だけが適用されているものではないので注意してください。）				
床型枠用鋼製デッキプレート		標準仕様書、6章8節に規定する床型枠鋼製デッキプレートを対象	現場発泡断熱材	標準仕様書、19章9節に規定する現場発泡断熱材を対象	1－1－6 施工計画書	1. 受注者は、請負代金が500万円以上の場合には、工事着手前かつ施工方法が確定した時期に工事的物物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に提出しなければならない。ただし、請負代金が500万円未満であっても監督職員が指示した場合は同様に提出しなければならない。 受注者は、施工計画書を遵守し、工事の施工にあたらなければならない。 この場合、施工計画書に以下の事項について記載しなければならない。また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、受注者は、維持工事等簡易な工事においては監督職員の承諾を得て、記載内容の一部を省略することができる。 (1) 工事概要 (2) 実施工程表 (3) 現場組織表 (4) 施工体系図 (5) 主要工種 (6) 品質計画（品質目標、品質管理方針、重要管理項目、工種施工計画書、作成要領、検査立会項目等） (7) 養生計画 (8) 緊急時の体制及び対応 (9) 安全対策 (10) 環境対策 (11) 仮設計画 (12) 現場の就業時間 (13) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法 (14) 産業廃棄物処理フロー図 (15) 総合評価に関する事項（契約事項、技術提案又は施工計画） ※総合評価落札方式実施時のみ (16) 法定休日・所定休日（週休二日の導入） (17) その他 2. 受注者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合（工期や数量等の軽微な変更は除く）には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を監督職員に提出しなければならない。 3. 受注者は、監督職員が指示した事項については、さらに詳細な施工計画書を提出しなければならない。	受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス（コリンズ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報について、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、変更時は変更契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。 また、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金額のみの変更の場合は原則として登録を必要としない。 なお、受注者は工事実績情報の登録後は、当該登録内容確認資料を整理・保管するものとし、監督職員の請求があった場合は、遅滞なく提示する。		
鉄骨柱下無収縮モルタル		標準仕様書、7章2節に規定する無収縮モルタルを対象	フリーアクセスフロア	標準仕様書、20章2節に規定するフリーアクセスフロアとし、使用用途は一般庁舎等の高さ600mm以下を対象とし、分類は下記による。 ①300ON ②500ON					
無収縮グラウト材		改修標準仕様書、8章2節に規定する無収縮グラウト材とし、プレミックス形及び現場調合形を対象							
押出成形セメント板		標準仕様書、8章5節に規定する押出成形セメント板を対象	可動間仕切	標準仕様書、20章2節に規定する可動式間仕切を対象とし、国土交通大臣認定の「耐火構造間仕切」及び構造形式の空間の仕切り方のうち床置き形は対象外					
成形伸縮目地材		標準仕様書、8章5節に規定する伸縮目地材を対象							
乾式保護材（防水立上部）		標準仕様書、9章2節に規定する既製調合モルタルを対象	移動間仕切（スライディングドア）	標準仕様書、20章2節に規定する移動式間仕切を対象とし、使用用途は主として一般庁舎用を対象					
セラミックタイル		標準仕様書、11章1節に規定するセラミックタイルを対象	トイレブース	標準仕様書、20章2節に規定するトイレブースを対象とし、使用用途は主として一般庁舎用を対象					
既製調合モルタル（タイル用）		標準仕様書、11章2節に規定する既調合モルタルを対象	煙突用ライニング材	標準仕様書、20章2節に規定する煙突用ライニング材とし、コンクリート打込みを対象					
既製調合目地材		標準仕様書、11章2節に規定する既製調合目地材とし、主として外装用を対象							
ルーフドレン		標準仕様書、13章5節に規定するルーフドレンとし、コンクリート打ち込みタイプを対象	天井点検口	標準仕様書、14章4節に規定する軽量鉄骨地下等に取り付け天井点検口を対象。 また外部軒天井に使用する場合は、その対応が可能なものを対象とする。					
吸水調整材（モルタル用）		標準仕様書、15章3節に規定する吸水調整材を対象			1－1－7 工事実績情報の作成、登録	受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス（コリンズ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報について、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、変更時は変更契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。 また、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金額のみの変更の場合は原則として登録を必要としない。 なお、受注者は工事実績情報の登録後は、当該登録内容確認資料を整理・保管するものとし、監督職員の請求があった場合は、遅滞なく提示する。			
防水剤		標準仕様書、15章3節に規定する建具廻り等に使用するモルタルに混入する防水剤を対象	床点検口	一般庁舎等の屋内及び外部玄関ポーチ部分の歩行用とし、コンクリート床スラブを対象とし、寸法は600角程度までとする。					
アルミニウム製建具		標準仕様書、16章2節に規定するアルミニウム製建具とし、一般的なビル用建具を対象。 新たに形材を製作するものや金属製カーテンウォール及び防音サッシは対象外。 ただし、断熱サッシについては③（C種におけるH－3以上）を対象。 ①70 S－5、A－3、W－4（A種） ②70 S－5、A－3、W－4（B種） ③70・100 S－6、A－4、W－5（C種）	グレーチング	標準仕様書、21章2節に規定するものとし、一般庁舎の構内使用するグレーチングとしている。 材料、用途による分類は下記による。 ①材料による分類 ・鋼製グレーチング ・ステンレス製グレーチング ②用途による種類 ・溝ふた（横断用、側溝用）、ますふた用、かさあげ用、U字側溝を対象とし、大スパン用及び荷重種別T－25用並びに床板用は対象外					
樹脂製建具		標準仕様書、16章3節に規定する樹脂製建具を対を対象							
鋼製建具		標準仕様書、16章4節に規定する鋼製建具（標準型鋼製建具を含む）を対象とし、建具の分類は下記による。 ①鋼製建具（簡易機密性を除く） ②鋼製建具（簡易機密型）	屋上緑化システム	標準仕様書、23章5節屋上緑化及び改修標準仕様書9章6節に規定する屋上緑化改修工事を主とし、区分は下記による。 ①屋上緑化システム（板状成形品タイプ） ②屋上緑化軽量システム					
鋼製軽量建具		標準仕様書、16章5節に規定する鋼製軽量建具（標準型鋼製軽量建具を含む）を対象とし、建具の分類は下記による。 ①鋼製軽量建具（簡易気密型を除く） ②鋼製軽量建具（簡易気密型）			1－1－12 工事の下請負	受注者は、下請負に付する場合には、以下の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。 (1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。 (2) 下請負者が長崎県の建設工事入札参加資格者である場合には、営業停止、指名停止期間中でないこと。 (3) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。なお、下請契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請け契約を締結しなければならない。 (4) 下請負者が当該共同企業体の構成員でないこと。	(1) 受注者は、建設業を営む者と下請契約を締結する場合、下請契約に係る契約書には、請負代金の額が記載されたものに個別工事下請契約約款または工事下請基本契約書を添付して締結しなければならない。 また、受注者は、下請契約を締結した場合は、当該下請に係る契約書の写しに下請代金内訳書（提出書類様式集の記載例の内容を満足したもの）の写しを添付したものを下請契約締結後、速やかに監督職員へ提出するものとし、変更が生じた場合も同様とする。ただし、工期のみ変更の場合はこの限りではない。 (2) 受注者は、下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人も含む）へ前項と同様の義務を負う旨を定めるとともに、該当する全ての下請工事の受注者から前項の資料を集約のうえ、監督職員へ提出すること。		
ステンレス製建具		標準仕様書、16章6節に規定するステンレス製建具を対象とし、簡易機密性は対象外	トップライト	一般庁舎の屋上に単体で設置するもので、ガラス等を採光部に用いた小規模の既製金属部材による製品（開口部は最大2,000mm角または長辺が3,000mmまでのもの）とし、30分以上の耐火性能を有するものを対象。 また、耐火性のない、透光性の合成樹脂成形ドーム等を持つ製品であっても、下部に網入りガラスを用い、30分以上の耐火性能を有するものは対象。 ただし、大型のアトリウムや特別な形状を持つ特注品及び上部に人が乗ることを想定したものは対象外					
錠前類		標準仕様書、16章8節に規定する錠前類及び標準型建具用のレバーハンドルを対象とし、下記による。 ①シンリンダー箱錠（シンリンダー箱錠） 標準型建具用を含む（レバーハンドル） 標準型建具用 ②シンリンダー本締り錠	ポリマーセメントモルタル	改修標準仕様書、4章2節に規定するポリマーセメントモルタルを対象					
クローザー類		標準仕様書、16章8節に規定するクローザーを対象とし、下記による。 ①ドアクローザ（標準型建具用を含む） ②ヒンジクローザ ③フロアヒンジ	鋳鉄製ふた（マンホールふた、弁拵ふた）	公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）の当該事項に規定するマンホールふた・弁拵ふたを対象	1－1－13 下請契約書及び下請代金内訳書	(1) 受注者は、建設業を営む者と下請契約を締結する場合、下請契約に係る契約書には、請負代金の額が記載されたものに個別工事下請契約約款または工事下請基本契約書を添付して締結しなければならない。 また、受注者は、下請契約を締結した場合は、当該下請に係る契約書の写しに下請代金内訳書（提出書類様式集の記載例の内容を満足したもの）の写しを添付したものを下請契約締結後、速やかに監督職員へ提出するものとし、変更が生じた場合も同様とする。ただし、工期のみ変更の場合はこの限りではない。 (2) 受注者は、下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人も含む）へ前項と同様の義務を負う旨を定めるとともに、該当する全ての下請工事の受注者から前項の資料を集約のうえ、監督職員へ提出すること。			
自動ドア機構		標準仕様書、16章9節に規定するスライディングドア用及びスライディング用自動ドア開閉装置を対象とし、下記による。 ①駆動装置・制御装置（スライディングドア、スイングドアに適用） ②検出装置（スライディングドア、スイングドアに適用）							
自閉式上吊り引戸機構（手動開き式）		標準仕様書、16章10節に規定する自閉式上吊り引戸装置とし、主として身体障害者等が使用する一般用庁舎等の事務室出入口、屋内用、屋外用の身体障害者用便所の出入口を対象							
重量シャッター		標準仕様書、16章11節に規定する重量シャッターを対象とし、種類は下記による。 ①用途による種類：一般重量シャッター、外部用防火シャッター、屋内防火シャッターを対象とし、防災シャッターは対象外 ②開閉機能による種類：上部電動式（手動併用）及び上部手動式を対象 ③スラットの形式による種類：インターロック型を対象とし、オーバーラッピング形は対象外			1－1－14 施工体制台帳及び施工体系図	1. 受注者は、工事を施工するために、下請契約を締結した場合は、施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともにその写しを監督職員に提出しなければならない。 また、受注者は、再下請が生じた場合には、再下請負通知書を作成し、監督職員に提出しなければならない。なお、施工体制台帳には、次の（1）～（3）を記載すること。 (1) 建設業法第二十四条の七第一項及び建設業法施工規則第十四条の二に掲げる事項 (2) 安全衛生責任者名、安全衛生推進者名、雇管理責任者名 (3) 一次下請負人となる警備会社の商号又は名称、現場責任者名、工期 2. 受注者は、下請契約を締結した場合は、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図「提出用」を作成し、監督職員に提出しなければならない。 また、受注者は、施工体系図「提示用」を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。 3. 受注者は、発注者から、工事の施工の技術上の監理をつかさどる者（監理技術者または主任技術者）の設置の状況その他の工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。 4. 受注者は、施工体制台帳及び再下請負通知書並びに施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督職員に提出並びに提示物の変更をしなければならない。	受注者は、建設業を営む者と下請契約を締結する場合、下請契約に係る契約書には、請負代金の額が記載されたものに個別工事下請契約約款または工事下請基本契約書を添付して締結しなければならない。 また、受注者は、下請契約を締結した場合は、当該下請に係る契約書の写しに下請代金内訳書（提出書類様式集の記載例の内容を満足したもの）の写しを添付したものを下請契約締結後、速やかに監督職員へ提出するものとし、変更が生じた場合も同様とする。ただし、工期のみ変更の場合はこの限りではない。 (2) 受注者は、下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人も含む）へ前項と同様の義務を負う旨を定めるとともに、該当する全ての下請工事の受注者から前項の資料を集約のうえ、監督職員へ提出すること。		
軽量シャッター		標準仕様書、16章12節に規定する軽量シャッターを対象とし、開閉機能による種類は上部電動式（手動併用）、手動式を対象							
オーバーヘッドドア		標準仕様書、16章13節に規定するオーバーヘッドドアを対象とし、種類は下記による。 ①セクション材料による種類：スチールタイプ、アルミニウムタイプ、ファイバーグラスタイプを対象 ②開閉方式による区分：バランス式、チェーン式、電動式を対象 ③強度による区分：JIS A 4715「オーバーヘッドドア構成部材」による区分50、75、100、125を対象 ④収納形式による区分：スタンダード形、ローヘッド形、ハイリフト形、パーナカル形を対象							
ガラス		標準仕様書、16章14節に規定するガラスを対象							
長崎県営繕工事特記仕様書（４） 2025/04/01版					工事名称		貸切営業所休憩室等改修工事		
		設計年：令和7年6月	長崎県土木部営繕課	設計者氏名	一級建築士 登録第 209864 号 印 内田 信介	図面名称	建築・設備工事共通特記仕様書（４）	図面番号	特-4

項目		特記事項	章	項目				特記事項	章	項目	特記事項	
● 5 鉄筋工事	1 鉄筋の種類 (建5.2.1) (建表 5.2.1)	鉄筋の種類 種類の記号 呼び名 備考 ●SD295 ● (10) ● (13) ○ () ○ () ○ () ○SD345 ○ ()	● 5 鉄筋工事(続き)	8 機械式継手 (建5.5.3)	使用箇所 ○ 図示 () ○ () 性能 (H12 建告第1463号に適合するもの) ○ A級 ○ () 種類 ○ ねじ式鉄筋継手 ○ 充填方式 ○ 無機グラウト方式 ○ 有機グラウト方式 ○ () ○ 端部ねじ加工継手 ○ モルタル充填式継手 ○ () 工法 ○ 第三者機関の評定等を取得している工法 ○ 図示 () (建5.3.5) (建5.5.3)	● 5 鉄筋工事(続き)	14 梁貫通孔の補強	補強形式 ○ 図示 (構造関係共通事項 (配筋標準図) 11. 1) ○ H形 ○ () ○ 図示 () 配筋種別 ○ 図示 (構造関係共通事項 (配筋標準図) 11. 1) ○ 図示 () 梁貫通孔径 (部材記号含む) 及び配筋種別リスト ○ 図示 ()				
	2 溶接金網 (建5.2.2)	鉄線の形状等 種類の記号 網目の形状、寸法、鉄線の終(mm) 使用部位 ○ 溶接金網 ○ 鉄筋格子		(建5.3.5) (建5.5.3)	15 基礎梁主筋の継手		○ 図示 (構造関係共通事項 (配筋標準図) 5. 1 (b) による (○すべて ・ ○ ())) ○ 図示 (構造関係共通事項 (配筋標準図) 5. 1 (c) による (○すべて ・ ○ ())) ○ 図示 (構造関係共通事項 (配筋標準図) 5. 1 (d) による (○すべて ・ ○ ())) ○ 図示 ()					
	3 鉄筋の継手 (建5.3.4) (建5.5.2.3)	継手方法等 部位 継手方法 呼び名(mm) 柱、梁の主筋 ※ ガス圧接 ○ 機械式継手 ○ 溶接継手 ● 重ね継手 耐力壁の鉄筋 ※ 重ね継手 ○ () その他の鉄筋 () ※ 重ね継手 ○ ()		(建5.5.2)	16 機械吊上げ用フック		種別 ○ 図示 ()					
	(建5.3.4)	耐力壁の重ね継手の長さ ○ 図示 (構造関係共通事項 (配筋標準図) 3. 1 (a) 表3. 1によることとし、 3. 1 (a) (3) は適用しない) ○ 図示 (構造関係共通事項 (配筋標準図) 3. 1 (a) (3)) ○ 図示 () 継手位置図 ○ 図示 (構造関係共通事項 (配筋標準図) 5. 1, 6. 1, 7. 1, 7. 3, 8. 1) ○ 図示 () 柱及び梁主筋の重ね継手の長さ ○ 図示 () ○ ()		(建5.5.5)								
	4 鉄筋の定着長さ (建5.3.4)	鉄筋の定着長さ ● 図示 (構造関係共通事項 (配筋標準図) 3. 1 (b)) ○ 図示 () ○ () 機械式定着工法 ○ 適用する 適用範囲 ○ 図示 () ○ () 種類 ○ 摩擦圧接接合 ○ 蝶合グラウト固定 ○ 嵌合グラウト固定 工法 ○ 第三者機関の評定等を取得している工法とする 必要定着長さ ○ 評定等の評価内容による 補強筋形状 ○ 評定等の評価内容による かぶり厚さ ○ 評定等の評価内容による 品質確認 ○ 評定等の評価内容による 検査 ○ 評定等の評価内容による		(建5.5.5)	9 溶接継手 (建5.6.3)		使用箇所 ○ 図示 () ○ () 性能 (H12 建告第1463号に適合するもの) ○ A級 ○ () 溶接継手の工法 () (建5.6.3) 鉄筋相互のあき ○ 標準仕様書5. 3. 5 (4) による ○ 評定等の評価内容による ○ 図示 (構造関係共通事項 (配筋標準図) 4. 1) ○ () 施工完了後の継手部の試験 ○ 外観試験 試験対象 ○ 全数 試験項目 ○ 評定等の評価内容による ○ () 試験方法 ○ 評定等の評価内容による ○ () ○ 超音波探傷試験 試験対象 ○ 抜取り ○ ロット ○ 1組の作業班が1日に行った溶接箇所で、最大200箇所程度とする。 ○ () 試験の箇所数 ○ 1ロットに対して () 箇所 ○ 全数 試験項目 ○ 挿入長さ 試験方法 ○ J I S Z 3064 (鉄筋コンクリート用機械式継手の鉄筋挿入長さの超音波測定試験方法及び判定基準) による 不良となった継手の修正方法等 ○ 図示 () ○ ()					
	5 鉄筋のかぶり厚さ及び間隔 (溶接金網含む) (建5.3.5)	最小かぶり厚さ (目地底から算出を行う) ● 図示 (構造関係共通事項 (構造関係共通事項 (配筋標準図) 表4. 1) ○ 図示 () ○ () 柱及び梁の主筋にD29以上の使用の有無 ○ なし ○ あり 適用箇所 () 主筋のかぶり厚さ ※ 鉄筋径の1. 5倍以上 ○ () 軽量コンクリートを適用する場合 ○ なし ○ あり 適用箇所 () ○ 最小かぶり厚に加える厚さ () mm 耐久性上不利な部分 (塩害等を受けるおそれのある部分等) ○ なし ○ あり 適用箇所 () ○ 図示 () (構造関係共通事項 (配筋標準図) 表4.1) に加える厚: () mm 鉄筋相互のあき (特殊な鉄筋を除く) ○ 図示 (構造関係共通事項 (配筋標準図) 4. 1) ○ 図示 () ○ ()		(建5.6.3)	10 帯筋		組立の形の種別 ○ 図示 (構造関係共通事項 (配筋標準図) 6. 2) ○ H形 ○ () 型 ○ 図示 ()					
	6 各部配置 (建5.3.7)	各部配筋 ● 図示 (構造関係共通事項 (配筋標準図)) ○ ()		(建5.6.5)	11 最上階柱頭補強		補強方法 ○ 図示 (構造関係共通事項 (配筋標準図) 6. 1) ○ 図示 ()					
	7 圧接完了後の試験 (建5.4.10)	抜取試験 ○ 超音波探傷試験 ○ 引張試験 試験ロット: 1組の作業班が1日に行った圧接箇所とする。 なお、200箇所をこえるときは200箇所ごととする			12 片持ちスラブの出隅部の補強配筋 (出隅受け部分の補強筋を含む)		配筋方法 ○ 図示 (構造関係共通事項 (配筋標準図) 9. 2) ○ 図示 () 出隅部分及び出隅受け部の補強配筋 ○ 図示 () ○ ()					
			13 壁開口部の補強	一般壁 ○ 図示 (構造関係共通事項 (配筋標準図) 8. 2) ○ A形 ○ B形 ○ 図示 () 耐震壁 ○ 図示 ()								
長崎県営繕工事特記仕様書 (7)							建 築 士 事 務 所 名	株式会社 新建築設計事務所 長崎県知事登録 第(22) - 10267 号	工事名称		貸切営業所休憩室等改修工事	
2025/04/01版			設計年: 令和7年6月	長崎県土木部営繕課			設 計 者 氏 名	一級建築士 登録第 209864 号 印 内田 信介	図面名称	建築工事特記仕様書 (2)		図面番号 特-7

章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項		
●6 コン クリ ート 工 事	●1 コンクリートの種類及び強度(6.2.1、2)	普通コンクリートの設計基準強度 (N/mm ²) 設計基準強度 (N/mm ²)適用箇所 ●21基礎、土間、階段 ○() ○() ○() ○() ○() 構造体強度補正值 (S) ○() ※標準仕様書 表6.3.2による (建6.2.4) (建表 6.2.2) スラブの値 (単位:cm) 打込み箇所基礎、基礎梁 土間スラブ柱、梁、スラブ、壁 所要スラブ15、1818	●6 コン クリ ート 工 事 (続 き)	●10 コンクリートの仕上り(建6.2.5) (建6.8.2) (建表 6.2.4) (建表 6.2.5)	合板せき板を用いるコンクリートの打放し仕上げ ※コンクリートの打放し仕上げ種別と適用箇所は図示 コンクリートの仕上りの平たんさ 種別適用箇所 ●a種布基礎(外部側) ○b種 ●c種布基礎(内部側) ○打放し仕上げ(仕上塗材、塗装等の仕上げを行う部分を含む)の打増し厚さ(外部に面する部分に限る) ○20mm ○() ○打放し仕上げ(仕上塗材、塗装等の仕上げを行う部分を含む)の打増し厚さ(内部に面する部分に限る) ○() ○外壁タイル張りで、MCR工法又は目荒らし(高圧水洗)工法を行う場合は外部側に20mmの打増しを行う ●12型枠(建6.8.2) (建6.8.2) (建6.8.2) せき板の材料及び厚さ 合板※12mmG ○() ○() 断熱材を兼用した型枠材の使用 ○行う○適用箇所() ○行わない スリーブの材料・規格等 ※標準仕様書 6.8.2(9)(ア)、(イ)による ○() ●13コンクリートの単位水量測定 ●14構造体コンクリートの強度試験 実施要領 ●図示(構造関係共通事項(構-2.1.コンクリートの単位水量測定) ○() 実施要領 ※標準仕様書6.9.3による ○() 試験場所 ※長崎県建設工事施工管理基準による。 公的機関とは次による。 (1)(公財)長崎県建設技術研究センター (2)長崎県生コンクリート工業組合 下五島技術センター (3)長崎県生コンクリート工業組合 対馬技術センター (4)他県の公的機関 (参考:平成30年3月30日付29建企第761号 コンクリート強度試験機関調査要領の策定について)					
	●2 レディーミクスト コンクリートの種別 (建6.2.1) (建表 6.2.1)	種別 ※I類 ○II類								
	●3 セメント (建6.3.1) (建表 6.3.1)	種別 ●普通ポルトランドセメント又は高炉セメントA種、シリカセメントA種、又はフライアッシュセメントA種 (普通ポルトランドセメントの品質は、JIS R 5210に示された規定の他、水和熱が7日目で352J/g以下、かつ28日目で402J/g以下のものとする。) 施工場所() ○高炉セメントB種G 施工場所() ○フライアッシュセメントB種G 施工場所() ○() 施工場所()								
	●4 骨材 (建6.3.1)	アルカリシリカ反応性による区分 ※A ○B								
	●5 混和材料 (建6.3.1) (建6.3.1)	○混和剤 混和剤の種類 ※標準仕様書6.3.1(4)(a)による ○() ○混和材 混和材の種類 ※標準仕様書6.3.1(4)(b)による ○()								
	●6 気乾単位容積質量 (建6.2.3) (建6.10.1)	普通コンクリート ※2.1t/m ³ を超え2.5t/m ³ 以下 ○()								
	●7 マスコンクリート (建6.13.1、2)	セメントの種類 ○高炉セメントB種G ○普通ポルトランドセメント ○中熱ポルトランドセメント ○低熱ポルトランドセメント ○フライアッシュセメントB種G ○シリカセメント 適用箇所 ○図示() ○() 混和材料 ○混和剤 混和剤の種類 ○標準仕様書6.13.2(2)(ア)による ○() ○混和材 混和材の種類 ○標準仕様書6.13.2(2)(イ)による ○() (建6.13.2) スラブ ※15cm ○() (建6.13.2) 構造体強度補正值 (S) ○() ※標準仕様書 表6.13.1による								
	●8 無筋コンクリート (建6.14.1) (建6.14.1) (建6.14.1)	コンクリートの種類 ○() ※普通コンクリート 適用箇所 ※標準仕様書 6.14.1(4)による箇所 ○標準仕様書 6.14.1(4)以外の箇所 ○図示() ○() 設計基準強度 ※18N/mm ² ○() スラブ ※15cm又は18cm ○()								
	●9 打継ぎの位置 ひび割れ誘発目地 打継目地 (建6.6.4) (建6.8.1) (建9.7.3)	打継ぎの位置 ○標準仕様書6.6.4(1)による ○図示() 目地寸法 ○標準仕様書9.7.3による ○図示() 間隔、位置、形状 ○図示() ○()								
	長崎県営繕工事特記仕様書 (8)						建築士事務所名	株式会社 新建築設計事務所 長崎県知事登録 第(22) - 10267 号	工事名称	貸切営業所休憩室等改修工事
2025/04/01版		設計年: 令和7年6月	長崎県土木部営繕課			設計者氏名	一級建築士 登録第 209864 号 印 内田 信介	図面名称	建築工事特記仕様書(3)	図面番号 特-8

●

7

鉄骨工事

●

1

鉄骨製作工場（建7.1.3）

2

鉄骨製作工場における
施工管理技術者
（建7.1.3、4）

3

鋼材
（建7.2.1）（建表 7.2.1）

4

高力ボルト
（建7.2.2）（建7.3.2）
（建7.4.1～7.4.9）

5

普通ボルト（建7.2.3）

●

7

アンカーボルト
（建7.2.4）（表7.2.3）
（建7.10.3）

6

溶融亜鉛めっき
高力ボルト
（建7.12.4、5）

7

溶融亜鉛めっき（構造
耐力上主要な部分）
（建7.12.4）
（建表 14.2.2）

8

溶接材料（建7.2.5）

特記事項

鉄骨製作工場の加工能力
※建築基準法第68条の2に基づき国土交通大臣から性能評価機関として認定を受けた（株）日本鉄骨
評価センター及び（株）全国鉄骨評価機構（（旧）全国鐵構工業協会）の「鉄骨製作工場の性能評価基準」
に定める（ ）グレードとして国土交通大臣から認定を受けた工場又は同等以上の能力のある
工場
○監督職員の承認する工場（標準仕様書7.1.1以外の適用範囲に限る。）

○配置する
○配置しない

材質等

種類の記号	形状・寸法	適用箇所	規格
○（ ）		※図示（ ）	※JISによる ○大臣認定による
○（ ）		※図示（ ）	※JISによる ○大臣認定による
○（ ）		※図示（ ）	※JISによる ○大臣認定による
○（ ）		※図示（ ）	※JISによる ○大臣認定による
○（ ）		※図示（ ）	※JISによる ○大臣認定による
○（ ）		※図示（ ）	※JISによる ○大臣認定による

有効縦長比（圧縮材に限る）
※図示（ ）
○（ ）

高力ボルトの区分
※トルシア形高力ボルト
○JIS高力ボルト
セットの種類 ※2種（F10T）
○（ ）

高力ボルトの径
※図示（ ）
○（ ）

ボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等
※図示（構造関係共通事項（鉄骨標準図）1-1 縁端距離及びボルト間隔）
○（ ）

摩擦面の処理方法
○標準仕様書7.4.2(1)による
○（ ）

すべり係数試験
※行わない
○行う 試験方法等 ※図示（ ）
○（ ）

ボルト及びナットの種類
※標準仕様書 表7.2.3（JIS付属書品）による
○標準仕様書 表7.2.3（JIS付属書品）又は、JIS本体規格品（ISO規格）による
（JIS本体規格品による場合は、ボルトの種類を呼び径六角ボルト又は全ねじ六角ボルト、強度区分を4、6又は4、8の鋼製とし、ナットの種類を六角ナット-Cの鋼製とする。
なお、呼び径六角ボルトの軸径の最大寸法は、ボルトの径の値以下とする。）

座金
※標準仕様書7.2.3(4)による
○（ ）

ボルトの径
※図示（ ）
○（ ）

ボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等
※図示（構造関係共通事項（鉄骨標準図）1-1 縁端距離及びボルト間隔）
○（ ）

セッとの種類
※1種（F8T相当）建築基準法に基づき認定を受けたもの
○（ ）

溶融亜鉛めっき高力ボルトの径
※図示（ ）
○（ ）

溶融亜鉛めっき高力ボルトのめっき前の孔径
○大臣認定を受けた内容による
○（ ）

ボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等
※図示（構造関係共通事項（鉄骨標準図）1-1 縁端距離及びボルト間隔）
○（ ）

摩擦面の処理
※プラスト処理（表面粗度50μmRz以上）又はリン酸塩処理
対比試験片との照合を行い、所定の表面粗度が確保された状態であることを確認する。

適用 ●構造用アンカーボルト
材質 ○ABR400 セットの種類（JIS B 1220）
○ABR490 セットの種類（JIS B 1220）
○SNR400B アンカーボルト及びナットのねじの公差域クラス及び仕上げの程度
○標準仕様書 表7.2.3による
○（ ）

形状、寸法
※図示（ ）
○（ ）

○建方用アンカーボルト
材質 ○SS400
○（ ）

アンカーボルト及びナットのねじの公差域クラス及び仕上げの程度
○標準仕様書 表7.2.3による
○（ ）

形状、寸法
※図示（ ）
○（ ）

ボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等
※図示（ ）
○（ ）

溶接材料
※標準仕様書7.2.5(1)(2)による
○標準仕様書7.2.5(1)(2)以外の溶接材料
材料及び使用箇所
※図示（ ）
○（ ）

章

7

鉄骨工事（続き）

項目

ターンバックル
（建7.2.6）

種類

建築用ターンバックル銅
※割格式
○（ ）

建築用ターンバックルボル
※羽子板ボルト
○（ ）

ねじの呼び
※図示（ ）
○（ ）

材質、形状及び寸法

	適用箇所	材質・形状・寸法	備考
○デッキプレート単独の工法			
デッキプレートと コンクリートとの 合成スラブとする工法			
○			
○			

床型枠用を使用する場合において受注者は、施工に先立ち施工の安全性を確認すること。

開口部補強要領（補強筋の定着長さ等を含む）
※図示（ ）
○（ ）

鉄骨部材への溶接方法
※図示（ ）
○（ ）

耐火認定
○あり 耐火時間 ○図示（ ）
○（ ）

○なし

材質、形状及び寸法
※頭付きスタッド JIS B 1198
○（ ）

呼び名等

呼び名	呼び長さ（mm）	適用箇所
○ 16		
○ 19		
○ 22		

モルタルの種類
○無収縮モルタル
無収縮モルタルの材料、調合等
※標準仕様書7.2.9(2)(ア)から(エ)による
○（ ）

○標準仕様書7.2.9(1)によるモルタル

9

10

11

12

13

14

15

16

17

項目

ワークパックル
（建7.2.6）

種類

建築用ワークパックル銅
※割格式
○（ ）

建築用ワークパックルボル
※羽子板ボルト
○（ ）

ねじの呼び
※図示（ ）
○（ ）

材質、形状及び寸法

	適用箇所	材質・形状・寸法	備考
○ワークパックル単独の工法			
ワークパックルと コンクリートとの 合成スラブとする工法			
○			
○			

床型枠用を使用する場合において受注者は、施工に先立ち施工の安全性を確認すること。

開口部補強要領（補強筋の定着長さ等を含む）
※図示（ ）
○（ ）

鉄骨部材への溶接方法
※図示（ ）
○（ ）

耐火認定
○あり 耐火時間 ○図示（ ）
○（ ）

○なし

材質、形状及び寸法
※頭付きワーク JIS B 1198
○（ ）

呼び名等

呼び名	呼び長さ（mm）	適用箇所
○ 16		
○ 19		
○ 22		

モルタルの種類
○無収縮モルタル
無収縮モルタルの材料、調合等
※標準仕様書7.2.9(2)(ア)から(エ)による
○（ ）

○標準仕様書7.2.9(1)によるモルタル

9

10

11

12

13

14

15

16

17

項目

ワークパックル
（建7.2.6）

種類

建築用ワークパックル銅
※割格式
○（ ）

建築用ワークパックルボル
※羽子板ボルト
○（ ）

ねじの呼び
※図示（ ）
○（ ）

材質、形状及び寸法

	適用箇所	材質・形状・寸法	備考
○ワークパックル単独の工法			
ワークパックルと コンクリートとの 合成スラブとする工法			
○			
○			

床型枠用を使用する場合において受注者は、施工に先立ち施工の安全性を確認すること。

開口部補強要領（補強筋の定着長さ等を含む）
※図示（ ）
○（ ）

鉄骨部材への溶接方法
※図示（ ）
○（ ）

耐火認定
○あり 耐火時間 ○図示（ ）
○（ ）

○なし

材質、形状及び寸法
※頭付きワーク JIS B 1198
○（ ）

呼び名等

呼び名	呼び長さ（mm）	適用箇所
○ 16		
○ 19		
○ 22		

モルタルの種類
○無収縮モルタル
無収縮モルタルの材料、調合等
※標準仕様書7.2.9(2)(ア)から(エ)による
○（ ）

○標準仕様書7.2.9(1)によるモルタル

9

10

11

12

13

14

15

16

17

項目

ワークパックル
（建7.2.6）

種類

建築用ワークパックル銅
※割格式
○（ ）

建築用ワークパックルボル
※羽子板ボルト
○（ ）

ねじの呼び
※図示（ ）
○（ ）

材質、形状及び寸法

●9

防水工事（続き）

項目

特記事項

屋内防水

防水層の種類

種別	施工箇所	保護層	
		平場のモルタル塗り 塗厚	立上り部の保護モルタル塗厚
○ S-C1			※ 7mm以下 ○ ()

平場のモルタル床塗りにおける床の目地割及び種類
目地割 ○ 目地割 2 m程度、最大目地間隔 3 m程度
○ ()
目地の種類 ○ 押し目地
○ ()
合成高分子系ルーフィングシートの種類及び厚さ
※ 標準仕様書 表 9. 4. 1 から表 9. 4. 3 による
○ J I S A 6 0 0 8 に基づく種類及び厚さ
種類 ()
厚さ () mm 以上
固定金具の材質、形状及び寸法
※ 厚さ 0. 4 mm 以上の防錆処理した銅板、ステンレス銅板、又はそれら銅板の片面若しくは両面に樹脂を積層加工したもの
○ ()
接着工法の場合の脱気装置の種類及び設置数量
種類 ※ ルーフィングシートの製造所の指定
○ ()
設置数量 ※ ルーフィングシートの製造所の指定
○ () 個
接着工法の場合のプレキャストコンクリート部材下地の目地処理
○ 行う ※ 図示 () ○ ()
○ 行わない
プレキャストコンクリート部材の入隅部の増張り（種別 S-F1、S I-F1 の場合）
○ 行う ※ 図示 () ○ ()
○ 行わない
機械的固定工法の場合の一般部のルーフィングシートの張付け
1 章品質計画の適用区分による風圧力に対応した工法
○ ()

防水層の種類

種別	施工箇所	仕上塗材		保護層	備考
		種類	使用量		
○ X-1		※ 主材料の製造所の仕様 ○ ()	※ 主材料の製造所の仕様 ○ ()		
○ X-2		※ 主材料の製造所の仕様 ○ ()	※ 主材料の製造所の仕様 ○ ()		
○ Y-1	※ 地下外壁防水 ○ ()				
○ Y-2	※ 屋内防水 ○ ()			○ 適用する ※ 適用しない	

高日射反射率防水の適用 ☒ G
○ 適用する
※ 適用しない
ウレタンゴム系塗膜防水 X-1（絶縁工法）の脱気装置の種類及び設置数量
種類 ※ 主材料の製造所の仕様
○ ()
設置数量 ※ 主材料の製造所の仕様
○ () 個
ゴムアスファルト系塗膜防水 Y-1、Y-2 の工程数及び各工程の使用量
※ 主材料の製造所の仕様
○ ()
○ ()

防水層の種類

種別	施工箇所	種別	施工箇所
○ C-SUI		○ C-SUF	

防水層の下地
壁 ※ コンクリート打放し仕上げ（表 6. 2. 4 B 種）
○ ()
天井部 ※ コンクリート打放し仕上げ（表 6. 2. 4 B 種）
○ ()
下地処理
コンクリートの打継ぎ箇所の処理
※ 打ち継ぎ部分に対し、幅 3 0 mm 及び深さ 3 0 mm 程度の目地棒を用いる。目地棒の除去後、水洗い清掃しケイ酸質系塗布防水材の製造所の仕様により、ポリマーセメントモルタルを充填する。
○ 図示 ()
○ ()
標準仕様書 9. 6. 4（2）の(イ)、(ウ)以外の下地処理
○ 図示 ()
○ ()
型枠締付け材にコーンが使用されている部位及び防水剤の塗布面以外の下地処理
○ 図示 ()
○ ()

下表以外は、標準仕様書 表 9. 7. 1 による
ただし、外装壁タイル接着剤張り目地の場合のシーリングは 1 1 章に、カーテンウォール目地の場合のシーリングは、1 7 章による

施工箇所	シーリングの種類（記号）
● サッシ廻り	MS-2
● 間仕切	MS-2

仕上げを行わない施工箇所
○ 図示 ()
○ ()
シーリング材の目地寸法
※ 標準仕様書 9. 7. 3（1）（ア）～（ウ）による
○ 図示 ()
○ ()
接着性試験
※ 簡易接着性試験
○ 引張接着性試験

4 塗膜防水 (建 9.5.3)
(建表 9.5.1、2)

5 ケイ酸質系塗布防水 (建 9.6.3、4)
(建表 9.6.1)

● 6 シーリング (建 9.7.2、3、5)
(建表 9.7.1)

10

石工事

項目

特記事項

1 施工 (建 10.1.3、5)

石材の割付
○ 図示 ()
粗面仕上げの場合のみ込み部分の仕上げ
○ 図示 ()
○ ()
○ ()
屋内の床を本磨きをする場合のワックスかけ
○ 行う
適用場所： ○ すべて
○ ()
○ 行わない

天然石

施工箇所	岩石の種類	等級	形状及び寸法 (mm)	厚さ (mm)	表面仕上げの種類	備考
○ 床石		○ 2等品	○ 正方形に近い矩形 (石材 1 枚の面積が 0. 8 m ² 以下) ○ ()	図示	○ 粗磨き ○ 本磨き	
○		○ 2等品	○ 正方形に近い矩形 (石材 1 枚の面積が 0. 8 m ² 以下) ○ ()	図示	○ 粗磨き ○ 本磨き	

ジェットバーナー仕上げのバフ仕上げの有無
○ あり
○ 無し

テラゾブロック

施工箇所	石の種類	種石の大きさ (mm)	形状による区分	仕上面による区分	寸法	表面仕上げの種類	備考
	※ 大理石 ○ 花こう岩 ※ 大理石 ○ 花こう岩	※ 1. 5～1 2 ※ 1. 5～1 2	○ 平もの ○ 役もの ○ 平もの ○ 役もの	○ 片面 ○ 片面 ○ 両面	○ 図示 ○ 図示		

テラゾタイル

施工箇所	種石の種類	種石の大きさ (mm)	寸法による区分	表面仕上げの種類	備考
	※ 大理石 ○ 花こう岩 ※ 大理石 ○ 花こう岩	※ 1. 5～1 2 ○ () ※ 1. 5～1 2 ○ ()	○ 3 0 0 型 ○ 4 0 0 型 ○ 3 0 0 型 ○ 4 0 0 型		

取付け用モルタル、既調合の目地モルタル、石裏面処理材、裏打ち処理材、金物の固定に使用する充填材料等
※ 専門工事業者の指定する製品
○ ()

受金物 材質 ※ S U S 3 0 4
○ ()
形状及び寸法
○ L-7 5×7 5×6 (mm) の加工、長さ=1 0 0 mm
○ L-7 5×7 5×6 (mm) の加工、長さ=1 5 0 mm
○ ()

アンカーの材質及び寸法
材質 ※ S S 4 0 0
○ ()
寸法 ○ ()
あと施工アンカーの材質、寸法等
種類 ○ ()
材質 ○ ()
寸法 ○ ()

ドレインパイプの材質
○ 樹脂ネット製パイプ クロスメッシュ巻き 2 5～3 5 φ
○ ()

石裏面処理
○ 適用する
○ 適用しない
裏打ち処理
○ 適用する
○ 適用しない
下地こしらえ
※ あと施工アンカー、横筋横流し工法
○ 流し筋工法
○ あと施工アンカー工法

目地 一般目地
○ シーリング材 目地幅 標準仕様書 表 9. 7. 1 による
○ 目地モルタル 目地幅 6 mm 以上
○ 既調合の目地モルタル種類 ()
目地幅 6 mm 以上

伸縮調整目地
位置 ※ 標準仕様書 表 1 1. 1. 1 による
○ 図示 ()
シーリング材 ○ 標準仕様書 表 9. 7. 1 による
○ ()
目地寸法 ※ 幅、深さとも 1 0 mm 以上
○ 図示 ()

受金物 材質 ※ S S 3 4 0
○ ()
形状及び寸法
○ L-7 5×7 5×6 (mm) の加工、長さ=1 0 0 mm
○ L-7 5×7 5×6 (mm) の加工、長さ=1 5 0 mm
○ ()

アンカーの材質及び寸法
材質 ※ S S 4 0 0
○ ()
寸法 ○ ()
あと施工アンカーの材質、寸法等
種類 ○ ()
材質 ○ ()
寸法 ○ ()

石裏面処理
○ 適用する
○ 適用しない
裏打ち処理
○ 適用する
○ 適用しない
下地こしらえ
※ あと施工アンカー、横筋横流し工法
○ あと施工アンカー工法

2 石材等 (建 10.2.1～3)
(建表 10.2.1、2)

3 外壁湿式工法 (建 10.2.2、3)
(建 10.3.2、3)

4 内壁空積工法 (建 10.2.2)
(建 10.4.2、3)

10

石工事（続き）

項目

特記事項

5 外壁乾式工法 (建 10.2.2)
(建 10.5.2、3)
(建表 10.2.4)

目地 一般目地
○ シーリング材 目地幅 標準仕様書 表 9. 7. 1 による
○ 目地モルタル 目地幅 6 mm 以上
○ 既調合の目地モルタル種類 ()
目地幅 6 mm 以上
伸縮調整目地
位置 ※ 6 m 程度ごと
○ 図示 ()
シーリング材 ※ 標準仕様書 表 9. 7. 1 による
○ ()
目地寸法 ※ 幅、深さとも 1 0 mm 以上
○ 図示 ()

乾式工法的方式による金物の種類、形状、寸法等
○ 図示
○ 標準仕様書 表 1 0. 2. 4 によ (方式：○ スライド方式 ○ ロッキング方式)
アンカーの材質及び寸法
※ ステンレス (S U S 3 0 4) M 1 0
○ ()
あと施工アンカーの材質、寸法等
種類 ○ ()
材質 ○ ()
寸法 ○ ()
だば用の穴の位置
※ 標準仕様書 1 0. 5. 2（2）（ア）による
○ 図示 ()

石裏面処理
○ 適用する
○ 適用しない
裏打ち処理
○ 適用する
○ 適用しない
建築基準法に基づく耐風圧に対応した工法
1 章品質計画の適用区分による風圧力に対応した工法

目地 目地幅及び深さ
○ 8 mm 以上
○ 図示 ()
シーリング材
○ 標準仕様書 表 9. 7. 1 による
○ 図示 ()

透水性吸収防水材
床石張り ○ 適用する ○ 適用しない
石裏面処理
床石張り ○ 適用する ○ 適用しない
階段張り ○ 適用する ○ 適用しない
裏打ち処理材
床石張り ○ 適用する ○ 適用しない

目地 目地幅（屋外） () mm
（屋内） () mm
一般目地
○ シーリング材 目地幅及び深さ ○ 6 mm 以上
○ ()
種類 ○ 標準仕様書 表 9. 7. 1 による
○ ()
○ 目地モルタル 目地幅（屋外） ○ 4 mm 以上
（屋内） ○ 3～6 mm
○ ()
○ 既調合の目地モルタル 目地幅（屋外） ○ 4 mm 以上
（屋内） ○ 3～6 mm
○ ()

伸縮調整目地
位置 ※ 床面積 3 0 m²ごと、細長い通路の場合 6 m ごと及び他の部材と取り合う箇所
○ 図示 ()
シーリング材 ○ 標準仕様書 表 9. 7. 1 による
○ ()
目地寸法 ※ 幅・深さとも 10 mm 以上
○ 図示 ()

取付け工法
○ 外壁湿式工法
○ 乾式工法

特殊部位用金物
材質 ※ ステンレス (S U S 3 0 4)
寸法等 引金物 ○ 標準仕様書 表 1 0. 2. 3 による ○ ()
だば ○ 標準仕様書 表 1 0. 2. 3 による ○ ()
かすがい ○ 標準仕様書 表 1 0. 2. 3 による ○ ()
受金物 ○ 標準仕様書 1 0. 2. 2（1）（イ）による ○ ()

乾式工法的方式による金物の種類、形状、寸法
ファスナー ○ 図示 ()
○ 標準仕様書 表 1 0. 2. 4 による (方式：○ スライド方式 ○ ロッキング方式)

あと施工アンカーの材質、寸法等
種類 ○ ()
材質 ○ ()
寸法 ○ ()
石裏面処理
引金物 ○ 適用する
○ 適用しない
乾式工法の場合の取付け代
○ 7 0 mm 程度
○ ()
石材の裏面の補強用モルタル
○ 適用する
○ 適用しない

目地（湿式工法の場合）
一般目地
○ シーリング材 目地幅 標準仕様書 表 9. 7. 1 による
○ 目地モルタル 目地幅 6 mm 以上
○ 既調合の目地モルタル種類 ()
目地幅 6 mm 以上
伸縮調整目地
位置 ※ 標準仕様書 表 1 1. 1. 1 による
○ 図示 ()
シーリング材 ※ 標準仕様書 表 9. 7. 1 による
○ ()
目地寸法 ※ 幅、深さとも 1 0 mm 以上
○ 図示 ()

目地（乾式工法の場合）
目地幅及び深さ ○ 8 mm 以上
○ ()
シーリング材 ○ 標準仕様書 表 9. 7. 1 による
○ 図示 ()

6 床及び階段の石張り (建 10.6.2、3)

7 笠木、甲板等の石張り (建 10.7.2、3)

建築士事務所名

株式会社 新建築設計事務所

設計者氏名

一級建築士 登録第 209864 号 印
内田 信介

工事名称

貸切営業所休憩室等改修工事

図面名称

建築工事特記仕様書（6）

図面番号

特-11

長崎県営繕工事特記仕様書（ 1 1 ）

2025/04/01版

設計年：令和7年6月

長崎県土木部営繕課

11

タイル工事

1

伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地
(建11.1.3)
(建表 11.1.1)

2

セメントモルタルによるタイル張り
(建11.2.2.3)

3

有機系接着剤によるタイル張り
(建11.3.2~5)

4

階段滑り止め

特記事項

位置 ※標準仕様書 表11.1.1.1による
目地寸法 ※標準仕様書 表9.7.3による
()

タイルの形状、寸法等

施工箇所	種類	形状/寸法 (mm)	吸水性 による区分		うわぐすり		役物		色		再生材料の 概要		耐凍害性		耐滑り性	備考
			i	ii	iii	施ゆう	無ゆう	有	無	標準	特注	有	無			
			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		

標準的な曲がりの役物は一体成形とする

試験張り ○行う ○行わない

見本焼き ○行う ○行わない

下地モルタル塗りを行うコンクリート素地面の処理
○目荒し工法（高圧水洗処理）
○MC R工法
○（ ）

壁タイル張りの工法
内装タイル
○密着張り
○改良横上げ張り
○改良圧着張り
○ユニットタイル

外装タイル
※密着張り
○改良横上げ張り
○改良圧着張り
○ユニットタイル

内装タイル以外のユニットタイル
○マスク張り
○モザイクタイル張り

既調合モルタル
モルタル下地としたタイル工事に使用する張付け用モルタルとして、セメント、細骨材、混和剤等を
予め工場において所定の割合に配合した材料とする。
（品質・性能・試験方法）：建築材料等品質性能表による

タイルの形状、寸法等

施工箇所	種類	形状/寸法 (mm)	吸水率 による区分		うわぐすり		役物		色		再生材料の 適用		耐凍害性		耐滑り性	備考
			i	ii	iii	施ゆう	無ゆう	有	無	標準	特注	有	無			
			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		

標準的な曲がりの役物は一体成形とする

試験張り ○行う ※行わない

見本焼き ○行う ※行わない

接着剤のホルムアルデヒド放散量
※規制対象外
○（ ）

目地のシーリング材
打継ぎ目地 ※ポリウレタン系シーリング材
○（ ）
ひび割れ誘発目地 ※ポリウレタン系シーリング材
○（ ）
伸縮調整目地 ※変成シリコーン系シーリング材
○（ ）
その他の目地 ※変成シリコーン系シーリング材
○（ ）
下地調整材塗りを行うコンクリート素地面の処理
○目荒し工法（高圧水洗使用）
○MC R工法
○（ ）

※磁器性
○（ ）

12

木工事

1

含水率
(建12.2.1)

2

製材 [G]
(建12.2.1)
(建12.4.1)
(建12.5.1)
(建12.6.1)
(建12.7.1)

3

造作用集成材 [G]
(建12.2.1)

4

造作用単板積層材 [G]
(建12.2.1)

特記事項

種別	下地材	造作材	備考
※ A種	15%以下	15%以下	全断面の平均の推定値とする
○ B種	20%以下	18%以下	

標準仕様書12.2.の(2)から(6)までで含水率が規定されているものは、その規定による。

○ JAS 1083-5 製材-第5部に基づく下地用針葉樹製材

施工箇所	樹種	寸法 (mm)	等級	形状	含水率	保存処理	材面の品質	間伐材の適用
			※2級 ○（ ）		○ A種 ○ B種 ○（ ）			
			※2級 ○（ ）		○ A種 ○ B種 ○（ ）			

○ JAS 1083-2 製材-第2部に基づく造作用針葉樹製材

施工箇所	樹種	寸法 (mm)	等級	形状	含水率	保存処理	材面の品質	間伐材の適用
			※上小節 ○（ ）		○ A種 ○ B種 ○（ ）			
○見え掛り面								
見え掛り面以外			※小節以上 ○（ ）		○ A種 ○ B種 ○（ ）			

○ JAS 1083-6 製材-第6部に基づく広葉樹製材

施工箇所	樹種	寸法 (mm)	等級	形状	含水率	保存処理	材面の品質	間伐材の適用
			※1等 ○（ ）		※10%以下 ○ A種 ○ B種 ○（ ）			
○								
○			※1等 ○（ ）		※10%以下 ○ A種 ○ B種 ○（ ）			

○ JAS 1083 (製材) 以外の製材

施工箇所	樹種	寸法 (mm)	造作材の材面の品質	防虫処理	含水率	間伐材の適用
			○（ ） 造作材の場合 ※ A種 ○ B種	○適用する ○適用しない	※ A種 ○ B種 ○（ ）	
○						

ホルムアルデヒド放散量
※規制対象外
○（ ）

○「集成材の日本農林規格」による造作用集成材

施工箇所	樹種	寸法 (mm)	見付け材面数	見付け材面の品質	間伐材の適用
				※1等 ○2等	
				※1等 ○2等	

○「集成材の日本農林規格」による化粧ばり造作用集成材

施工箇所	化粧薄板の樹種	芯材の樹種	寸法 (mm)	化粧薄板の厚さ	見付け材面数	見付け材面の品質	間伐材の適用
						※1等 ○2等	
						※1等 ○2等	

○「集成材の日本農林規格」による化粧ばり構造用集成柱

施工箇所	化粧薄板の樹種	芯材の樹種	寸法 (mm)	化粧薄板の厚さ	見付け材面の品質	間伐材の適用

○「集成材の日本農林規格」以外の造作用集成材

施工箇所	樹種	寸法 (mm)	見付け材面の品質	含水率	間伐材の適用
				※15%以下 ○（ ）	

○「集成材の日本農林規格」以外の化粧ばり造作用集成材

施工箇所	化粧薄板の樹種	芯材の樹種	寸法 (mm)	化粧薄板の厚さ	見付け材面の品質	含水率	間伐材の適用
						※15%以下 ○（ ）	

○「集成材の日本農林規格」以外の化粧ばり構造用集成柱

施工箇所	化粧薄板の樹種	芯材の樹種	寸法 (mm)	化粧薄板の厚さ	見付け材面の品質	含水率	間伐材の適用
						※15%以下 ○（ ）	

ホルムアルデヒド放散量
※規制対象外
○（ ）

○ JAS 0701に基づく造作用単板積層材

施工箇所	厚さ (mm)	表面の化粧加工	防虫処理	間伐材の適用
		○あり 加工 ○天然木加工 ○塗装加工	○適用する ○適用しない	
		○なし（等級： ）		

12

木工事（続き）

5

合板等
(建12.2.1)

6

接合具等
(建12.2.2)

7

接着剤
(建12.2.2.3)

8

防腐・防蟻
(建12.3.1.2)

特記事項

○ JAS 0701以外の造作用単板積層材

施工箇所	厚さ (mm)	表面の化粧加工	防虫処理	含水率	間伐材の適用
		○あり 加工 ○天然木加工 ○塗装加工	○適用する ○適用しない	※14%以下 ○（ ）	
		○なし（等級： ）			

○ JAS 3079に基づく直交集成板 (CLT) [G]

施工箇所	品名	曲げ性能 (強度等級)	種別	接着性能 (使用環境)	樹種	寸法 (mm)	間伐材の適用

ホルムアルデヒド放散量
※規制対象外
○（ ）

※「合板の日本農林規格」に基づく普通合板 [G]

施工箇所	厚さ (mm)	単板の樹種名	接着の程度	板面の品質	防虫処理	間伐材の適用
	※5.5 ●（12）	●ラワン ○しな ○（ ）	※1類 ○2類	広葉樹 ※2等以上 ○1等 針葉樹 ※C-D以上 ○（ ）	○適用する ○適用しない	

○「合板の日本農林規格」に基づく構造用合板 [G]

施工箇所	厚さ (mm)	等級	単板の樹種名	接着の程度	板面の品質	防虫処理	強度等級	間伐材の適用
	※12 ○	※2級以上 ○1級		※1類 ○特類	※C-D以上 ○（ ）	○適用する ○適用しない	（ ） ○適用しない	

○「合板の日本農林規格」による化粧ばり構造用合板 [G]

施工箇所	厚さ (mm)	単板の樹種名	接着の程度	防虫処理	間伐材の適用
			○1類 ○特類	○適用する ○適用しない	

○「合板の日本農林規格」による天然木化粧合板 [G]

施工箇所	厚さ (mm)	化粧板に使用する単板の樹種名	接着の程度	防虫処理
			○1類 ○2類	○適用する ○適用しない

○「合板の日本農林規格」による特殊加工化粧合板 [G]

施工箇所	厚さ (mm)	接着の程度	表面性能	単板の樹種名	化粧加工の方法	防虫処理
		○1類 ○2類				○適用する ○適用しない

○パーティクルボード [G]

施工箇所	厚さ (mm)	表裏面の状態 による区分	曲げ強さによる区分	耐水性による区分	難燃性による区分
	※15 ○（ ）		※13タイプ ○（ ）	※P又はM ○（ ）	

○ JAS 0360に基づく構造用パネル

施工箇所	厚さ (mm)	等級
		○1級 ○2級 ○3級 ○4級

○MDF [G]

施工箇所	厚さ (mm)	表裏面の状態 による区分	曲げ強さによる区分	接着剤による区分	難燃性による区分

造作材の化粧面の釘打ち
※隠し釘打ち ○釘頭埋め木 ○つぶし頭釘打ち ○釘頭現し

諸金物 ※かすかい、座金、箱金物、短冊金物
（標準仕様書 表12.2.3~5 に示す程度の市販品 表14.2.2 のF種程度）
○（形状： 寸法： 材質： ）

ホルムアルデヒド放散量
※規制対象外
○（ ）

○防腐、防蟻処理が不要な樹種による製材
適用部位：（ ）

○薬剤の加圧注入による防腐・防蟻処理

適用部材		保存処理性能区分	
○		○ K2	○ K3 ○ K4
○		○ K2	○ K3 ○ K4

●薬剤の塗布等による防腐・防蟻処理

適用部位	処理の方法	薬剤の種類
○	※標仕12.3.1(イ)(b)による ○（ ）	○ JIS K 1571に適合又は同等品
○	※標仕12.3.1(イ)(b)による ○（ ）	

○薬剤の接着材への混入による防腐、防蟻処理
適用部位：（ ）

○合板の加圧注入処理の適用
適用部位：（ ）

長崎県営繕工事特記仕様書（ 12 ）

設計年：令和7年6月

長崎県土木部営繕課

建築士事務所名
株式会社 新建築設計事務所
長崎県知事登録 第(22) - 10267 号

設計者氏名
一級建築士 登録第 209864 号 印
内田 信介

工事名称
貸切営業所休憩室等改修工事

図面名称
建築工事特記仕様書（7）

図面番号
特-12

14

金属工事（続々）

7

アルミニウム笠木
(建14.7.2、3)
(建表 14.2.1、建表 14.7.1)

特記事項

施工箇所	種類	製品幅	呼称肉厚	表面処理	
				種別	色合い等
	☐ 押出し250形	☐ 240 ☐ 250	※ 1.6以上		☐ 標準色 ()
	☐ 押出し300形	☐ 300	※ 1.8以上		☐ ()
	☐ 押出し350形	☐ 350	※ 2.0以上		☐ 特注色 ()
	☐ ()	☐ ()	※ 2.0以上		☐ ()
	☐ 板材折曲げ形	☐ ()	※ 2.0以上		

棟上避雷導体システム
☐ なし
☐ あり (実厚2.0以上)

笠木の固定金具の工法等
取付け用下地
※ 標準仕様書14.4による
☐ 図示

笠木の固定金具の工法等
1章品質計画の適用区分による風圧力に対応した工法

8

手すり及びタラップ

材料及び仕上
手すり

☐ 図示
☐ SUS304
表面処理
☐ HL 程度
()

☐ 鋼製
表面処理
☐ 溶融亜鉛めっき
()

タラップ
☐ 図示
☐ SUS304
スリップ止め加工
☐ あり
☐ なし

☐ 鋼製
表面処理
☐ 溶融亜鉛めっき
標準仕様書 表14.2.2による
☐ C種
()

15

左官工事

1

モルタル塗り
(建15.3.2、5)

モルタル

☒ 現場調査材料
☐ 既調査材料 (材料:)

既製目地材
☐ 設ける 施工箇所 (形状) ☒ 図示
☐ ()
☐ 設けない

床の目地
☒ 設ける 目地割り ☒ 2㎡程度 (最大目地間隔3㎡程度)
☐ ()
目地の種類 ☒ 押し目地
☐ ()
☐ 設けない

外装壁タイル張り下地等の下地モルタル塗り及び下地調整塗材塗りの接着力試験
☐ 適用する
☐ 適用しない

☐ 防水剤
(品質・性能・試験方法) : 建築材料等品質性能表による

ラス系下地
☐ 二層下地通気構造
☐ 単層下地通気構造
換気口部の措置
☐ 公共木造建築工事標準仕様書 11.4.3(2)(ク)
()
☐ 直張りラスモルタル下地
☐ 直張りラスシートモルタル下地

建築基準法に基づく耐力壁、耐火構造、準防火構造等の指定
☐ ()

ラスの材料
材料記号 ☒ K ☐ ()
種類 二層下地通気構造 ☐ 波型ラス (W700) ☐ こぶラス (K800)
☐ 力骨付きラス (BP700) ()
単層下地通気構造 ☐ リプラスC (RC800) に裏打ち材と一体化したラス☐ ()

ラスシートの材料
ラス目による区分
☒ M ☐ ()
山高、山ピッチ、質量及び溶接区分による区分
☒ LS4 (建築基準法に基づく耐力壁) ☐ ()
ステープルの形状及び寸法 ☐ リプラスC (RC800) の場合L925TS以上
☐ 波型ラス (W700) の場合L1019JS以上
☐ ()
直張りラスシートモルタル下地で建築基準法に基づく耐力壁のラスシートの施工
()

せっこうボード及びせっこうラスボードの種類及び厚さ
種類 ☐ GB-R ☐ GB-L ☐ ()
厚さ (12.5) mm
木質系セメント板の種類及び厚さ
種類
長さ () mm

建築基準法に基づく耐力壁の指定
☐ 指定あり
☐ 指定なし

木ずり用小幅板の種類
☒ 杉 (心去り材)
☐ ()

☐ せっこう系 ☒ セメント系

建物内部に使用する塗料のホルムアルデヒド放散量
※ 規制対象外
☐ ()

仕上塗材の種類
☐ 薄付け仕上塗材

種類 (呼び名)	仕上げる形状	工法	吸放湿性
☐	☐	☐	☐ 適用する
☐	☐	☐	☐ 適用する

防火材料 ☐ 建築基準法に基づく指定又は認定品 ()

☐ 厚付け仕上塗材

種類 (呼び名)	仕上げる形状	工法	吸放湿性	上塗材
☐	☐	☐	☐ 適用する	☐ 適用する
☐	☐	☐	☐ 適用する	☐ 適用する

防火材料 ☐ 建築基準法に基づく指定又は認定品 ()

☐ 複層仕上塗材

種類 (呼び名)	仕上げる形状	工法	上塗材の種類	耐候性
☐	☐	☐	溶媒 ☐ 水系 ☐ 耐候形3種 ☐ () ☐ 耐候形2種 樹脂 ☐ アクリル系 ☐ 耐候形1種 ☐ () ☐ () 外観 ☐ つやあり ☐ () ☐ メタリック ☐ ()	
☐	☐	☐	溶媒 ☐ 水系 ☐ 耐候形3種 ☐ () ☐ 耐候形2種 樹脂 ☐ アクリル系 ☐ 耐候形1種 ☐ () ☐ () 外観 ☐ つやあり ☐ () ☐ メタリック ☐ ()	

防火材料 ☐ 建築基準法に基づく指定又は認定品 ()

☐ 軽量骨材仕上塗材

種類 (呼び名)	防火材料
☐	☐
☐	☐

15

左官工事（続々）

8

A L Cパネルの場合の
下地処理 (建15.6.4)

内壁目地部の形状
☐ V形目地付き
☐ ()

9

マステック塗料塗り
(建15.7.2)

種別 ☐ A種
☐ B種 (仕上材塗り: E P-G) ☒ B種 ☐ A種

10

せっこうプaster塗り
(建15.8.5)

下塗り ☐ 既調査プaster (下塗り用)
☐ 現場調査プaster (下塗り用)

上塗り ☐ 既調査プaster (上塗り用)
☐ しっくい塗り

11

ロックウール吹付け
(建15.12.2、3)

ロックウールのホルムアルデヒド放散量
※ 規制対象外
☐ ()

接着剤のホルムアルデヒド放散量
※ 規制対象外
☐ ()

仕上吹付け厚さ (mm)
☐ 図示
☐ 2.5mm
☐ ()

色彩 ☐ 着色 ()
☐ 原色

12

しっくい塗り
(建15.10.1~4)

しっくい ☐ 既調査材料
色しっくい ☐ 適用する
☐ 適用しない

☐ 現場調査材料

下地 ☐ せっこうボード ☐ せっこうラスボード ☐ モルタル塗り ☐ 木ずり
☐ こまい土壁 ☐ 下塗りをせっこうプasterとし上塗りに使用する場合
☐ ()

既調査しっくいの調査
☐ せっこうボード下地
☐ 標準仕様書 表15.10.1
☐ ()
☐ モルタル塗り下地
☐ 標準仕様書 表15.10.2
☐ ()
☐ せっこうラスボード下地
☐ 製造所の仕様による
☐ ()

現場調査しっくいの調査及び各層の塗厚
☐ 木ずり下地
☐ 標準仕様書 表15.10.1
☐ ()
☐ せっこうプaster下地、こまい下地
☐ 標準仕様書 表15.10.2
☐ ()

既調査しっくいの上塗り仕上げ工法
☐ なで切り仕上げ
☐ パターン仕上げ

13

こまい壁塗り
(建15.11.2~5、7、8)

のり ☐ 土壁用ののり
☐ ふのり ☒ つのまた ☐ ぎんなんそう
☐ 粉末海藻 ☐ ()

☐ 砂壁用ののり
☒ ふのり ☐ つのまた ☐ こんにゃくのり
☐ にかわ ☐ 合成高分子系混和剤 ☐ ()

色土 ☐ 土物仕上げ用に用いる土色の種類 ()
☐ 大津仕上げ用に用いる土壁の種類 ()

色砂の種類
☐ 天然砂と岩石の砕砂
☐ 人工的に着色・製造したもの

調査
下塗りの場合
☒ 標準仕様書 表15.11.2による
☐ ()

塗厚
☒ 標準仕様書 表15.11.8による
☐ 建築基準法に基づく耐力壁のある場合
☐ ()

こまい壁の工程
☒ A種
☐ B種
☐ こまい壁塗りの上塗りとする土物仕上げの工法の種類
☐ 土物仕上げ工法
☐ 水ごね土物1工法 ☐ 水ごね土物2工法
☐ のりさし土物工法 ☐ のりごね土物工法
☐ 砂壁仕上げ工法
☐ 切返し仕上げ工法
☐ こまい壁塗りの上塗りとする大津仕上げの工法の種類
☐ 普通大津仕上げ工法
☐ 大津みがき仕上げ工法

ちりじゃくり
☐ 図示
☐ ()

長崎県営繕工事特記仕様書 (14)

2025/04/01版

設計年: 令和7年6月

長崎県土木部営繕課

建築士事務所名

株会社 新建築設計事務所

長崎県知事登録 第(22) - 10267 号

設計者氏名

一級建築士 登録第 209864 号

内田 信介

工事名称

貸切営業所休憩室等改修工事

図面名称

建築工事特記仕様書 (9)

図面番号

特-14

●

5

建具改修工事

●

1

改修工法

(建改5.1.3)

建具の種類		かぶせ工法	撤去工法	適用箇所	
●	アルミニウム製建具		●	●	建具表による
○	樹脂性建具			○	103・105・106号室玄関扉
○	鋼製建具	○ 外部		○	建具表による
○	鋼製建具	○ 内部		○	建具表による
○	鋼製軽量建具			○	建具表による
○	ステンレス製建具			○	建具表による
○	木製建具			○	建具表による

新規に建具を設ける場合
壁部分の開口の開け方
※ 図示
新規建具周囲の補修工法及び範囲
※ 図示
建具周囲のシーリングは、建築改修工事特記仕様書 3 章 防水改修工事による

防火戸の指定
○ 指定する
○ 指定しない
防火戸の自動閉鎖機構及び防火戸とヒューズ装置、熱感知器又は煙感知器との連動
○ 連動させる
○ 連動させない

○ 適用する
※ 適用しない

性能等級
○ 外部に面する建具の種別（コンクリート系下地及び鉄骨下地）
○ A 種 建具符号： ○ 建具表による ○（ ）
○ B 種 建具符号： ○ 建具表による ○（ ）
○ C 種 建具符号： ○ 建具表による ○（ ）
○ 外部に面する建具の種別（木下地）
○ D 種 建具符号： ○ 建具表による ○（ ）
○ E 種 建具符号： ○ 建具表による ○（ ）
○ 上記によらない場合
耐風圧性の等級 ○（ ）
気密性の等級 ○（ ）
水密性の等級 ○（ ）
建具符号： ○ 建具表による ○（ ）
防音ドア、防音サッシ
遮音性の等級 ○（ ）
（建具符号： ○ 建具表による ○（ ））
断熱ドア、断熱サッシ **G**
断熱性の等級 ○（ ）
（建具符号： ○ 建具表による ○（ ））
耐震ドア
面内変形追随性の等級 ○（ ）
（建具符号： ○ 建具表による ○（ ））
形状及び仕上げ
枠の見込み寸法
○ 建具表による ○（ ）
表面処理
外部に面する建具
種別 ○ B B－1 種 ○ B B－2 種（改修標準仕様書 表5.2.2）
着色 ○ 標準色 ○（ ） ○ 特注色 ○（ ）
屋内に使用する建具
種別 ○ B C－1 種 ○ B C－2 種（改修標準仕様書 表5.2.2）
着色 ○ 標準色 ○（ ） ○ 特注色 ○（ ）
結露水の処理方法
○ 建具表による ○ 図示

材料
ステンレス鋼板
※ SUS304、SUS430J1L、又はSUS443J1
○（ ）
ステンレス製のくつずりの仕上げ
※ H L
○ No.2 B
○（ ）

工法
水切り板、ぜん板
○ 建具表による ○ 図示

種類	材種	線径	網目
○ 防虫網	※ 合成樹脂製 ○ ガラス繊維入り合成樹脂製 ○ ステンレス（SUS316）製	※ 0.25mm以上 ○（ ）	※ 16～18メッシュ ○（ ）
○ 防鳥網	○ ステンレス（SUS304）線材	○ 1.5mm	○ 網目寸法15mm

●

2

防火戸

(建改5.1.4)

■

3

防犯建物部品

(建改5.1.7)

■

4

アルミニウム製建具

(建改5.2.2～5)
(建改表 5.2.1.2)
(建16.2.2)

■

5

網戸等

(建改5.2.3)
(建改5.3.3)

■

5

建具改修工事（続き）

■

6

樹脂製建具

(建改5.2.2)
(建改5.3.2～5)
(建改表 5.3.1)
(建16.2.2)

性能等級
○ 外部に面する建具の種別（コンクリート系下地及び鉄骨下地）
○ A 種 建具符号： ○ 建具表による ○（ ）
○ B 種 建具符号： ○ 建具表による ○（ ）
○ C 種 建具符号： ○ 建具表による ○（ ）
○ 外部に面する建具の種別（木下地）
○ D 種 建具符号： ○ 建具表による ○（ ）
○ E 種 建具符号： ○ 建具表による ○（ ）
○ 上記によらない場合
耐風圧性の等級 ○（ ）
気密性の等級 ○（ ）
水密性の等級 ○（ ）
建具符号： ○ 建具表による ○（ ）
防音ドア、防音サッシ
遮音性の等級 ○ T－1 ○ T－2
（建具符号： ○ 建具表による ○（ ））
断熱ドア、断熱サッシ **G**
断熱性の等級 ○ H－4 ○ H－5 ○ H－6 ○（ ）
（建具符号： ○ 建具表による ○（ ））
外部に面する建具の日射熱取得性の等級
○（ ）

材料
ガラス
○ 建具表による
※ 複層ガラス
ステンレス製のくつずりの仕上げ
※ H L
○ No.2 B
○（ ）

形状及び仕上げ
枠の見込み寸法
○ 建具表による ○（ ）
表面色 ○ 標準色 ○ 特注色

工法
水切り板、ぜん板
○ 建具表による ○ 図示

性能等級
簡易気密性ドアセット
○ 適用する（建具符号： ○ 建具表による ○（ ））
○ 適用しない
外部に面する建具の耐風圧性
○ S－4（建具符号： ○ 全て ○ 建具表による ○（ ））
○ S－5（建具符号： ○ 全て ○ 建具表による ○（ ））
○ S－6（建具符号： ○ 全て ○ 建具表による ○（ ））
防音ドア、防音サッシ
遮音性の等級 ○（ ）
（建具符号： ○ 建具表による ○（ ））
断熱ドア、断熱サッシ **G**
断熱性の等級 ○ H－4 ○ H－5 ○ H－6 ○（ ）
（建具符号： ○ 建具表による ○（ ））
耐震ドア
面内変形追随性の等級 ○（ ）
（建具符号： ○ 建具表による ○（ ））

材料
ステンレス鋼板
○ SUS304、SUS430J1L又はSUS443J1
○（ ）
ステンレス製のくつずりの仕上げ
※ H L
○ No.2 B
○（ ）

形状及び仕上げ
鋼板類の厚さ
※ 改修標準仕様書 表5.4.2による
○（ ）mm 使用箇所 ○（ ）
標準型鋼製建具の形式及び寸法
○ 建具表による ○（ ）

性能等級
簡易気密性ドアセット
○ 適用する（建具符号： ○ 建具表による ○（ ））
○ 適用しない
防音ドア、防音サッシ
遮音性の等級 ○（ ）
（建具符号： ○ 建具表による ○（ ））
断熱ドア、断熱サッシ **G**
断熱性の等級 ○ H－4 ○ H－5 ○ H－6 ○（ ）
（建具符号： ○ 建具表による ○（ ））
耐震ドア
面内変形追随性の等級 ○（ ）
（建具符号： ○ 建具表による ○（ ））

材料
鋼板
○ 亜鉛めっき鋼板
○ ビニル被覆鋼板
○ カラー鋼板
○ ステンレス鋼板
ステンレス鋼板
○ SUS304、SUS430J1L又はSUS443J1
○（ ）
召合せ、縦小口包み板の材料
※ 鋼板
○（ ）
ステンレス製のくつずりの仕上げ
※ H L
○ No.2 B
○（ ）

形状及び仕上げ
鋼板類の厚さ（mm）
※ 改修標準仕様書 表5.5.1による
○（ ）mm 使用箇所 ○（ ）
標準型鋼製建具の形式及び寸法
○ 建具表による ○（ ）

■

7

鋼製建具

(建改5.2.2)
(建改5.4.2～5)
(建改表 5.4.2)

■

8

鋼製軽量建具

(建改5.2.2)
(建改5.5.2～4)

■

5

建具改修工事（続き）

■

9

ステンレス製鋼板

(建改5.2.2)
(建改5.6.2～5)

性能等級
ドアセット
○ 適用する（建具符号： ○ 建具表による ○（ ））
○ 適用しない
外部に面する建具の耐風圧性
○ S－4（建具符号： ○ 全て ○ 建具表による ○（ ））
○ S－5（建具符号： ○ 全て ○ 建具表による ○（ ））
○ S－6（建具符号： ○ 全て ○ 建具表による ○（ ））
防音ドア、防音サッシ
遮音性の等級 ○（ ）
（建具符号： ○ 建具表による ○（ ））
断熱ドア、断熱サッシ **G**
断熱性の等級 ○（ ）
（建具符号： ○ 建具表による ○（ ））
耐震ドア
面内変形追随性の等級 ○（ ）
（建具符号： ○ 建具表による ○（ ））

材料
ステンレス鋼板
○ SUS304、SUS430J1L又はSUS443J1
○（ ）
ステンレス製のくつずりの仕上げ
※ H L
○ No.2 B
○（ ）

形状及び仕上げ
表面仕上げ
※ H L
○ 鏡面仕上げ
○（ ）

工法
ステンレス鋼板の曲げ加工
※ 普通曲げ
○ 角出し曲げ（○ a 角 ○ b 角 ○ c 角）

建具材の加工、組立時の含水率
※ A 種
○ B 種
建物内部の木製建具に使用する表面材及び接着剤のホルムアルデヒド放散量
※ 規制対象外
○（ ）
○ フラッシュ戸
表面材のホルムアルデヒド放散量
※ 改修標準仕様書 5.7.2（2）（イ）（a）による
○（ ）

合板の種類	規格等
※ 普通合板	表面の樹種 生地、透明塗料塗り ※ ラワン程度 ○（ ） 不透明塗料塗り ※ しな程度 ○（ ） 板面の品質 （ ） 接着の程度 ○ 1 類 ○ 2 類
○ 天然木 化粧合板 G	樹種名 （ ） 接着の程度 ○ 1 類 ○ 2 類
○ 特殊加工 化粧合板 G	化粧加工の方法 ○ オーバーレイ ○ プリント ○ 塗装 表面性能 （ ）タイプ 接着の程度 ○ 1 類 ○ 2 類

表面板の厚さ
※ 改修標準仕様書 表5.7.6による
○（ ）

○ かまち戸
かまち樹種 ○（ ）
鏡板樹種 ○（ ）
見込み寸法 ※ 36mm ○ 建具表による ○（ ）

○ ふすま
張りの種別 ○ I 型 ○ II 型
上張り（押入等の表側以外）
○ 鳥の子 ○ 新鳥の子又はビニル紙程度
○ 鳥の子 ○ 生地縁（素地） ○ 生地縁（ウレタンクリヤー塗装）
縁仕上げ ○ 塗縁 ○ 生地縁（素地）
見込み寸法 ※ 19.5mm ○ 建具表による ○（ ）

○ 戸ぶすま
表面板の仕上げ ○ 建具表による ○（ ）
見込み寸法 ※ 30mm ○ 建具表による ○（ ）

<

章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項																																																																																									
5 建具改修工事（続き）	● 11 建具用金物 (建改5.8.2～4) (建改 表5.8.1)	● マスターキー ※ 製作する (●新規 ○既存にあわせる) その他の鍵の製作本数 ○各室 3本 1組 (室名札付き) ○ () ● シリンダー錠 ○レバーハンドル 材質 ○アルミニウム合金 ○ステンレス ○黄銅 座金 ○丸座 ○長座 ● 握り玉 材質 ※ ステンレス ○ 本締り錠 (品質、性能)：建築材料等品質性能表による ○ 空錠 ○レバーハンドル 材質 ○アルミニウム合金 ○ステンレス ○黄銅 座金 ○丸座 ○長座 ○ 握り玉 材質 ※ ステンレス ○ グレモン錠 レバーハンドルの材質 ○亜鉛合金 ○ステンレス 製造所 ○図示 ○ ビボットヒンジ カパー部の材質 ○ステンレス ○亜鉛合金 ○フロアヒンジ (○Grade 1 ○Grade 2) カパー部の材質 ※ ステンレス ○ ヒンジクロザー (丁番形) 材質 ○鋼 (焼付け塗装) ○ () ○ ヒンジクロザー (ビボット形) 材質 ○鋼 (焼付け塗装) ○ () ● ドアクローガー (○Grade 1 ○Grade 2) 材質 ● アルミニウム合金 ○ () ○ 押棒、押板 材質 ○ステンレス ○黄銅 ○合成樹脂 ○ アームストッパー 材質 ○鋼 (クロームめっき) ○ステンレス ○ クレセント 材質 ○建具製造所の仕様による ○ 排煙オペレーター ○埋込 ○露出 金物の種類及び見え掛り部の材質等 ※ 改修標準仕様書 表5. 8. 1により、適用は建具表による 金属製建具用丁番の枚数及び大きさ ※ 改修標準仕様書 表5. 8. 2による ○建具表による 樹脂製建具用丁番の枚数及び大きさ ※ 改修標準仕様書 表5. 8. 3による ○建具表による 木製建具に使用する丁番の枚数及び大きさ ※ 改修標準仕様書 表5. 8. 4による ○建具表による 木製建具に使用する戸車及びレール ※ 改修標準仕様書 表5. 8. 5による ○建具表による ● 12 鍵 (建16.8.4) ● マスターキー ● 作製する (●新規 ○既存にあわせる) 鍵の製作本数 ○各室 3本 1組 (室名札付き) ○ () 鍵箱 ○無し ○有り 種類 ○鋼製市販品 ○ () 形式 ○30本入 () 個 ○60本入 () 個 ○120本入 () 個 ○本入 () 個 戸の開閉方式 ○建具表による ○ () 引き戸用駆動装置 性能値 ※ 改修標準仕様書 表5. 9. 1による (防錆 ○適用する ○適用しない) ○以下による 種類・開閉方法 () 耐久性 (サイクル) () 耐電圧 () 防錆 () 温度上昇 () 電源 () 車椅子使用者用便所出入口引き戸用駆動装置 性能値 ※ 改修標準仕様書 表5. 9. 2による (防錆 ○適用する ○適用しない) ○以下による 耐電圧 () 防錆 () 温度上昇 () 電源 () 耐久性 (サイクル) () 引き戸用検出装置 性能値 ※ 改修標準仕様書 表5. 9. 3による (防錆 ○適用する ○適用しない) ○以下による 耐電圧 () 防滴 () 防錆 () 電源 () 引き戸用検出装置の種類 ○光線 (反射) センサー ○熱線センサー ○音波センサー ○光電センサー ○電波センサー ○押しボタンスイッチ ○タッチスイッチ () ○車椅子使用者用便所スイッチ (○大形押しボタンスイッチ ○非接触スイッチ) 凍結防止措置 ○行う ○行わない 駆動力 ○電気式又は電動油圧式 ○ () 電源 ○単相100V (過電流保護装置付) ○ () 補助センサー ○安全光線スイッチ1組 ○ () 各開閉装置毎に補助センサーを設ける	5 建具改修工事（続き）	14 自閉式 上吊り引戸装置 (建改5.10.3)	性能値等 ※ 改修標準仕様書 表5. 10. 1による ○以下による 手動開き力 () 制動区間 () 手動閉じ力 () 開閉繰り返し () 閉じ速度の調整 () 耐衝撃性 () シャッターの種類 <table><tr><th>名称</th><th>耐風圧強度</th><th colspan="2">開閉方式の種類</th></tr><tr><td>○管理用シャッター</td><td>() Pa</td><td>※ 電動式 (手動併用)</td><td>○手動式</td></tr><tr><td>○外壁用火災シャッター</td><td>() Pa</td><td>※ 電動式 (手動併用)</td><td>○手動式</td></tr><tr><td>○屋内用火災シャッター</td><td>() Pa</td><td>※ 電動式 (手動併用)</td><td>○手動式</td></tr><tr><td>○防煙シャッター</td><td>() Pa</td><td>※ 電動式 (手動併用)</td><td>○手動式</td></tr></table> 安全装置 電動式シャッターの急降下制動装置、急降下停止装置 (設置箇所○建具表による○ ()) 電動式シャッターの障害物感知装置 (設置箇所○建具表による○ ()) 屋内用火災シャッター若しくは防煙シャッターの危害防止装置 (設置箇所○建具表による○ ()) 管理用シャッターのシャッターケース ○設ける ○設けない スラット及びシャッターケース用鋼板 鋼板の種類 ○JIS G 3302 (溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯) ○JIS G 3312 (塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯) めっきの付着量 ※ Z12又はF12 ○ () 電動式の場合の電源 ○三相200V 0. 75Kw以下 (過電流保護装置付) ○なし リモコンの有無 ○なし ○あり (リモコン個数 個) ガイドレール、まくさ、外部に面する箇所に用いる座板及び座板のカパー、 外部に面する箇所に用いるスイッチボックス類のふたの材質 ※ ステンレス鋼板 SUS304、SUS430J1L又はSUS443J1 ○ () 開閉形式 ※ 手動式 ○電動式 (手動併用) 耐風圧強度 () Pa 安全装置 電動シャッターの障害物感知装置 (設置箇所○建具表による○ ()) スラットの材質の種類 ○JIS G 3312 (塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯) めっき付着量： ※ Z06又はF06 ○JIS G 3322 (塗装溶融55%アルミニウム亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯) めっき付着量： ※ A290 スラットの形状 ○インターロック型形 ○オーバーラッピング形 ガイドレール・座板の材質 ○ステンレス(SUS304) ○溶融亜鉛めっき鋼板 電動式の場合の電源 ※ 単相100V (過電流保護装置付) ○ () <table><tr><th>セクション材料による区分</th><th>耐風圧区分</th><th>開閉方式による区分</th><th>収納形式による区分</th><th>ガイドレールの材質</th></tr><tr><td>※ スチールタイプ</td><td>○125</td><td>※ バランス式</td><td>○スタンダード形</td><td>※ 溶融亜鉛めっき鋼板</td></tr><tr><td>○アルミニウムタイプ</td><td>○100</td><td>○チェーン式</td><td>○ローヘッド形</td><td></td></tr><tr><td>○ファイバーグラスタイプ</td><td>○75</td><td>○電動式</td><td>○ハイリフト形</td><td>○ステンレス鋼板</td></tr><tr><td></td><td>○50</td><td></td><td>○バーチカル形</td><td></td></tr></table> 電動式オーバーヘッドドアの障害物感知装置 (設置箇所○建具表による○ ())	名称	耐風圧強度	開閉方式の種類		○管理用シャッター	() Pa	※ 電動式 (手動併用)	○手動式	○外壁用火災シャッター	() Pa	※ 電動式 (手動併用)	○手動式	○屋内用火災シャッター	() Pa	※ 電動式 (手動併用)	○手動式	○防煙シャッター	() Pa	※ 電動式 (手動併用)	○手動式	セクション材料による区分	耐風圧区分	開閉方式による区分	収納形式による区分	ガイドレールの材質	※ スチールタイプ	○125	※ バランス式	○スタンダード形	※ 溶融亜鉛めっき鋼板	○アルミニウムタイプ	○100	○チェーン式	○ローヘッド形		○ファイバーグラスタイプ	○75	○電動式	○ハイリフト形	○ステンレス鋼板		○50		○バーチカル形		15 重量シャッター (建改5.11.2. 3)	16 軽量シャッター (建改5.12.2～4)	17 オーバーヘッドドア (建改5.13.2. 3)	5 建具改修工事（続き）	18 ガラス (建改3.7) (建改5.14.2～4)	○フロート板ガラスの品種及び厚さの呼びによる種類 ○建具表による ○ () ○型板ガラスの厚さのよる種類 ○建具表による ○ () ○網入りガラス及び繰入板ガラスの網又は線の形状、板の表面の状態及び厚さの呼びによる種類 ○建具表による ○ () ○合わせガラス 材料板ガラスの種類及び厚さの組合せ並びに合わせガラスの合計厚さによる種類 ○建具表による ○ () 形状による種類 ○平面合わせガラス ○曲面合わせガラス 落球衝撃はく離特性並びにショットバック衝撃特性による種類 ○Ⅰ類 ○Ⅱ-Ⅰ類 ○Ⅱ-2類 ○Ⅲ類 ○強化ガラス 形状による種類、材料板ガラスの種類による名称 ○建具表による ○ () 破片の状態及びショットバック衝撃特性による種類 ○Ⅰ類 ○Ⅲ類 ○熱線吸収板ガラス 板ガラスによる種類、厚さによる種類 ○建具表による ○ () 性能による種類 ○Ⅰ種 ○Ⅱ種 ○復層ガラス 材料板ガラスの種類及び厚さの組合せ並びに複層ガラスの厚さ ○建具表による ○ () 断熱性による区分 ○T1 ○T2 ○T3 ○T4 ○T5 ○T6 日射取得性、日射遮蔽性による区分 ○G ○S 乾燥気体の種類 ○空気 ○アルゴン ○ () ○熱線反射ガラス 材料板ガラスの種類及び厚さによる種類 ○建具表による ○ () 日射熱遮蔽性による区分 ○Ⅰ種 ○Ⅱ種 ○Ⅲ種 耐久性による区分 ○A種 ○B種 映像調整 ○行わない ○行う ○倍強度ガラス 材料板ガラスの種類及び厚さによる種類 ○建具表による ○ () ガラスの留め材及び溝の大きさ <table><tr><th>建具の種類</th><th>ガラス留め材</th><th>ガラス溝の大きさ (mm)</th></tr><tr><td>○アルミニウム製</td><td>○シーリング材(SR-1) ○ガスケット ○グレイチングチャンネル形 ○ ()</td><td>※ 建具の製造所の仕様による ○図示 ○ ()</td></tr><tr><td>○鋼製及び鋼製軽量</td><td>○シーリング材(SR-1) ○ ()</td><td>※ 建具の製造所の仕様による ○図示 ○ ()</td></tr><tr><td>○ステンレス製</td><td>○シーリング材(SR-1) ○ ()</td><td>※ 建具の製造所の仕様による ○図示 ○ ()</td></tr><tr><td>○樹脂製</td><td>○シーリング材 ○ガスケット ○グレイチングチャンネル形 ○ ()</td><td>※ 建具の製造所の仕様による ○図示 ○ ()</td></tr></table> <table><tr><th rowspan="2">種 類</th><th colspan="2">記 号</th><th rowspan="2">その他性能等</th></tr><tr><th>内貼り用</th><th>外貼り用</th></tr><tr><td>○日射調整フィルム</td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>○低放射フィルム</td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>○衝撃破壊対応ガラス飛散防止フィルム</td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>○層間変位破壊対応ガラス飛散防止フィルム</td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>○ガラス貫通防止フィルム</td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr></table> 品質は、JIS A 5759による	建具の種類	ガラス留め材	ガラス溝の大きさ (mm)	○アルミニウム製	○シーリング材(SR-1) ○ガスケット ○グレイチングチャンネル形 ○ ()	※ 建具の製造所の仕様による ○図示 ○ ()	○鋼製及び鋼製軽量	○シーリング材(SR-1) ○ ()	※ 建具の製造所の仕様による ○図示 ○ ()	○ステンレス製	○シーリング材(SR-1) ○ ()	※ 建具の製造所の仕様による ○図示 ○ ()	○樹脂製	○シーリング材 ○ガスケット ○グレイチングチャンネル形 ○ ()	※ 建具の製造所の仕様による ○図示 ○ ()	種 類	記 号		その他性能等	内貼り用	外貼り用	○日射調整フィルム	○	○		○低放射フィルム	○	○		○衝撃破壊対応ガラス飛散防止フィルム	○	○		○層間変位破壊対応ガラス飛散防止フィルム	○	○		○ガラス貫通防止フィルム	○	○	
名称	耐風圧強度	開閉方式の種類																																																																																															
○管理用シャッター	() Pa	※ 電動式 (手動併用)	○手動式																																																																																														
○外壁用火災シャッター	() Pa	※ 電動式 (手動併用)	○手動式																																																																																														
○屋内用火災シャッター	() Pa	※ 電動式 (手動併用)	○手動式																																																																																														
○防煙シャッター	() Pa	※ 電動式 (手動併用)	○手動式																																																																																														
セクション材料による区分	耐風圧区分	開閉方式による区分	収納形式による区分	ガイドレールの材質																																																																																													
※ スチールタイプ	○125	※ バランス式	○スタンダード形	※ 溶融亜鉛めっき鋼板																																																																																													
○アルミニウムタイプ	○100	○チェーン式	○ローヘッド形																																																																																														
○ファイバーグラスタイプ	○75	○電動式	○ハイリフト形	○ステンレス鋼板																																																																																													
	○50		○バーチカル形																																																																																														
建具の種類	ガラス留め材	ガラス溝の大きさ (mm)																																																																																															
○アルミニウム製	○シーリング材(SR-1) ○ガスケット ○グレイチングチャンネル形 ○ ()	※ 建具の製造所の仕様による ○図示 ○ ()																																																																																															
○鋼製及び鋼製軽量	○シーリング材(SR-1) ○ ()	※ 建具の製造所の仕様による ○図示 ○ ()																																																																																															
○ステンレス製	○シーリング材(SR-1) ○ ()	※ 建具の製造所の仕様による ○図示 ○ ()																																																																																															
○樹脂製	○シーリング材 ○ガスケット ○グレイチングチャンネル形 ○ ()	※ 建具の製造所の仕様による ○図示 ○ ()																																																																																															
種 類	記 号		その他性能等																																																																																														
	内貼り用	外貼り用																																																																																															
○日射調整フィルム	○	○																																																																																															
○低放射フィルム	○	○																																																																																															
○衝撃破壊対応ガラス飛散防止フィルム	○	○																																																																																															
○層間変位破壊対応ガラス飛散防止フィルム	○	○																																																																																															
○ガラス貫通防止フィルム	○	○																																																																																															
長崎県営繕工事特記仕様書 (20) 2025/04/01版						工事名称 図面名称			貸切営業所休憩室等改修工事 建築改修工事特記仕様書 (6) 図面番号 特-20																																																																																								
設計年：令和7年6月			長崎県土木部営繕課			設 計 者 氏 名 株式会社 新建築設計事務所 長崎県知事登録 第(22) - 10267 号 一級建築士 登録第 209864 号 印 内田 信介																																																																																											

[illegible]

●6

内装改修工事（続き）

21

特殊機能床
(建改6.8.2)

種 類

○ 帯電防止床シート
()
○ 帯電防止床タイル
()
○ 耐動荷重性シート
()
○ 防滑性シート
()
○ 防滑性床タイル
()

厚さ (mm)
寸 法
性 能
備 考

○ 帯電防止床シート
()
○ 帯電防止床タイル
()
○ 耐動荷重性シート
()
○ 防滑性シート
()
○ 防滑性床タイル
()

○ ()
○ ()
○ ()
○ ()
○ ()
○ ()

●22

ビニル幅木 (建改6.8.2)

材質
高さ (mm)
厚さ (mm)

● 軟質
○ 60
※ 1.5 以上

○ 硬質
○ 75
○ ()
○ 100

23

カーペット敷き
(建改6.9.2.3)

○ タイルカーペット

パイル形状

種類

施工箇所

寸法

総厚さ (mm)

備考

※ ループパイル

○ 第一種
○ 第二種

※ 500×500
○ ()

※ 6.5
○ ()

帯電防止及び
防汚加工品

○ カットパイル

○ 第一種
○ 第二種

○ 500×500
○ ()

○ 6.5
○ ()

○ カット・ループ併用

○ 第一種
○ 第二種

○ 500×500
○ ()

○ 6.5
○ ()

色柄

○ 無地
○ 柄物

タイルカーペットの敷き方
平場
階段部分
見切り、押え金物
材質
種類
形状等

※ 市松敷き
※ 模様流し
○ 模様流し
○ 市松敷き
○ ()
○ ()
()
()
○ 図示
○

24

合成樹脂塗床
(建改6.10.2.3)

種別

施工箇所

工法

仕上げの種類

○ 厚膜型塗床材
弾性ウレタン樹脂系塗床材

※ 平滑仕上げ
○ 防滑仕上げ
○ つや消し仕上げ

○ 厚膜型塗床材
エポキシ樹脂系塗床材

○ 薄膜流し展べ工法
○ 厚膜流し展べ工法
○ 樹脂モルタル工法

○ 平滑仕上げ
○ 防滑仕上げ

○ 薄膜型塗床材

※ 平滑仕上げ

塗床材のホルムアルデヒド放散量
※ 規制対象外
○ ()

○ 単層フローリング (フローリングボード1等)
工法
○ 釘留め工法：○ 根太張り
○ 接着工法
○ なら
○ ()
○ 適用する
○ 適用しない

○ 単層フローリング (フローリングブロック1等)
樹種
厚さ
大きさ
間伐材等の適用
○ 適用する
○ 適用しない

○ 複合フローリング
工法
○ 釘留め工法：○ 根太張り
○ 接着工法
○ なら
○ ()
○ A種
○ B種
○ C種
○ 適用する
○ 適用しない

○ 現場塗装仕上げ
○ ウレタン樹脂ワニス塗り
○ オイルステインの上、ワックス塗り
○ 生地のままワックス塗り

25

フローリング張り
(建改6.11.2~6)
(建改 表11.1~5)

○ 単層フローリング (フローリングボード1等)
工法
○ 釘留め工法：○ 根太張り
○ 接着工法
○ なら
○ ()
○ 適用する
○ 適用しない

○ 単層フローリング (フローリングブロック1等)
樹種
厚さ
大きさ
間伐材等の適用
○ 適用する
○ 適用しない

○ 複合フローリング
工法
○ 釘留め工法：○ 根太張り
○ 接着工法
○ なら
○ ()
○ A種
○ B種
○ C種
○ 適用する
○ 適用しない

○ 現場塗装仕上げ
○ ウレタン樹脂ワニス塗り
○ オイルステインの上、ワックス塗り
○ 生地のままワックス塗り

26

畳敷き (建改6.12.2)

種別

○ A種
● B種
○ C種
○ D種 (畳床：○ K T - I ○ K T - II ○ K T - III ○ K T - K ○ K T - N

下地の種類
● 標準仕様書 表12.6.1による床組
○ ポリスチレンフォーム床下地 (ノンフロンの)
畳表及び畳床はホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びビスチレンを発生しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。

27

せっこうボード
その他のボード及び
合板張り (建改6.13.2.3)

合板類、MDF及びパーティクルボード、接着剤のホルムアルデヒド放散量
※ 規制対象外
○ ()

規格名称

種 類

J I S 記号

厚さ (mm)、規格等

○ 木質系セメント板
G

○ 硬質木毛セメント板
○ 普通木毛セメント板

HW
NW

○ 15
○ 15

○ 20
○ 20

○ 25
○ 25

○ 25
○ 25

○ 繊維強化
セメント板

○ けい酸カルシウム板
タイプ2 (無石棉)
○ 化粧けい酸カルシウム板
タイプ2 (無石棉)

0、8 F K
1、0 F K

○ 突付け
○ 6
○ 8
○ 910×2730
○ 910×2730

○ 目透し
○ 目透しシーリング工法
○ ジョイナ工法
(○ アルミ製 ○ 樹脂製)
○ 6 (不燃) ○ 8 (不燃)

厚さ
仕上げ

○ U V 塗装
○ シート張り
○ 突板張り
○ 一般塗装

○ 火山性ガラス質
複層板

●6

内装改修工事（続き）

28

壁紙張り
(建改6.14.2.3)

せっこうボード等の下地
○ 図示
せっこうボードの目地工法
○ 仕上表による
遮音シール材
○ 適用する
○ アクリル系又はウレタン系シーリング
○ ジョイコンパウンド (J I S A 6 9 1 4)
○ 適用しない
合板類の張付け
○ A種
○ B種

ホルムアルデヒド放散量
※ 規制対象外
○ ()

施工箇所

壁紙の種類

防火性能

商品名 (程度)

紙

繊維

プラスチック

無機質

その他

モルタル・プラスター面の素地ごしらえ
コンクリート・A L C 面の素地ごしらえ
せっこうボード面及びその他ボード面の素地ごしらえ

※ B種
※ B種
※ B種

○ A種
○ A種
○ A種

29

モルタル塗り
(建改6.15.3.5.6)

モルタル
○ 現場調合材料
○ 既調合材料 (材料：)
既製目地材
○ 設ける
施工箇所 ()
形状 (○ 図示 ○ ())
○ 設けない
床の目地
○ 設ける
目地の種類 ※ 押し目地
○ ()
目地割り ※ 2 m 程度 (最大目地間隔 3 m 程度)
○ ()
最大目地間隔 ※ 3 m 程度
○ ()
○ 設けない

伸縮調整目地の位置
床タイル
※ 縦、横とも 4 m 以内ごと
○ 図示
○ ()
床タイル以外
○ 図示
○ ()
伸縮調整目地のシーリング材、目地寸法は改修標準仕様書 第3章による
○ セメントモルタルによるタイル (セラミックタイル) 張り
タイルの形状、寸法等

施工箇所

種類

形状/寸法
(mm)

吸水率
による
区 分

うわぐすり

役 物

色

再生材料
の適用

耐凍
害性

耐
滑
り
性

備考

I II III

施ゆう

無ゆう

有

無

標準

特注

G

有

無

30

タイル張り
(建改6.16.2~4)

伸縮調整目地の位置
床タイル
※ 縦、横とも 4 m 以内ごと
○ 図示
○ ()
床タイル以外
○ 図示
○ ()
伸縮調整目地のシーリング材、目地寸法は改修標準仕様書 第3章による
○ セメントモルタルによるタイル (セラミックタイル) 張り
タイルの形状、寸法等

施工箇所

種類

形状/寸法
(mm)

吸水率
による
区 分

うわぐすり

役 物

色

再生材料
の適用

耐凍
害性

耐
滑
り
性

備考

I II III

施ゆう

無ゆう

有

無

標準

特注

G

有

無

●6

内装改修工事（続き）

31

セルフレベリング材
塗り (建改6.17.2~3)

標準的な曲がりの役物は一体成形とする
試験張り ○ 行う ○ 行わない
見本焼き ○ 行う ○ 行わない
既調合モルタル
モルタル下地としたタイル工事に使用する張付け用モルタルとして、セメント、細骨材、混和剤等を
予め工場において所定の割合に配合した材料とする。
(品質・性能・試験方法)：建築材料等品質性能表による
既調合目地材
(品質・性能・試験方法)：建築材料等品質性能表による
○ 接着剤による陶磁器質タイル (セラミックタイル) 張り
タイルの形状、寸法等

施工箇所

種類

形状/寸法
(mm)

吸水率
による
区 分

うわぐすり

役 物

色

再生材料
の適用

耐凍
害性

耐
滑
り
性

備考

I II III

施ゆう

無ゆう

有

無

標準

特注

G

有

無

32

フリーアクセス
フロア (建20.2.2)

標準的な曲がりの役物は一体成形とする
試験張り ○ 行う ○ 行わない
見本焼き ○ 行う ○ 行わない
内装壁タイル接着剤張りに使用する有機質接着剤のホルムアルデヒド放散量
※ 規制対象外
○ ()
種類及び品質
○ セッコウ系
○ セメント系
標準塗厚 (mm)
○ ()
フリーアクセス
フロア (建20.2.2)

施工箇所

寸法 (mm)

高さ (mm)

所定荷重 (N)

表面仕上材

○ 450角以上
○ 600角以下
○ ()

○ 100
○ 120

○ 3000
○ 5000

○ 帯電防止床タイル
○ タイルカーペット
○ ()

○ 450角以上
○ 600角以下
○ ()

○ 100
○ 120

○ 3000
○ 5000

○ 帯電防止床タイル
○ タイルカーペット
○ ()

○ 450角以上
○ 600角以下
○ ()

○ 100
○ 120

○ 3000
○ 5000

○ 帯電防止床タイル
○ タイルカーペット
○ ()

33

可動間仕切
(建20.2.3)

適用地震時水平力
1階及び地階
中間階 (階)
最上階 (階)
帯電防止床タイル
○ 置敷タイプ
○ パネル一体タイプ (パネル一体タイプ以外の仕上げ材は別途内装工事とする)
寸法精度
※ 標準仕様書 2.0.2.2 (2) (オ) (a) ~ (c) による
○ 以下による
パネルの長さ寸法精度 ()
パネルの平面形状 (角度) 寸法精度 ()
フリーアクセスフロアの高さの寸法精度 ()
ローリングロード性能 ○ 適用する (適用室：)
○ 適用しない
ローリング性能については所定荷重 1000N (5000Nの積載荷重は、1000N以上 (任意)) に
よる繰り返し試験後、残留変形 3.0mm 以下であること
(パネル面に目視による著しいわだち及び損傷がないこと。かつ、使用上有害ながたつきがないこと。)
帯電防止性能
○ 評価値 (U) ≤ 0.6
○ 評価値 (U) ≥ 1.2
感電防止性能
漏えい抵抗 ≥ 1 × 10⁶ Ω
(品質・性能・試験方法) 建築材料等品質性能表による
耐震性能
建築非構造部材の耐震性能に係る特記事項による
○ 二重床複合アウトレット用開口部
適用室： ()
開口の数
フロア面積 8 m²につき、1ヶ所かつ予備開口を 14 m²につき 1ヶ所
開口の大きさ
以下の仕様がいったアウトレットが収まる大きさ
(電源) コンセント：2 P 15 A 接地極付 × 2
(電話) 情報用モジュラージャック：8 極 8 芯 × 1
取付方法
フリーアクセスフロア製造所の仕様とする

構造形式による種類

構成基材の種類

パネル表面材

遮音性

防火性能

スタッド

パネル

の仕上げ

(dB/500Hz)

○ スタッド式 (内蔵)
○ スタッド式 (露出)
○ パネル式
○ スタッドパネル式

○ メラミン樹脂焼付
○ アクリル樹脂焼付
○ 壁紙張り
○ ()

○ 36未満
○ 36以上

○ 不燃

パネル内に取付ける建具
○ あり 寸法及び形状：※ 図示 ()
○ ()
○ なし
ドアクローザー、丁番、錠前、上げ落しは、標準仕様書 16章 8 節の建具用金物に対応する材質とする
表面仕上げ材を壁紙張りとする場合の品質、性能は標準仕様書 19章 による
パネル材料のホルムアルデヒド放散量
※ 規制対象外
○ ()
ガラス留め材
○ ガスケット
○ シーリング

長崎県営繕工事特記仕様書（ 2 2 ）

2025/04/01版

設計年：令和7年6月

長崎県土木部営繕課

建 築 士 事 務 所 名

株式会社 新建築設計事務所

長崎県知事登録 第(22) - 10267 号

一級建築士 登録第 209864 号

内田 信介

設 計 者 氏 名

工事名称

貸切営業所休憩室等改修工事

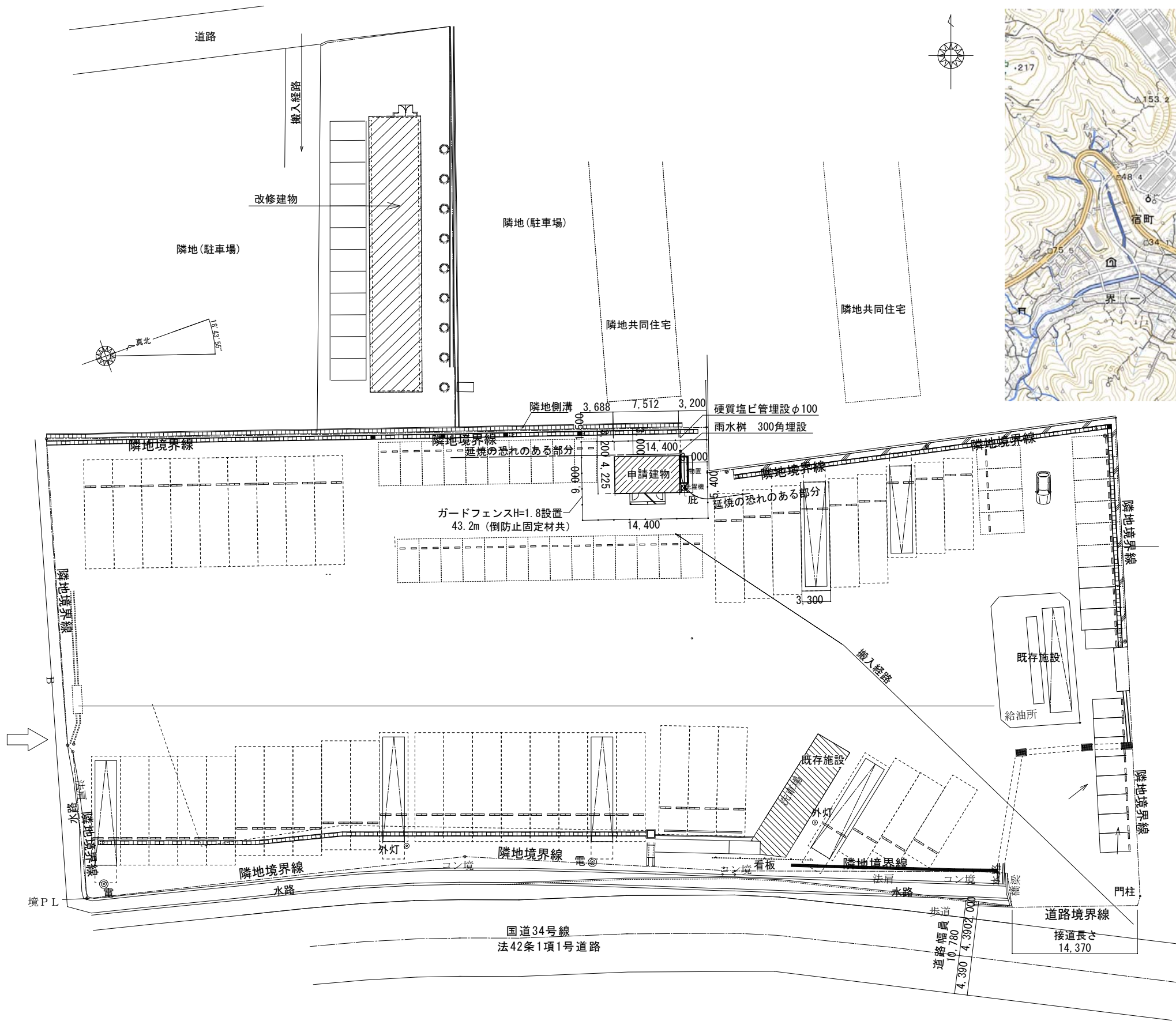
図面名称

建築改修工事特記仕様書（8）

図面番号

特-22

[illegible]



案内図

工事概要	工事名称	貸切営業所休憩室等改修工事		
	建築主	長崎県交通局		
	工事場所	長崎県長崎市田中町384-1の一部、384-2		
	用途地域	準住居地域	防火地域	準防火地域
	建築用途	事務所(休憩室)		
	構造種別	鉄骨造1階建て	構造概要	その他建物
	敷地面積	5,608.32 m ² (登記簿)		
	延床面積	31.40 m ²	建築面積	31.40 m ²
	最高高さ	3.150 m	最高軒高	2.970 m
工事範囲	● 建築主体工事			
	● 新築建物1棟 ● 既存建物改修工事(3室)			
	● 空調設備工事 ○ 外構工事			
	● 電気設備工事 ● 給排水衛生設備工事			

配置図 S=1/500



株式会社 新建築設計事務所

事務所登録 長崎県知事登録 第(22)-10267号

一級建築士登録
第209864号

内田 信介

縮尺

図番

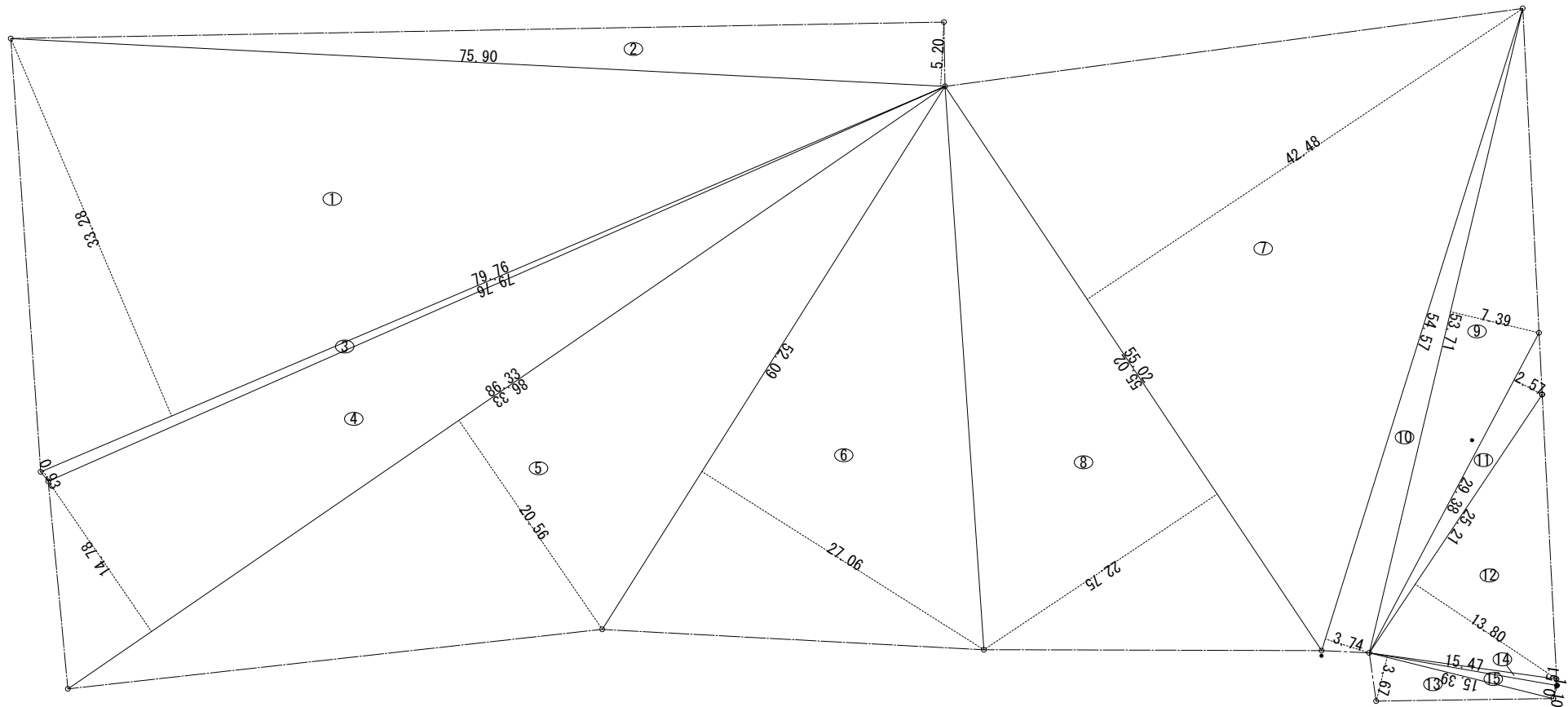
工事名称

貸切営業所休憩室等改修工事

図名

【休憩室】案内図・配置図

1/A



番号	底 辺	高 さ	倍 面 積	面 積
1	79.76	33.28	2,654.4128	1,327.20640
2	75.90	5.20	394.6800	197.34000
3	79.76	0.93	74.1768	37.08840
4	86.33	14.78	1,275.9574	637.97870
5	86.33	20.56	1,774.9448	887.47240
6	52.09	27.06	1,409.5554	704.77770
7	55.02	42.48	2,337.2496	1,168.62480
8	55.02	22.75	1,251.7050	625.85250
9	53.71	7.39	396.9169	198.45845
10	54.57	3.74	204.0918	102.04590
11	29.38	2.57	75.5066	37.75330
12	25.21	13.80	347.8980	173.94900
13	15.39	3.67	56.4813	28.24065
14	15.47	0.51	7.8897	3.94485
15	15.47	1.10	17.0170	8.50850
合 計				6,139.24155
敷 地 面 積				6,139.24 m ²



株式会社 新建築設計事務所

事務所登録 長崎県知事登録 第(22)-10267号

一級建築士登録
第209864号

内田 信介

縮 尺

図 番

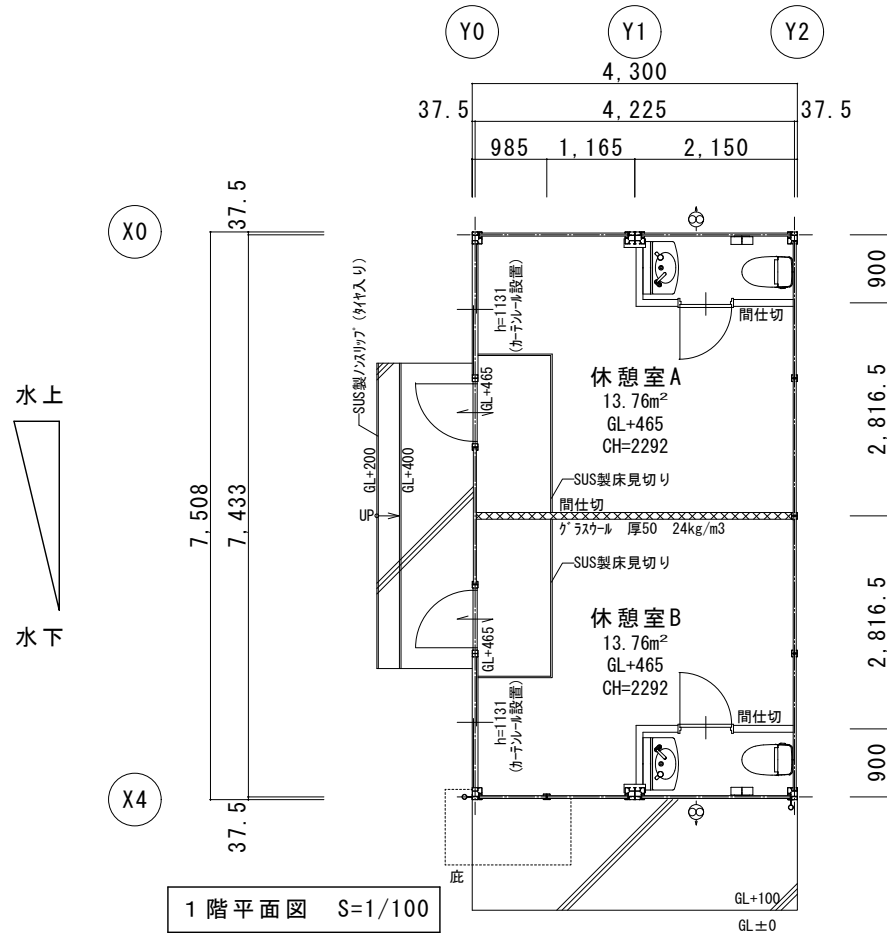
工事名称

貸切営業所休憩室等改修工事

図 名

【休憩室】敷地求積図

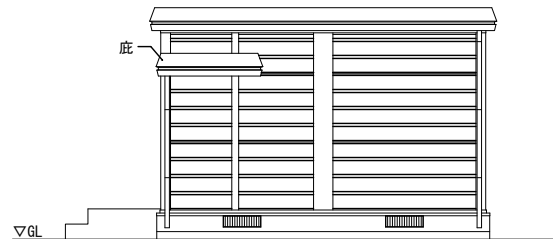
2 / A



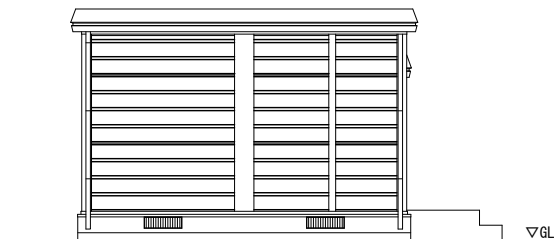
1 階平面図 S=1/100

外部仕上表	
屋根	・折版葺き 日成ルーフ 屋根材：ガルバリウム鋼板 0.6mm 素地 裏面断熱材：ペフ 4mm裏貼
外壁	・日成フレッシュボード 40mm (ホワイト色) リブ有り 表面材：ガルバリウム鋼板 0.3mm 芯材：硬質ウレタンフォーム充填
主体構造	・軽量鉄骨造 柱 :40-75×45×15×2.3 (柱頭、柱脚PL t=9) ・一般地仕様
建具	・アルミ製サッシ (シルバー色) (AD-1) : 片開戸 2set W 796mm×H2007mm (透明 3mm/AP) (AW-1) : 引違窓 2set W1727mm×H1200mm (透明 3mm)
基礎	・鉄筋コンクリート布基礎
その他	
内部仕上表	
床	耐水合板 12mm + 合板 5.5mm + 長尺塩ビシート 2.5mm (透湿防水シート)
壁	日成フレッシュボード 40mm (ホワイト色) 表面材：ガルバリウム鋼板 0.3mm 芯材：硬質ウレタンフォーム充填
天井	日成フレッシュボード 40mm (ホワイト色) 表面材：ガルバリウム鋼板 0.3mm 芯材：硬質ウレタンフォーム充填
間仕切壁	軽鉄65型 石膏ボードt=12.5+9.5下地ビニールクロス貼 (両面) グラスウール断熱材 厚50 24kg/m3 ビニール巾木H60 壁端部 シーリング(3周)

※上記仕様は止む無く仕様変更を行う場合がございますが、ご了承下さい。



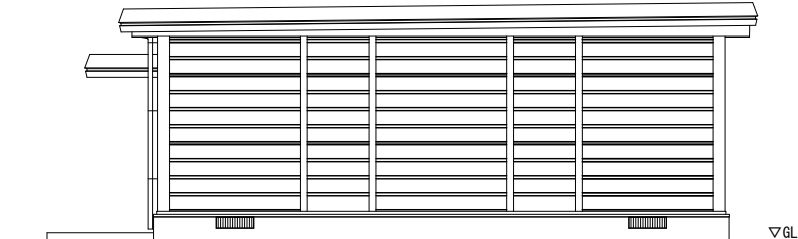
X4通り立面図 S=1/100



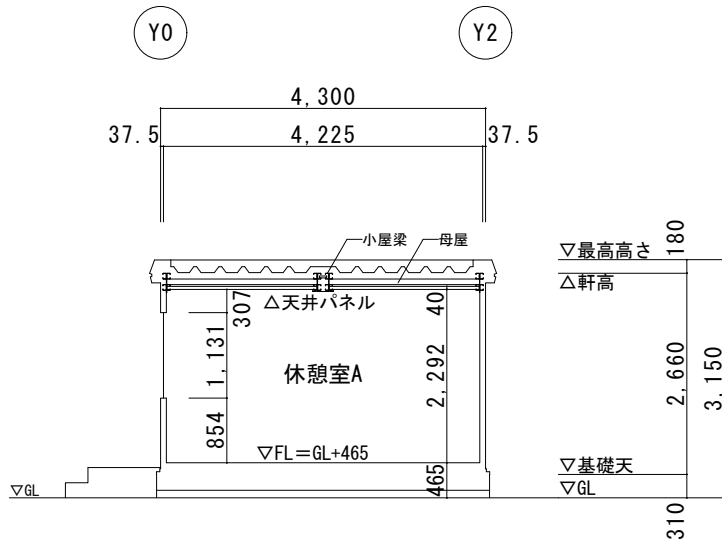
X0通り立面図 S=1/100



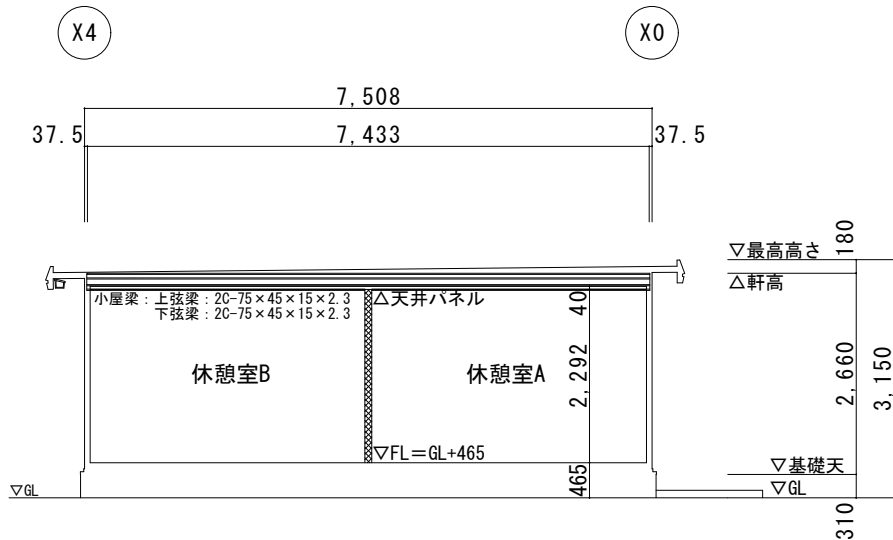
Y0通り立面図 S=1/100



Y2通り立面図 S=1/100



X通り断面図 S=1/100



Y通り断面図 S=1/100



株式会社 新建築設計事務所

事務所登録 長崎県知事登録 第(22)-10267号

一級建築士登録
第209864号

内田 信介

縮尺

図番

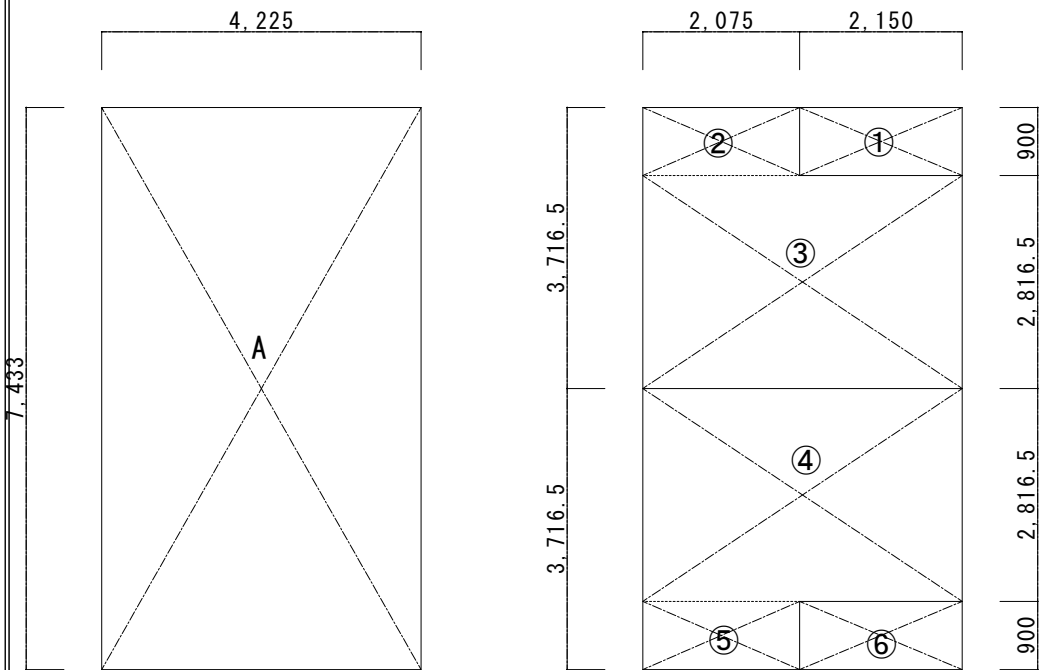
工事名称

貸切営業所休憩室等改修工事

図名

【休憩室】仕上表・平面図・立面図・断面図

3/A



求積図 S=1/100

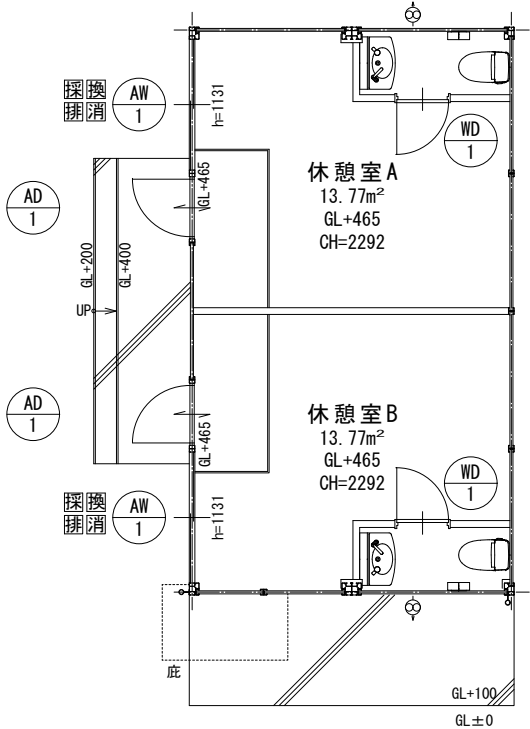
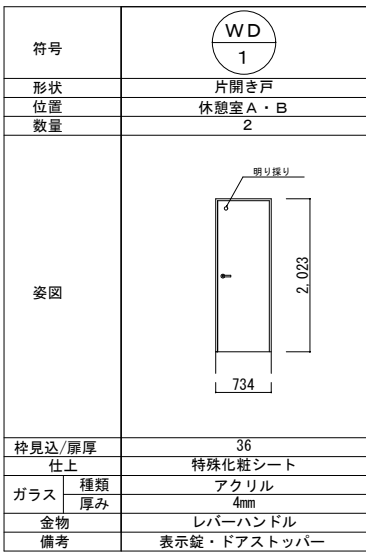
室面積求積図 S=1/100

建築面積・延床面積 求積表

1	A	7.433	×	4.225	=	31.4044㎡
建築面積						31.40㎡

室面積 求積表

①	WC	0.9	×	2.150	=	1.935000㎡
②	休憩室A	0.9	×	2.075	=	1.867500
③	休憩室A	2.8165	×	4.225	=	11.899712
④	休憩室B	2.8165	×	4.225	=	11.899712
⑤	休憩室B	0.9	×	2.075	=	1.867500
⑥	WC	0.9	×	2.150	=	1.935000㎡
合計						31.4044㎡
合計改						31.40㎡

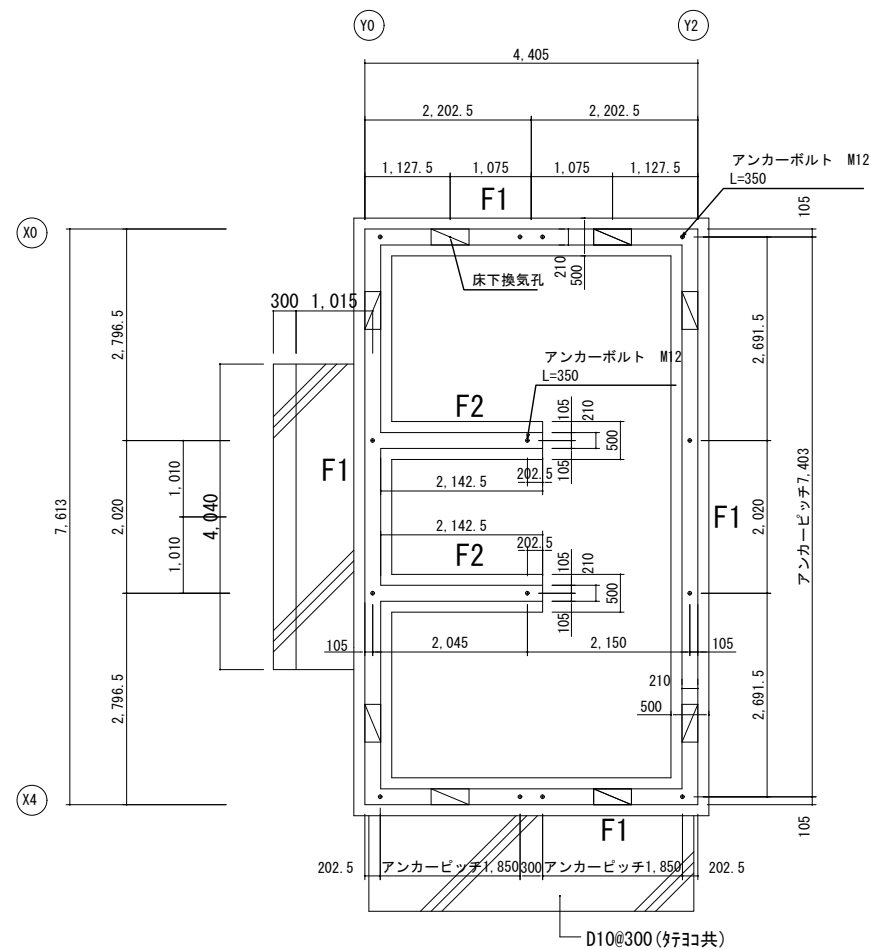


1階平面図 S=1/100

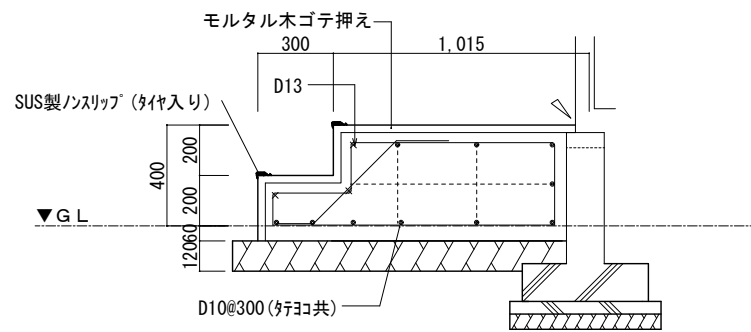
形式	1 AW	引違い窓	2箇所	形式	1 AD	片開きドア	2箇所
姿図				姿図			
仕上	アルミ製 カラー			仕上	アルミ製 サッシ		
硝子	透明ガラス t=3.0			硝子	強化ガラス（透明） t=3.0		
金物	クレセント・網戸・付属金物一式			金物	握り玉錠、ドアクローザー、丁番、付属金物一式		
備考	木製額縁			備考	アルミ製額縁		

採光										※計算なき建具は充足する為除外。	
居室	床面積 A	必要採光面積 A/20	建具記号	採光有効面積				ケ所		合計	判定
休憩室A	13.76㎡	0.69㎡	AW-1	1.695	×	1.131	×	1	×	1.91㎡	OK
休憩室B	13.76㎡	0.69㎡	AW-1	1.695	×	1.131	×	1	×	1.91㎡	OK
換気										※計算なき建具は充足する為除外。	
居室	床面積 A	必要換気面積 A/20	建具記号	換気有効面積				ケ所		合計	判定
休憩室A	13.76㎡	0.69㎡	AW-1	1.695/2	×	1.131	×	1	×	0.95㎡	OK
休憩室B	13.76㎡	0.69㎡	AW-1	1.695/2	×	1.131	×	1	×	0.95㎡	OK
排煙										※計算なき建具は充足する為除外。	
居室	床面積 A	必要換気面積 A/50	建具記号	排煙有効面積				ケ所		合計	判定
休憩室A	13.76㎡	0.28㎡	AW-1	1.695/2	×	0.459	×	1	×	0.38㎡	OK
休憩室B	13.76㎡	0.28㎡	AW-1	1.695/2	×	0.459	×	1	×	0.38㎡	OK

消防法有窓会判定													※引き違い窓は有利側として1/2有効開口とする。				※計算なき建具は充足する為除外。	
階	床面積 A	必要開口面積 A/30	建具記号	採光有効面積							小計	合計	判定					
				W		H		ヶ所										
1	13.76㎡	0.46㎡	AW-1	1.695/2	×	1.131	×	2		1.917	4.85㎡	有窓階						
			AD-1	0.74	×	1.982	×	2		2.933								

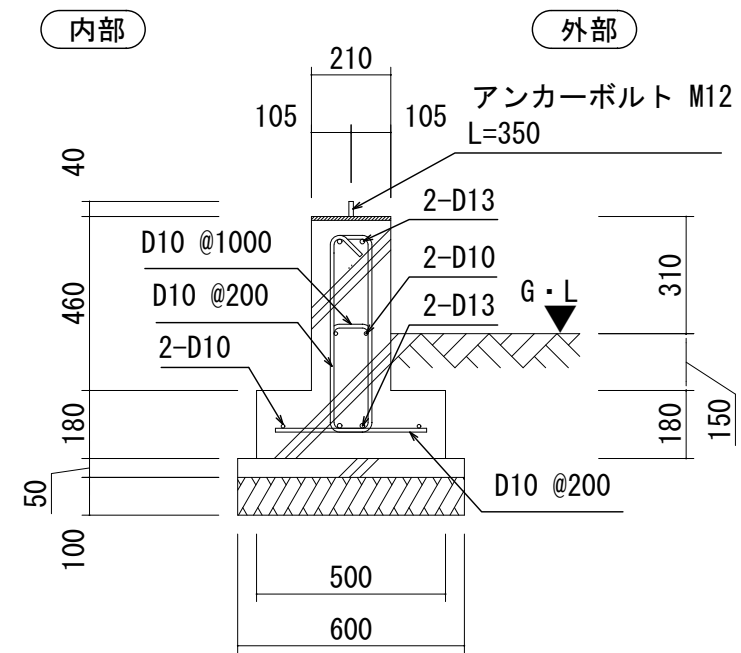


基礎伏図 S=1/100

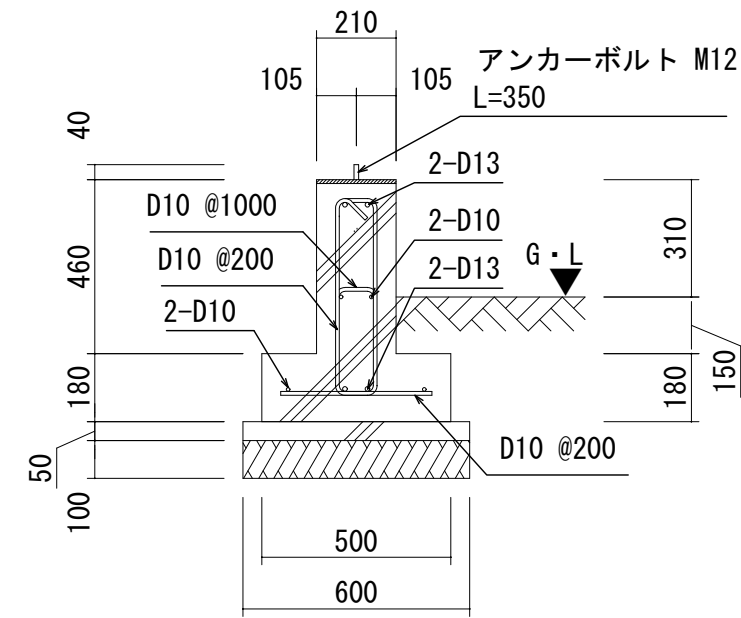


出入口断面図 S=1/20

使用材料	
コンクリート強度	Fc21(+3)-18
鉄筋	SD295
備考	



F1 基礎断面図 S=1/20



F2 基礎断面図 S=1/20



株式会社 新建築設計事務所

事務所登録 長崎県知事登録 第(22)-10267号

一級建築士登録
第209864号

内田 信介

縮尺

図番

工事名称

貸切営業所休憩室等改修工事

図名

【休憩室】基礎伏図・基礎詳細図

イナバ物置FS-3009S(F)同等品

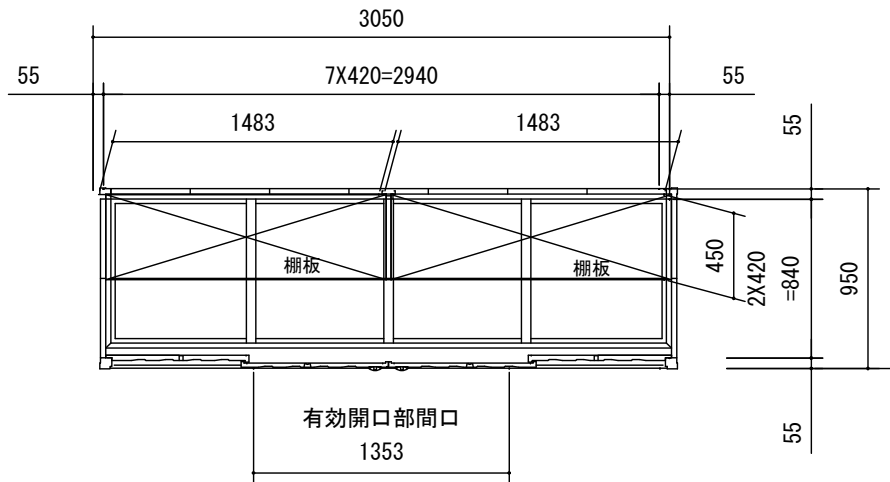
品番	部 品 名	材 料 (材質)	板厚 (mm)
1	土台取付板	SGMH400 K27	2.3
2	土台	SGC400 F12	1.2
3	根太	SGCC F12	1.2
4	柱	SGC400 F12	1.2
5	床パネル	SGCC F12	1.0
6	鴨居	SZAC400 Y10	1.0
7	桁後	SZAC400 Y10	1.0
8	妻板左右	SZAC400 Y10	0.7
9	鼻隠シ前後	SZACC Y10	0.7
10	屋根パネル	SZAC400 Y10	0.5
11	壁パネル	SGC400 F12	0.6
12	正面パネル	SGC400 F12	0.7
13	扉	SGCC F12	0.8
14	棚板	SECC E8	0.6
15	アンカープレート	SGHC F12	2.3

SGMH400 : 溶融亜鉛-アルミニウム-マグネシウム合金めっき鋼板 (JIS G 3323)

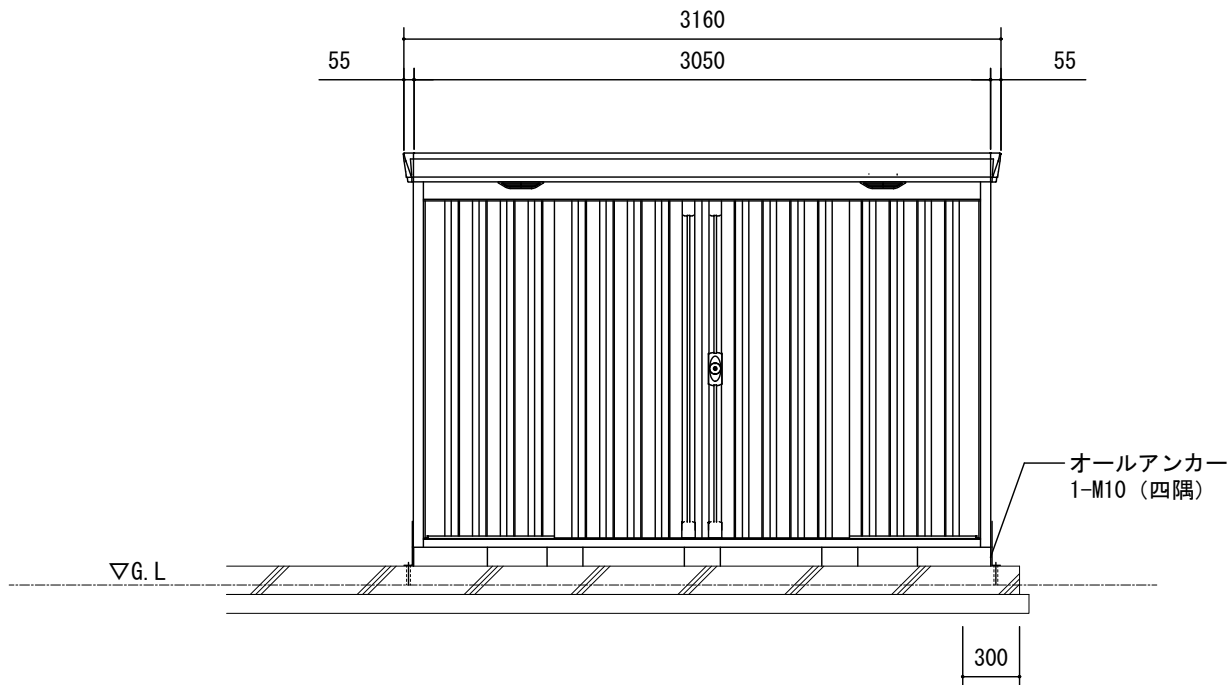
SGC400, SGCC, SGHC : 溶融亜鉛めっき鋼板 (JIS G 3302)

SZAC400, SZACC : 溶融亜鉛-5%アルミニウム合金めっき鋼板 (JIS G 3317)

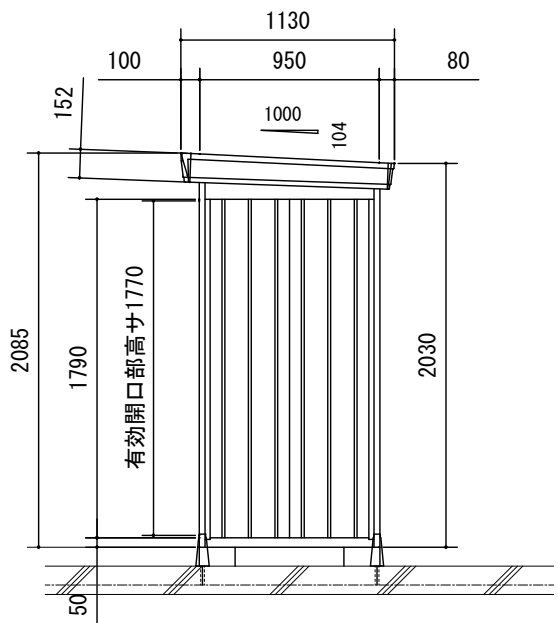
SECC : 電気亜鉛めっき鋼板 (JIS G 3313)



平面図



正面図



側面図



株式会社 新建築設計事務所

事務所登録 長崎県知事登録 第(22)-10267号

一級建築士登録
第209864号

内田 信介

縮 尺

図 番

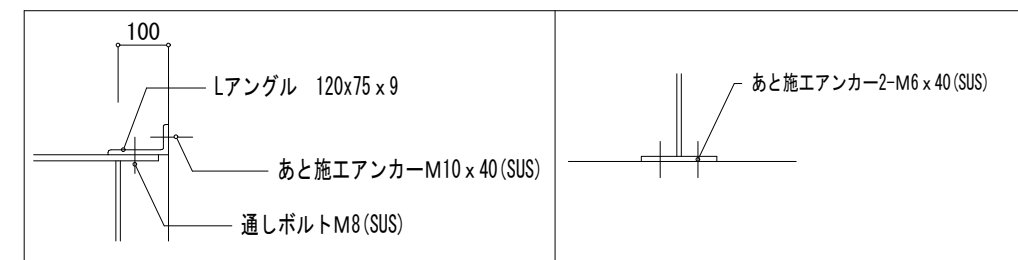
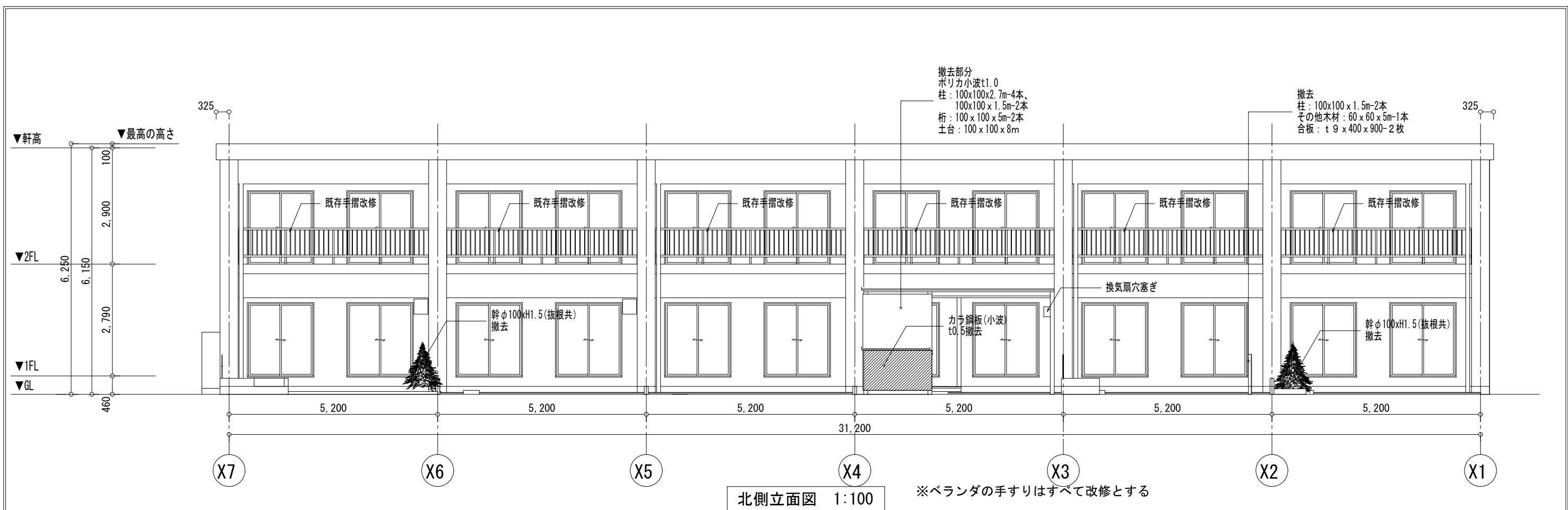
工事名称

貸切営業所休憩室等改修工事

図 名

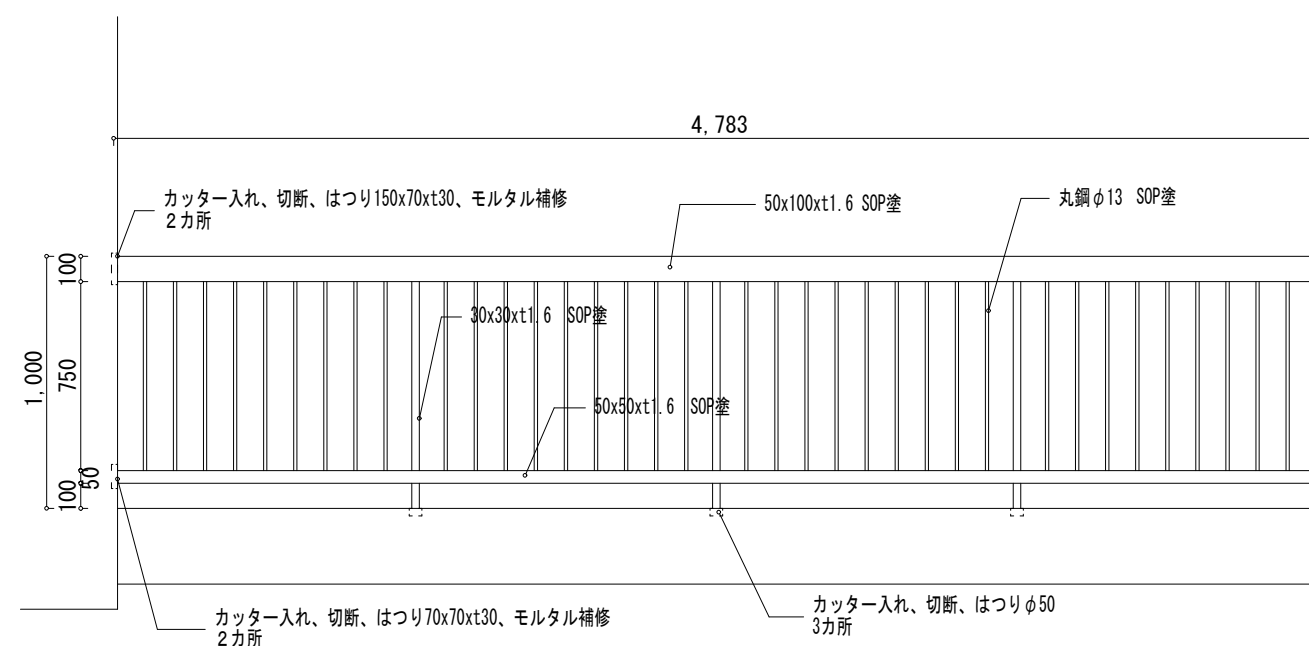
【休憩室】物置平面図・立面図・断面図

7 / A

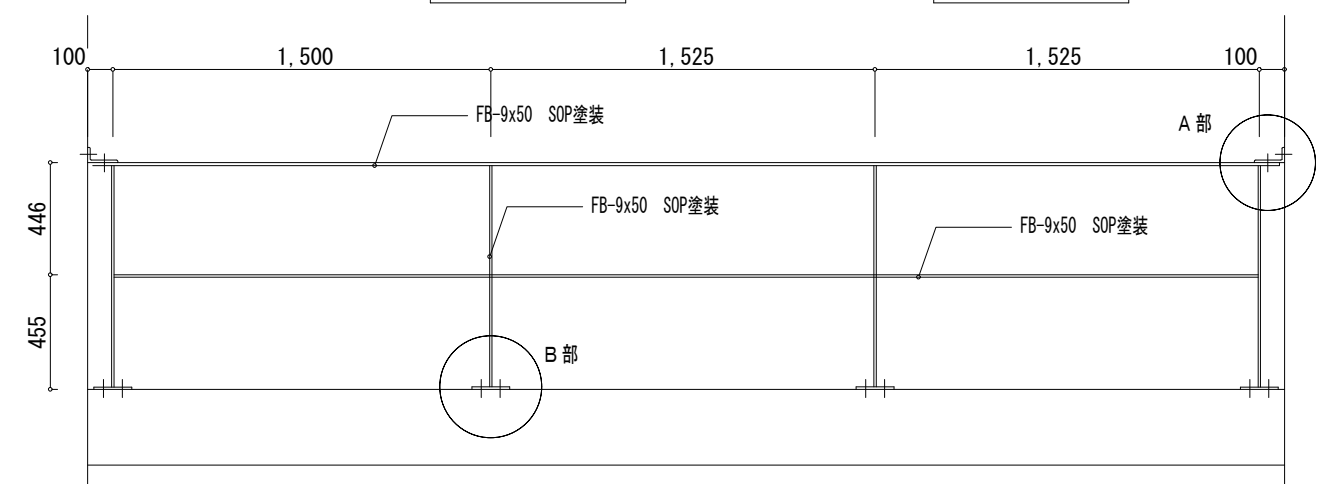


A詳細 1:15

B詳細 1:15

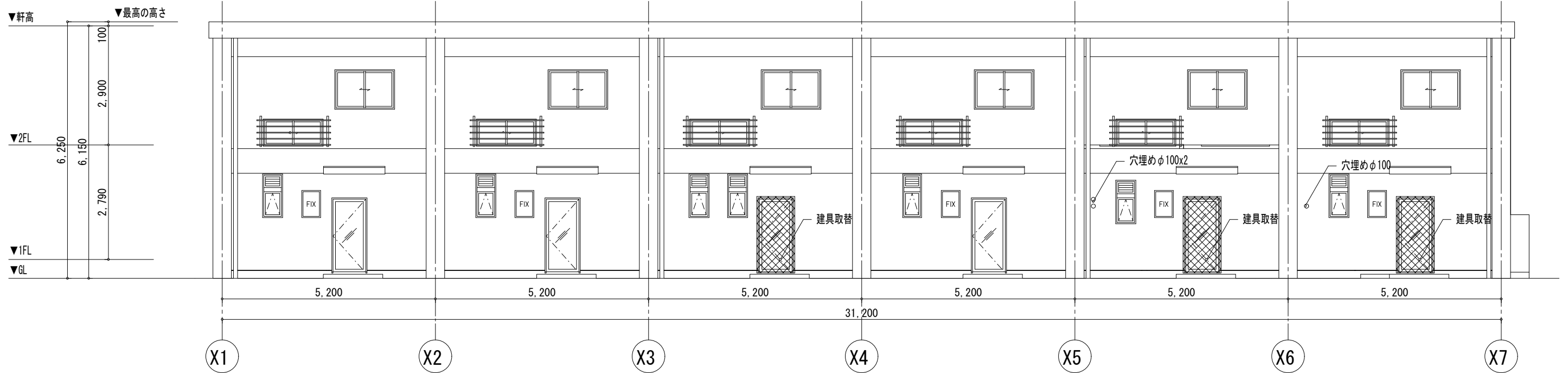


既存手摺詳細図 1:30

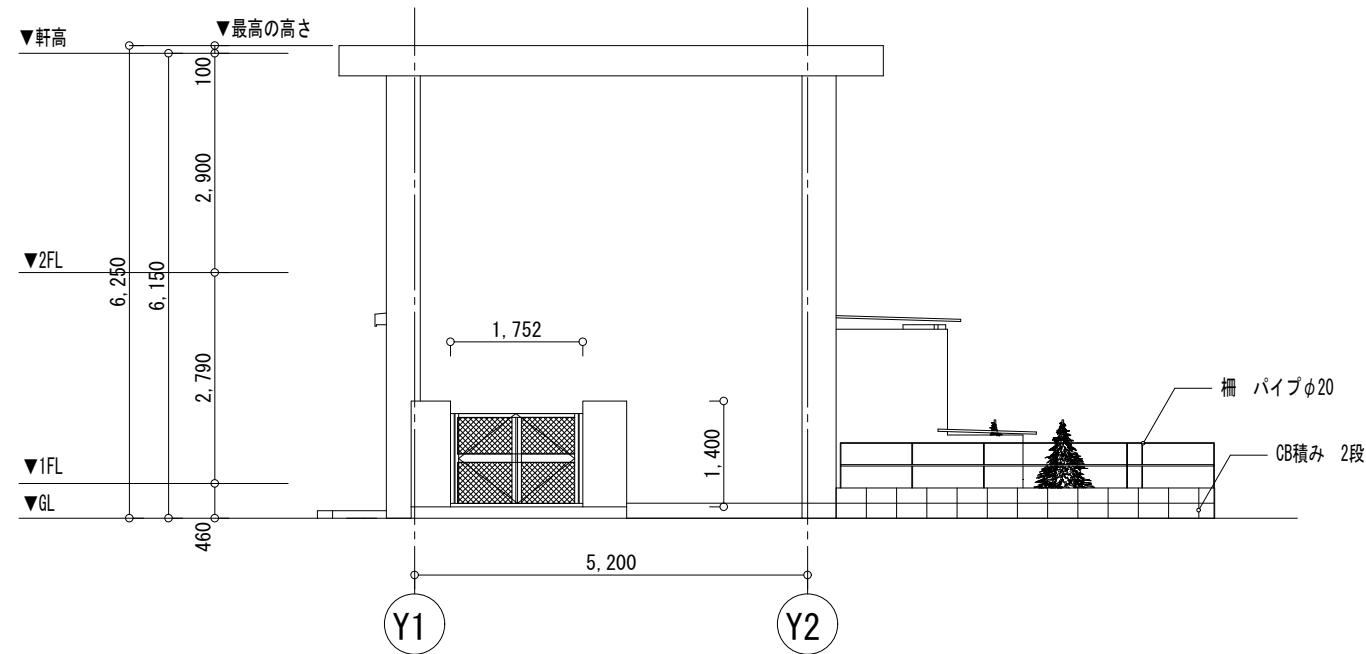


新設手摺詳細図 1:30

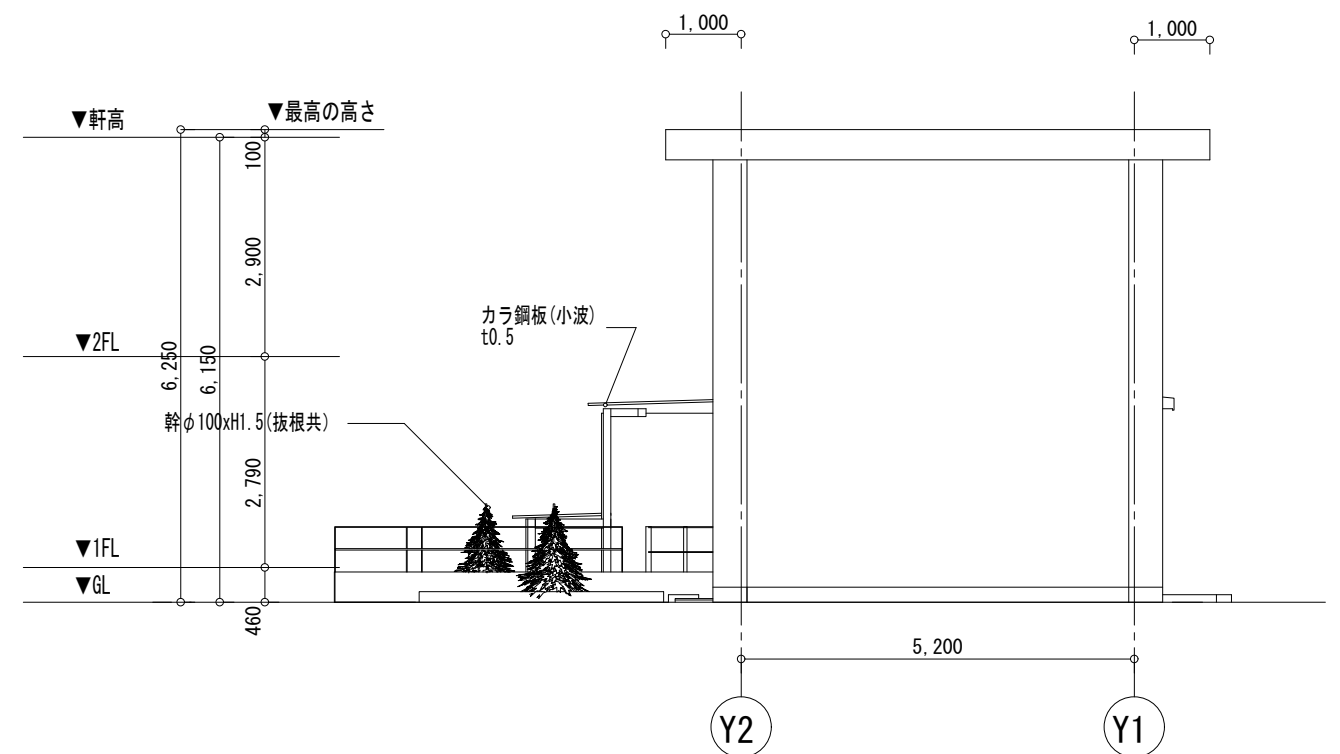
	 ARCHITECTURAL OFFICE	株式会社 新建築設計事務所	一級建築士登録 第209864号 内田 信介	縮 尺	図 番	工事名称	貸切営業所休憩室等改修工事
					10 /A	図 名	【公舎】立面図-1・手摺詳細図



南側立面図 1:100



東側立面図 1:100



西側立面図 1:100



株式会社 新建築設計事務所

事務所登録 長崎県知事登録 第(22)-10267号

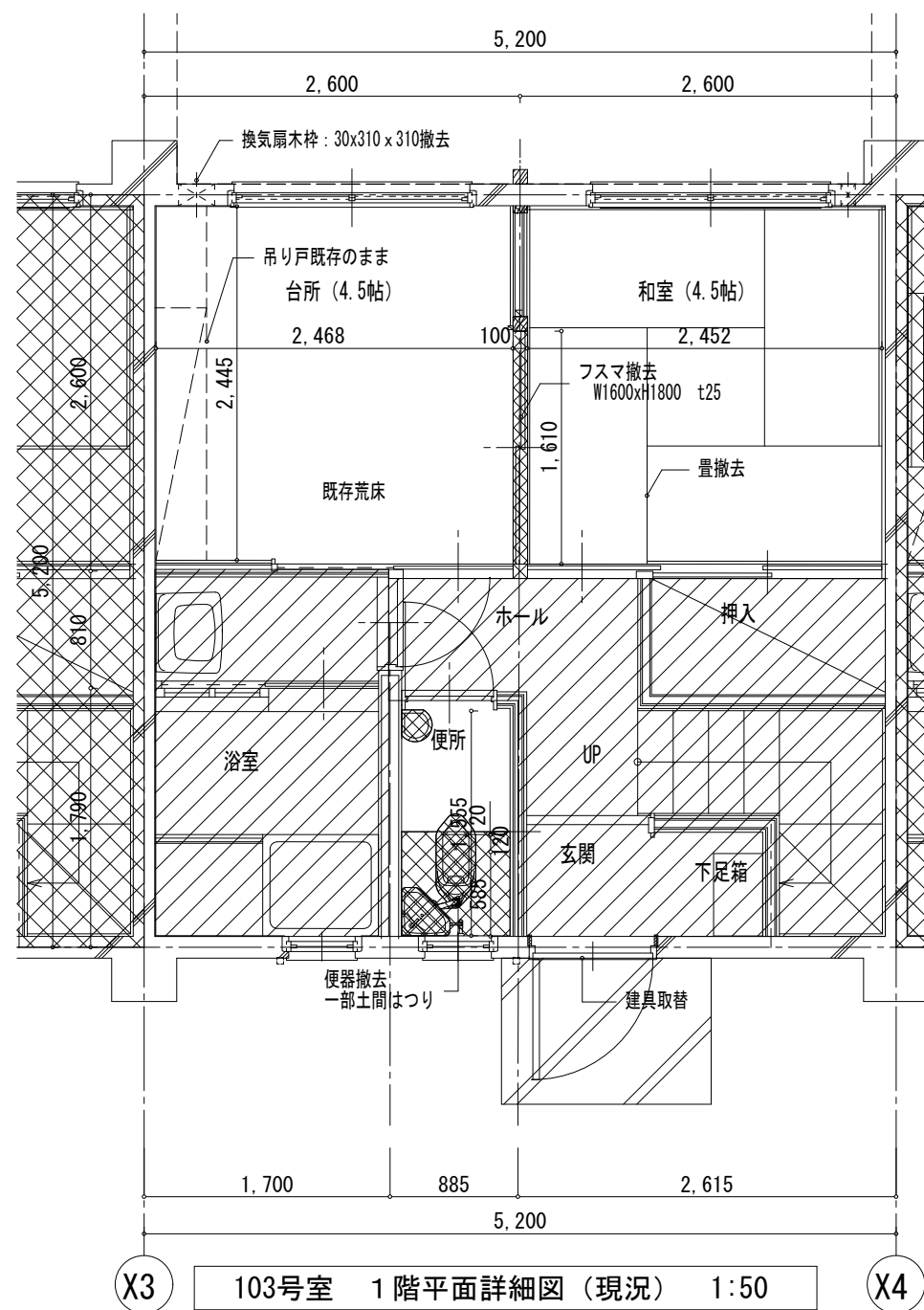
一級建築士登録
第209864号

内田 信介

縮尺	図番
	11/A

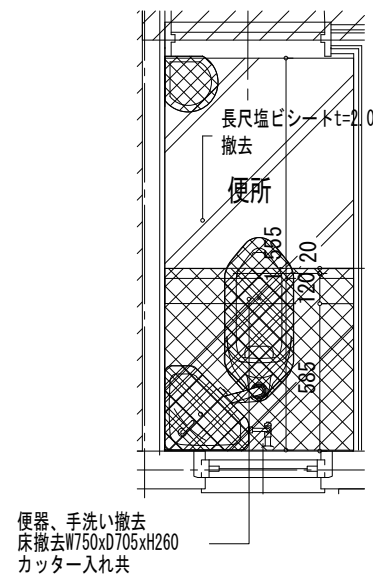
工事名称 貸切営業所休憩室等改修工事

図名 【公舎】立面図-2

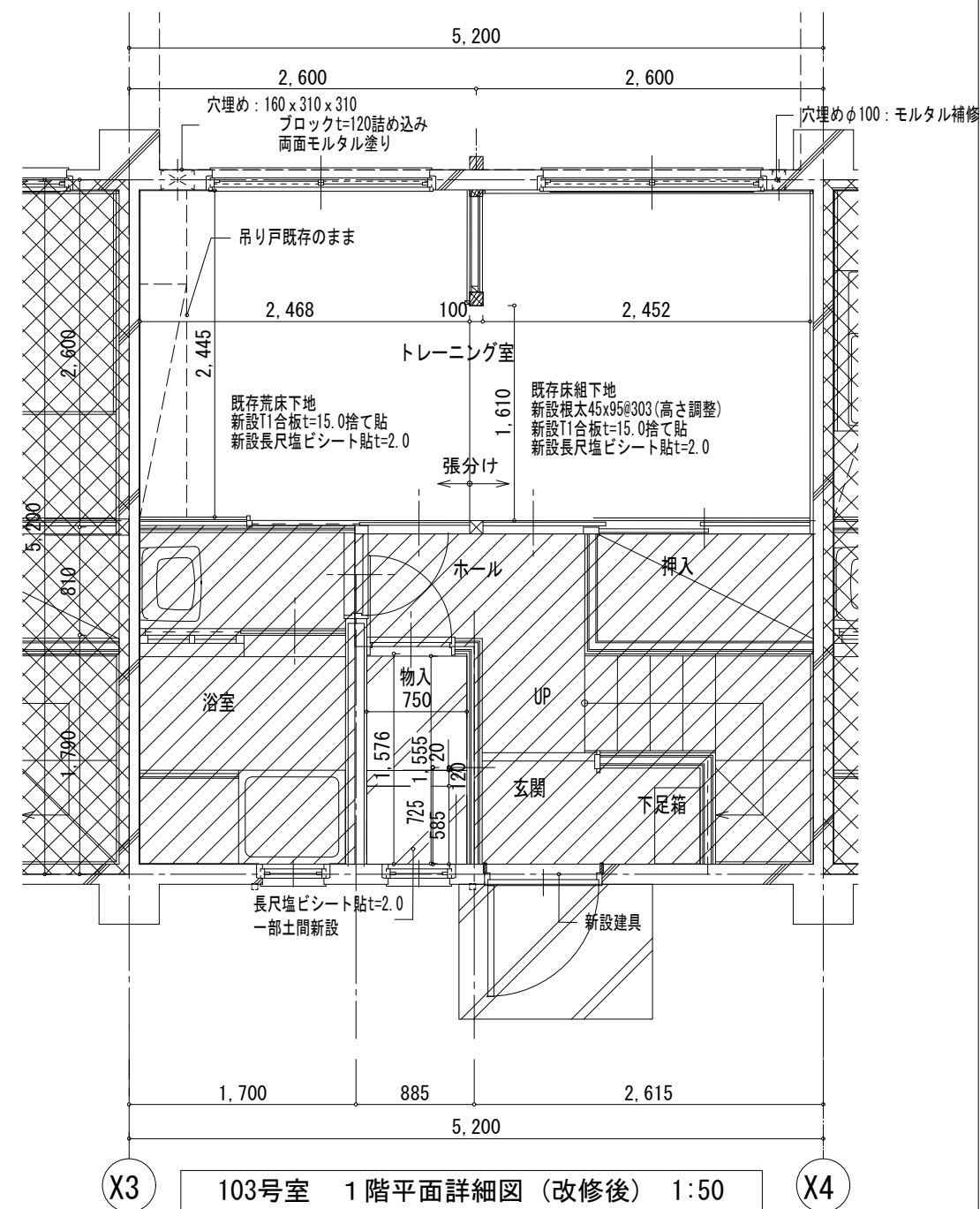
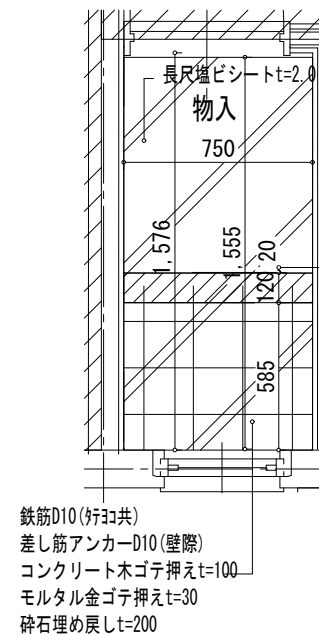


103号室 1階平面詳細図（現況） 1:50

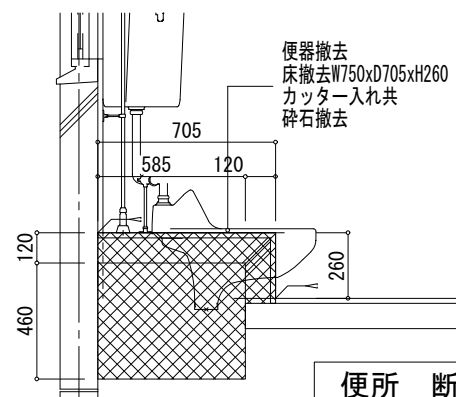
103号室 便所詳細図（現況） 1:30



103号室 便所詳細図（改修後） 1:30

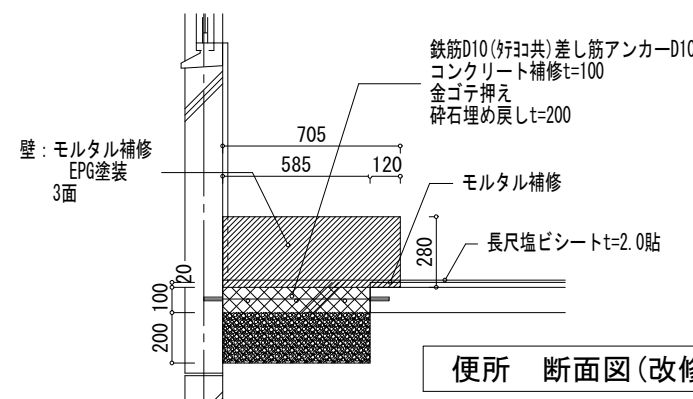


103号室 1階平面詳細図（改修後） 1:50



便所 断面図（現況） 1:30

カッター入れ



便所 断面図（改修後） 1:30



株式会社 新建築設計事務所

事務所登録 長崎県知事登録 第(22)-10267号

一級建築士登録 第209864号

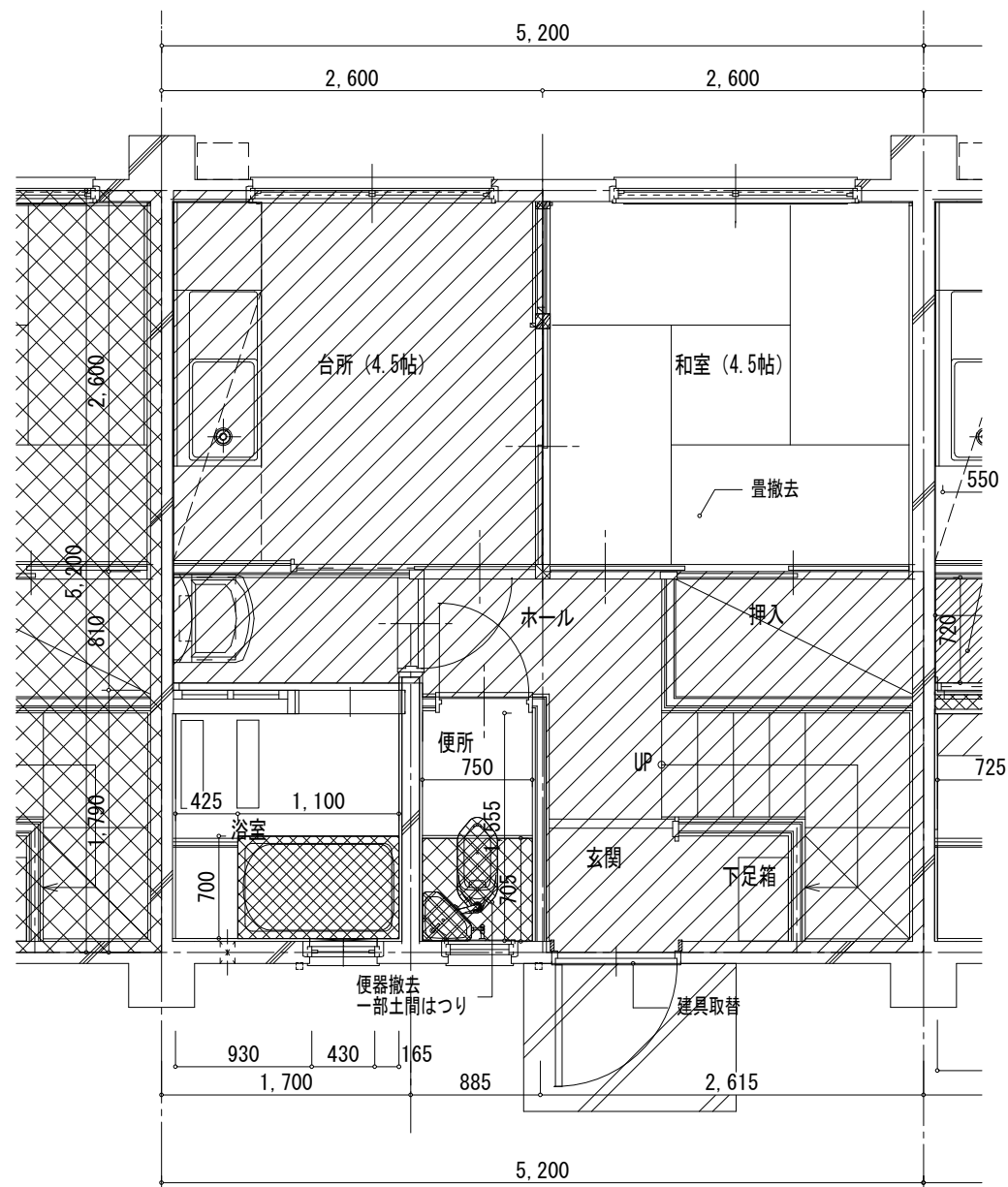
内田 信介

縮尺 図番 12/A

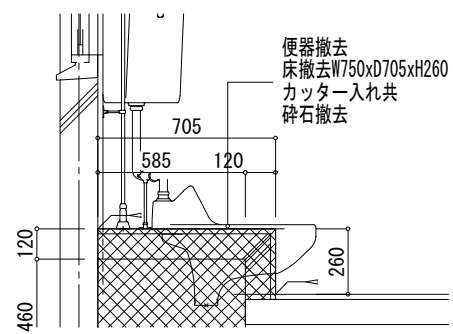
工事名称 図名

貸切営業所休憩室等改修工事

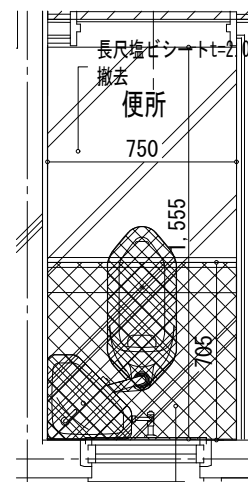
【公舎】103号室 1階平面詳細図



X5 105号室 1階平面詳細図（現況） 1:50 X6

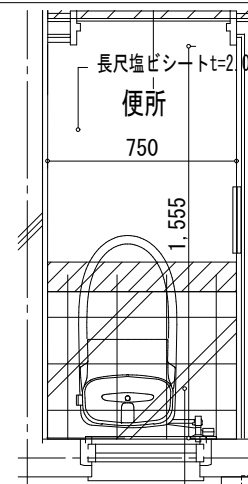


便所 断面図（現況） 1:30 カッター入れ



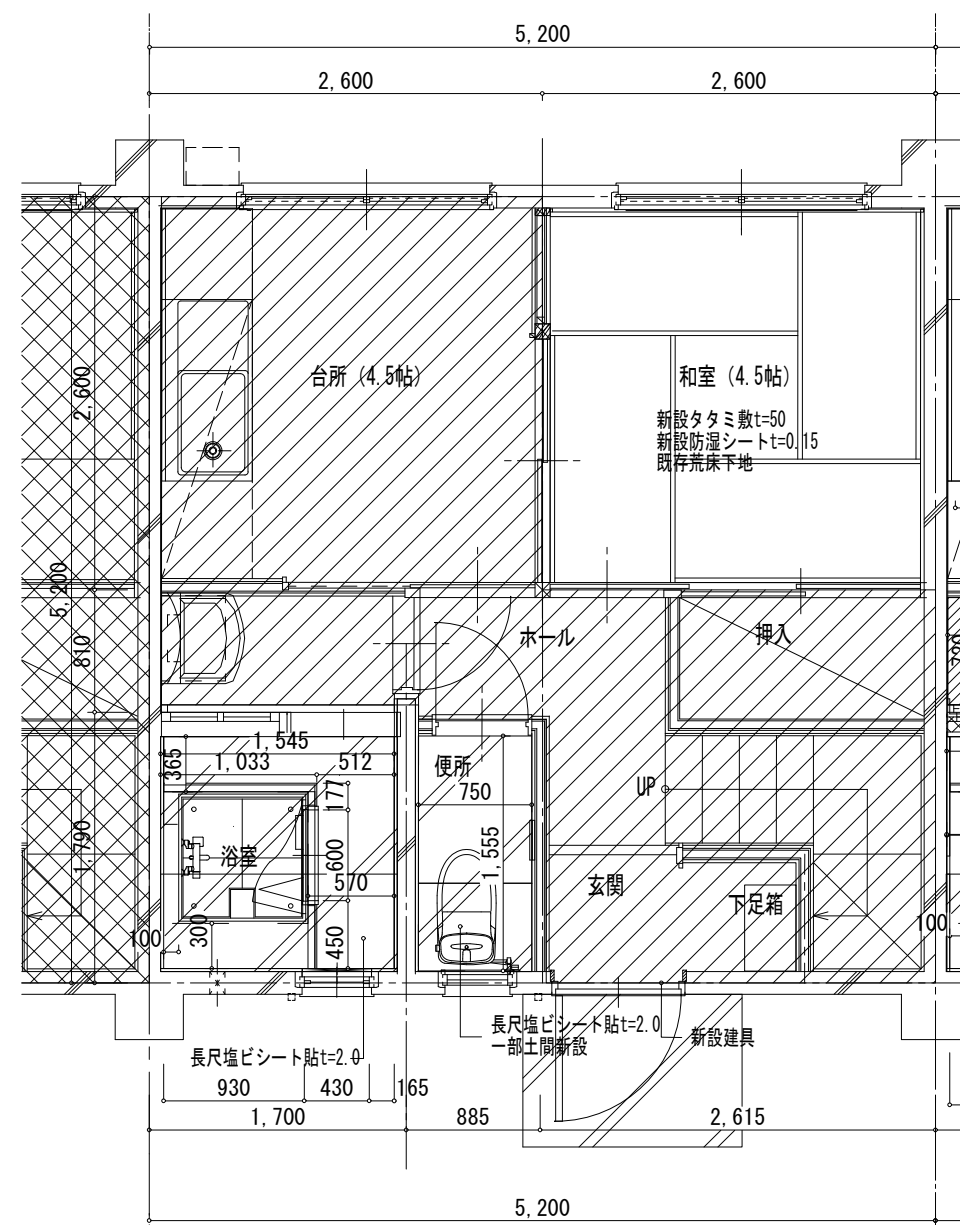
便器撤去
床仕上げ撤去
床撤去W750xD705xH260
カッター入れ共

105号室 便所詳細図（現況） 1:30

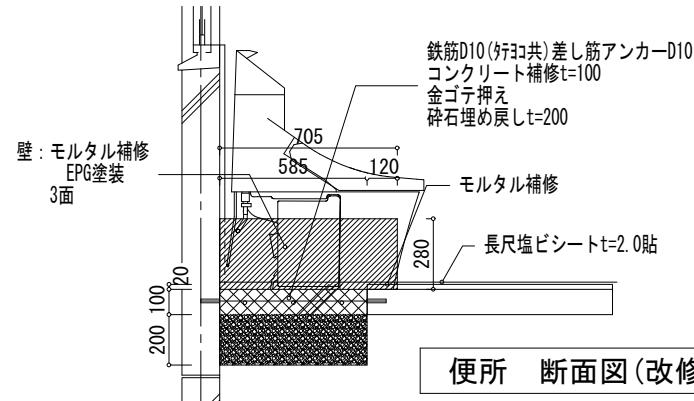


鉄筋D10(ﾀﾏｺﾞ共)
差し筋アンカーD10(壁際)
コンクリート木ゴテ押えt=100
モルタル金ゴテ押えt=30
砕石埋め戻しt=200

105号室 便所詳細図（改修後） 1:30



X5 105号室 1階平面詳細図（改修後） 1:50 X6



便所 断面図（改修後） 1:30



株式会社 新建築設計事務所

事務所登録 長崎県知事登録 第(22)-10267号

一級建築士登録
第209864号

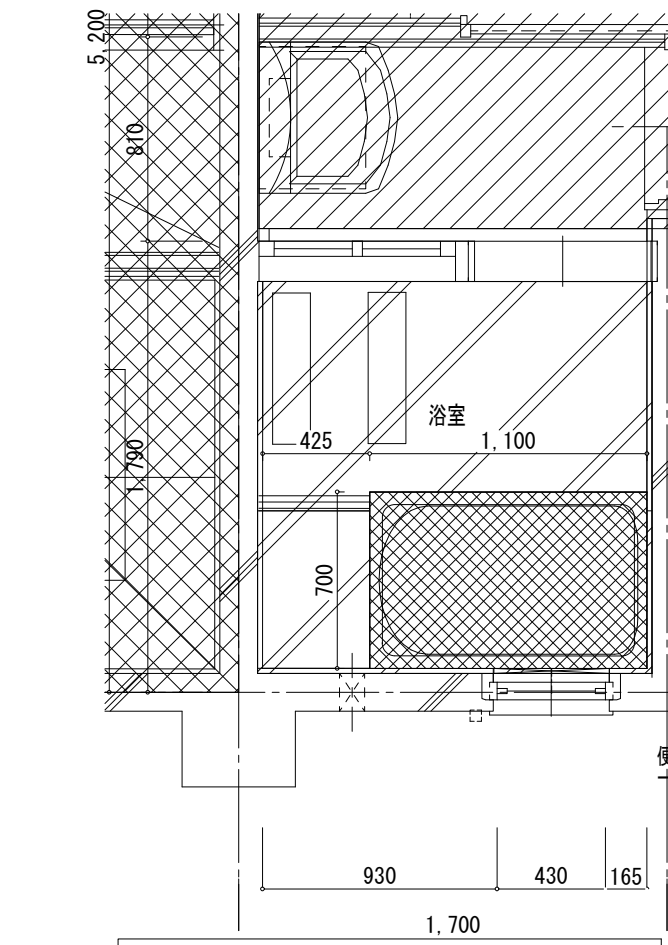
内田 信介

縮尺 図番
13/A

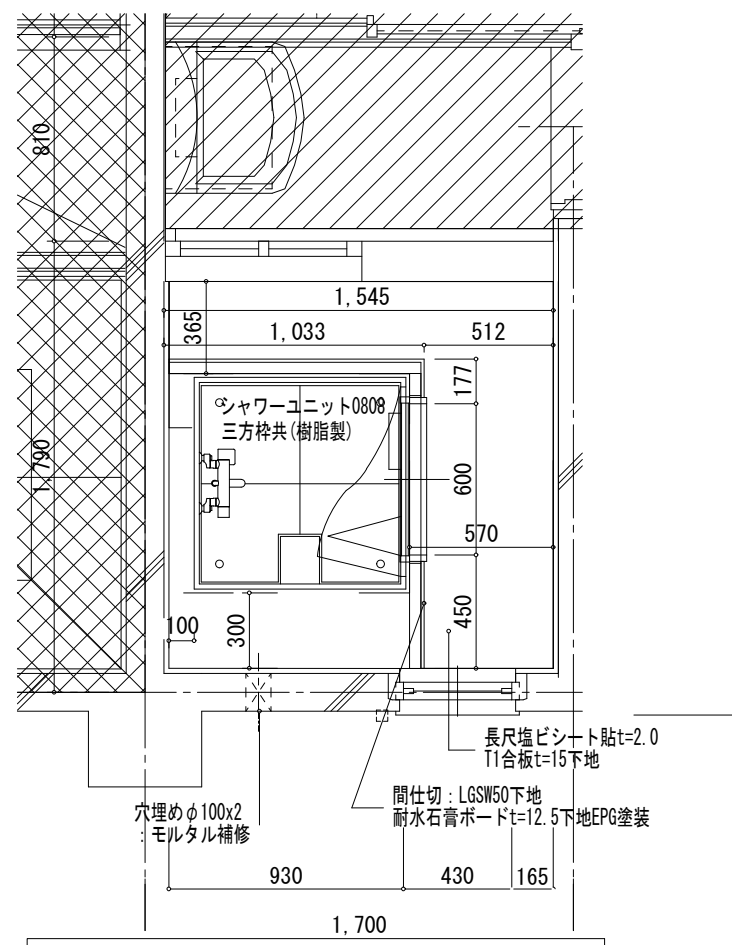
工事名称
図名

貸切営業所休憩室等改修工事

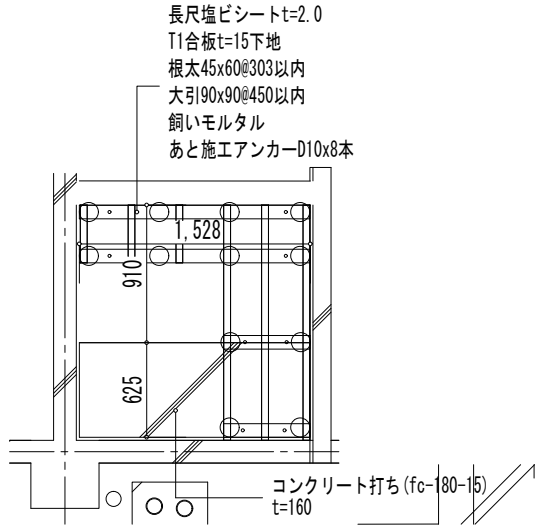
【公舎】105号室 1階平面詳細図



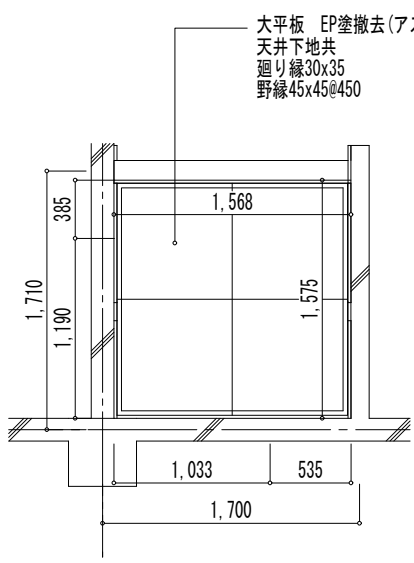
105号室 浴室詳細図(現況) 1:30



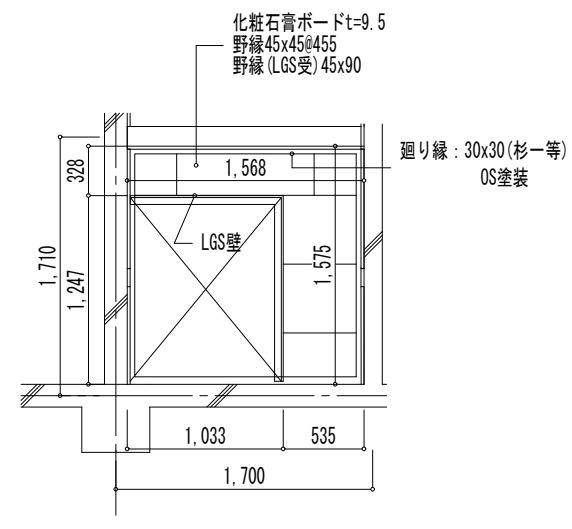
105号室 浴室詳細図(改修後) 1:30



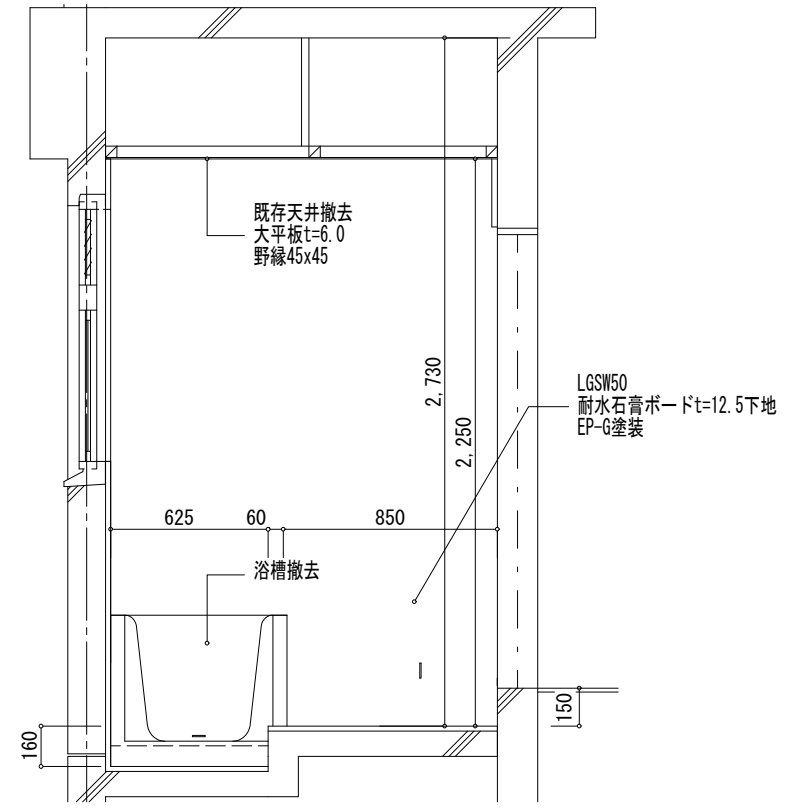
床伏図(改修後) 1:50



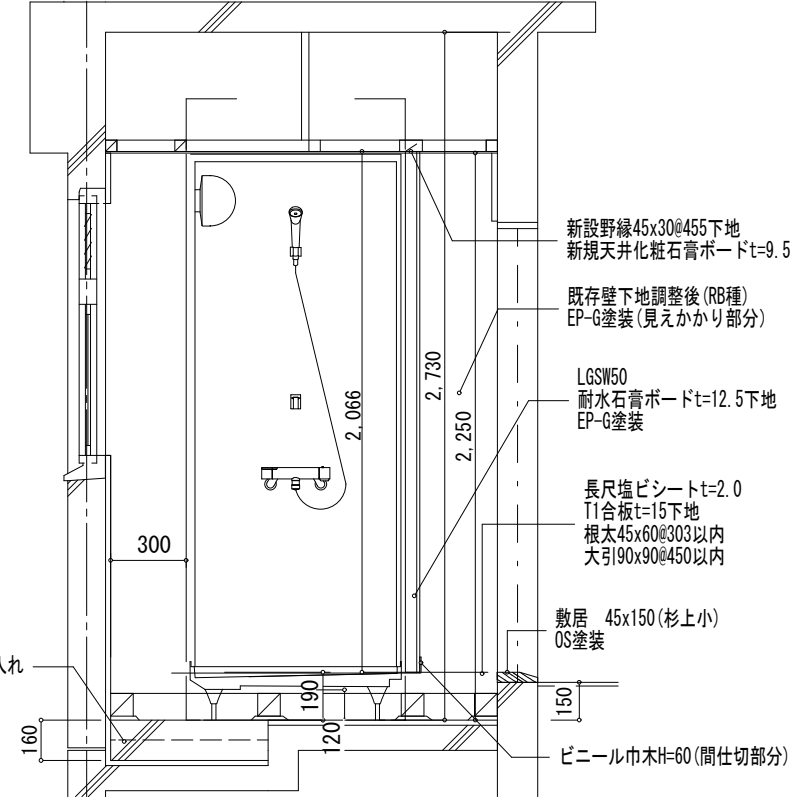
天井伏図(現況) 1:50



天井伏図(改修後) 1:50



浴室 断面図(現況) 1:30



浴室 断面図(改修後) 1:30



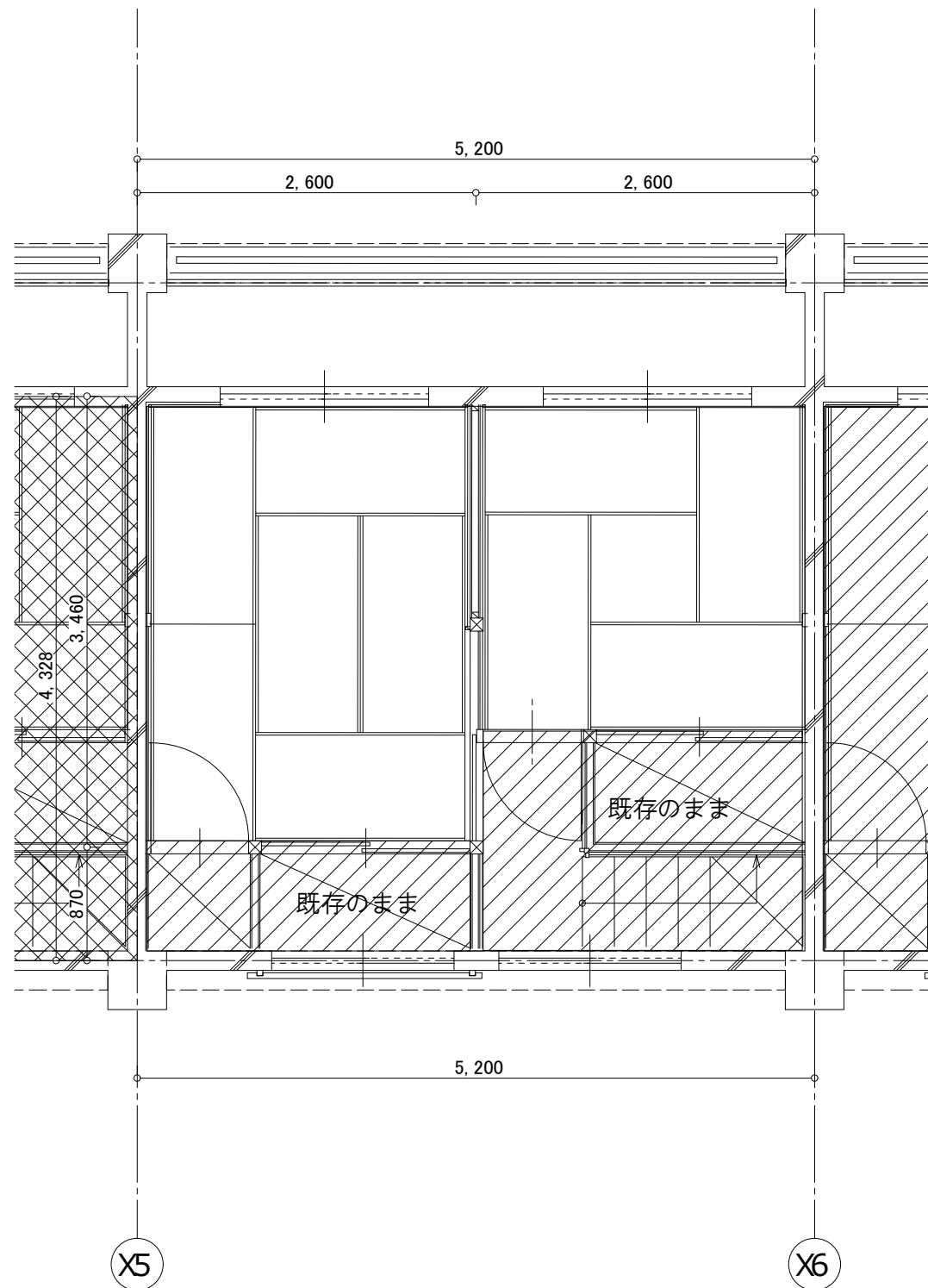
株式会社 新建築設計事務所

事務所登録 長崎県知事登録 第(22)-10267号

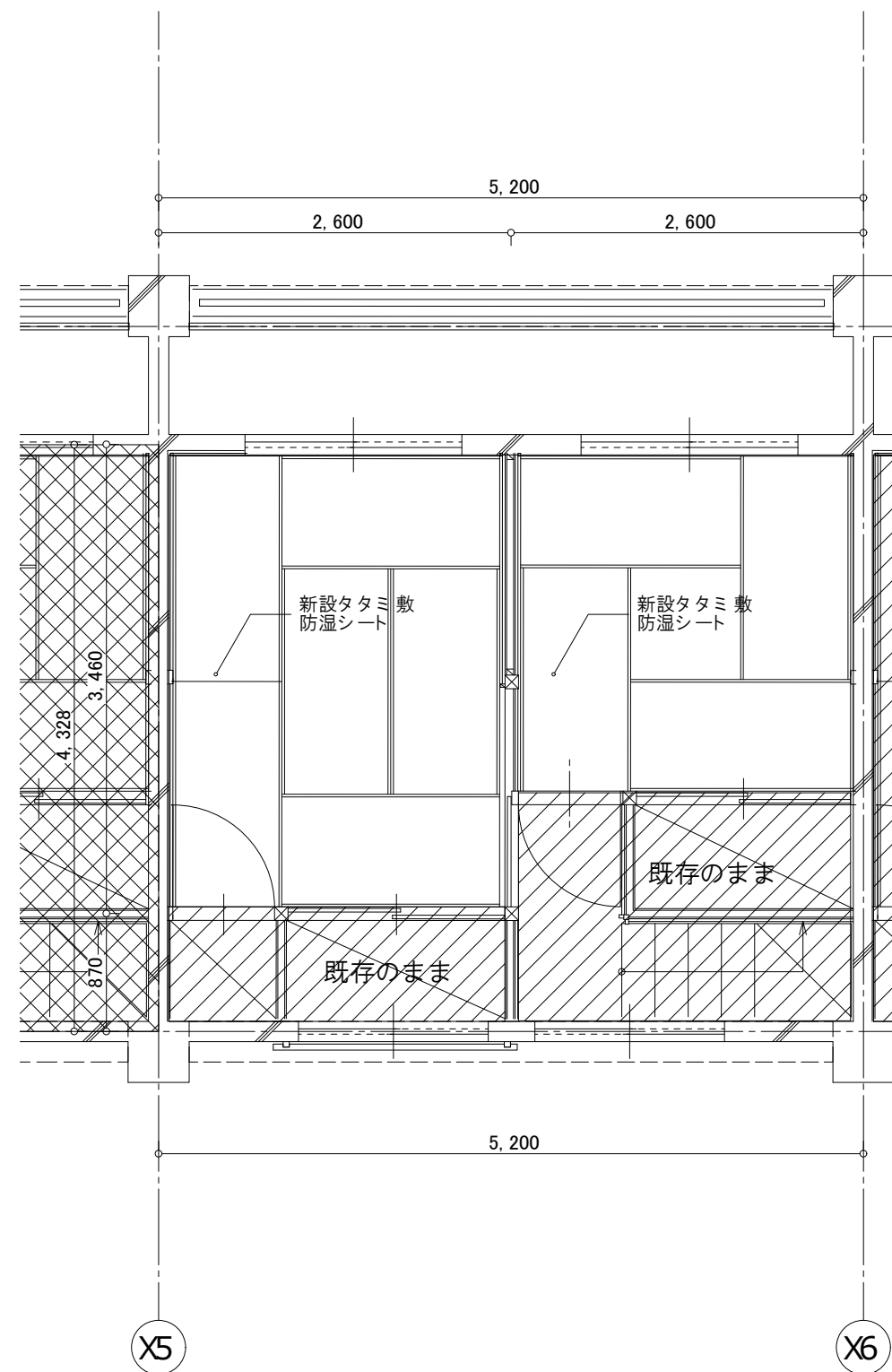
一級建築士登録
第209864号

内田 信介

縮尺	図番	工事名称	貸切営業所休憩室等改修工事
	14/A	図名	【公舎】105号室 浴室詳細図



105号室 2階平面詳細図（現況） 1:50



105号室 2階平面詳細図（改修後） 1:50



株式会社 新建築設計事務所

事務所登録 長崎県知事登録 第(22)-10267号

一級建築士登録
第209864号

内田 信介

縮尺

図番

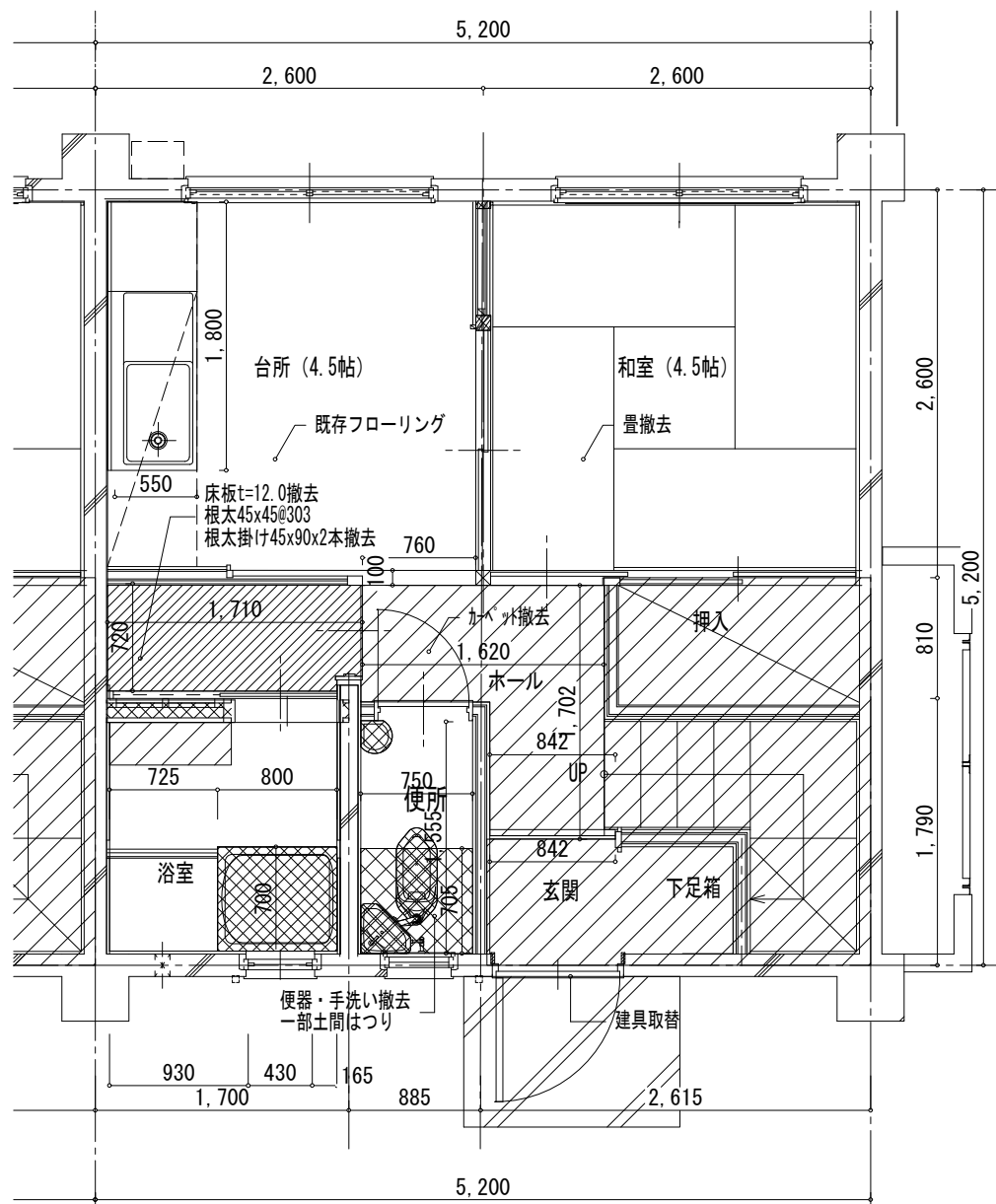
工事名称

貸切営業所休憩室等改修工事

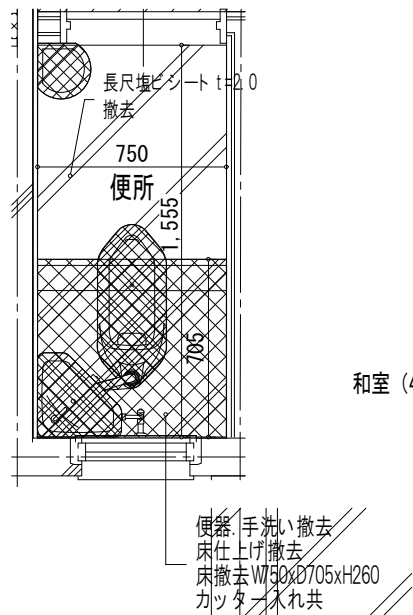
図名

【公舎】105号室 2階平面詳細図

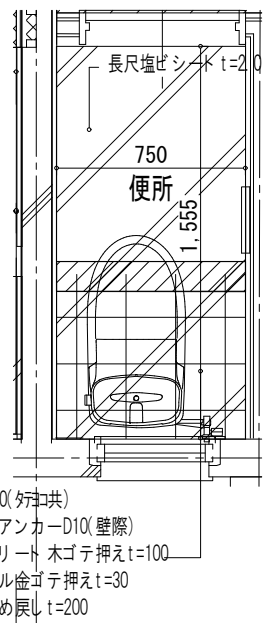
15/A



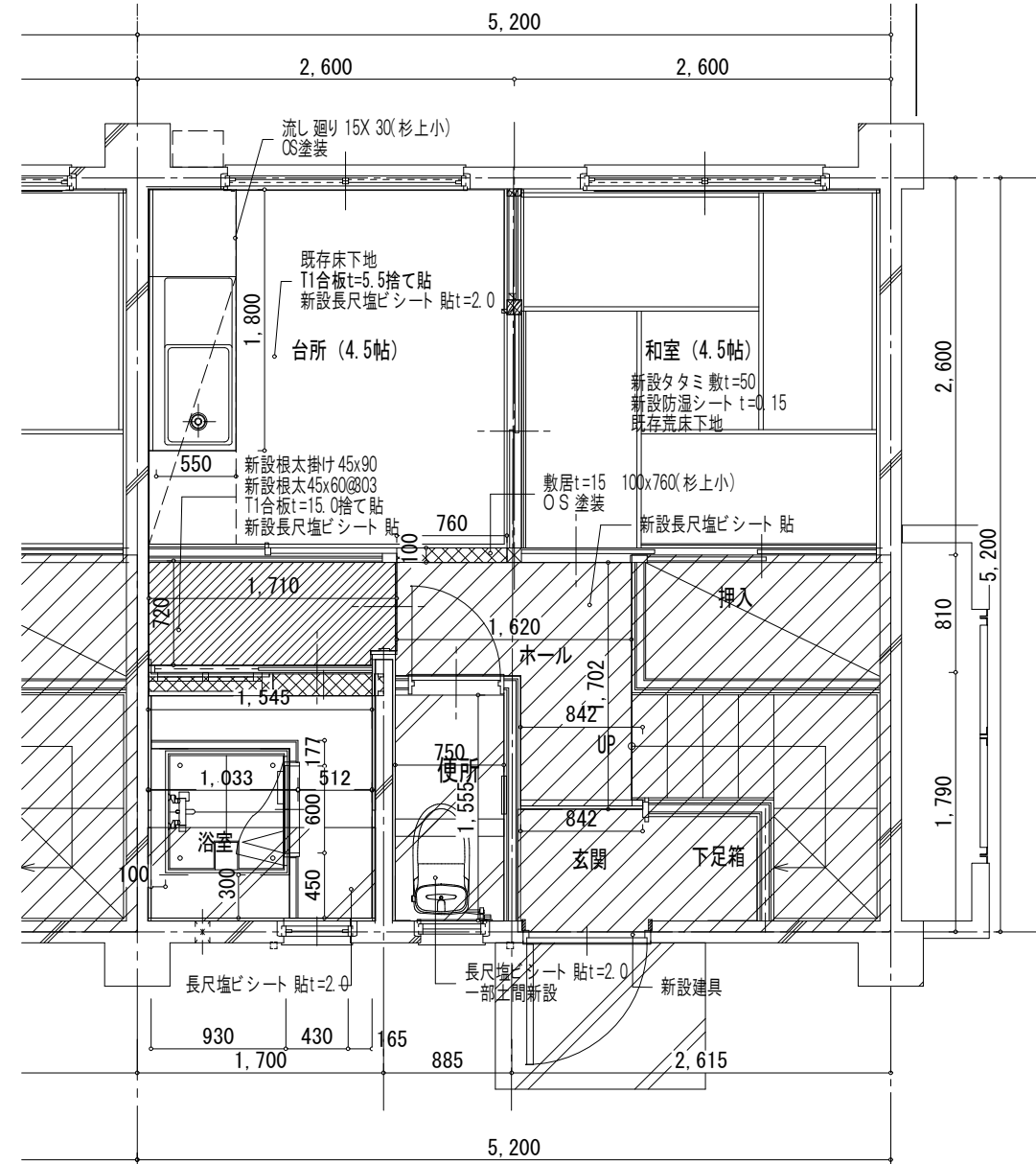
X6 106号室 1階平面詳細図(現況) 1:50 X7



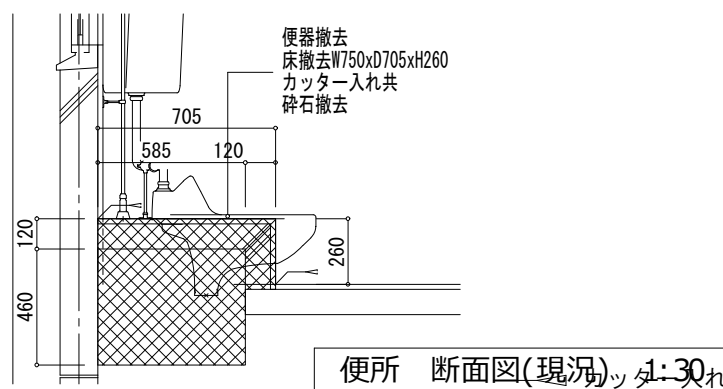
106号室 便所詳細図(現況) 1:30



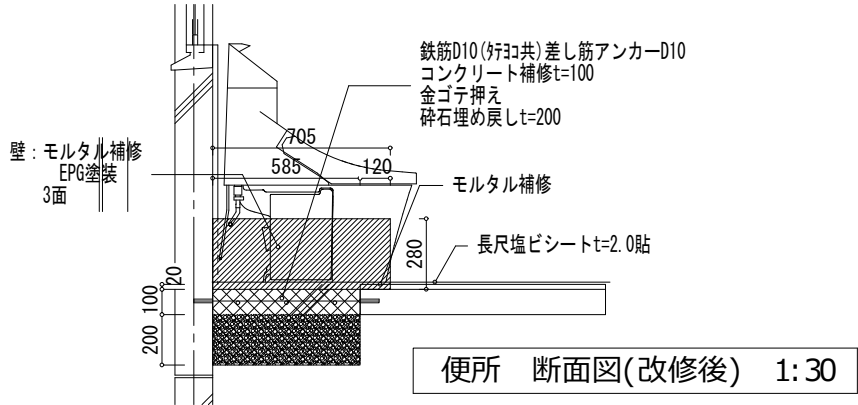
106号室 便所詳細図(改修後) 1:30



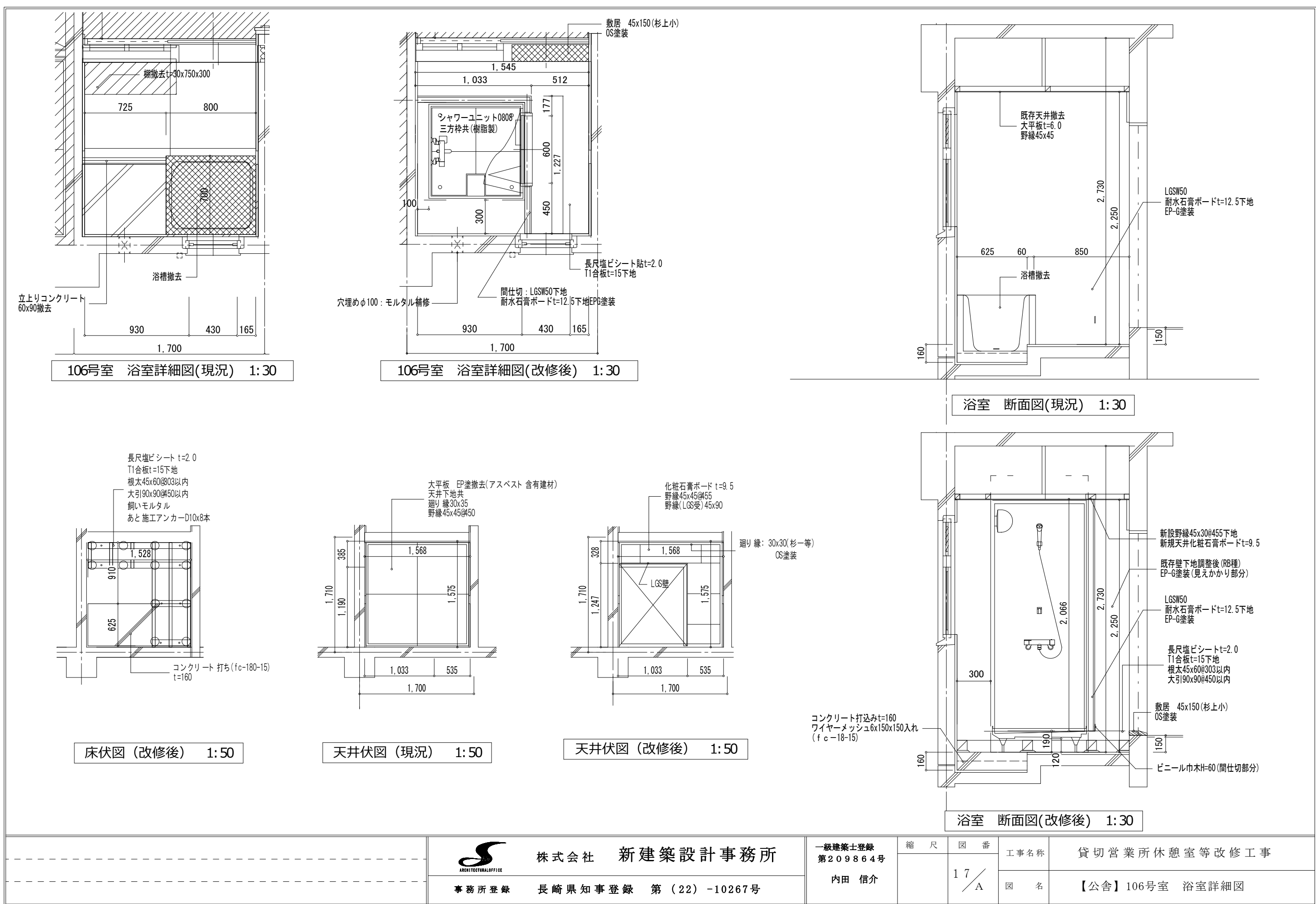
X6 106号室 1階平面詳細図(改修後) 1:50 X7

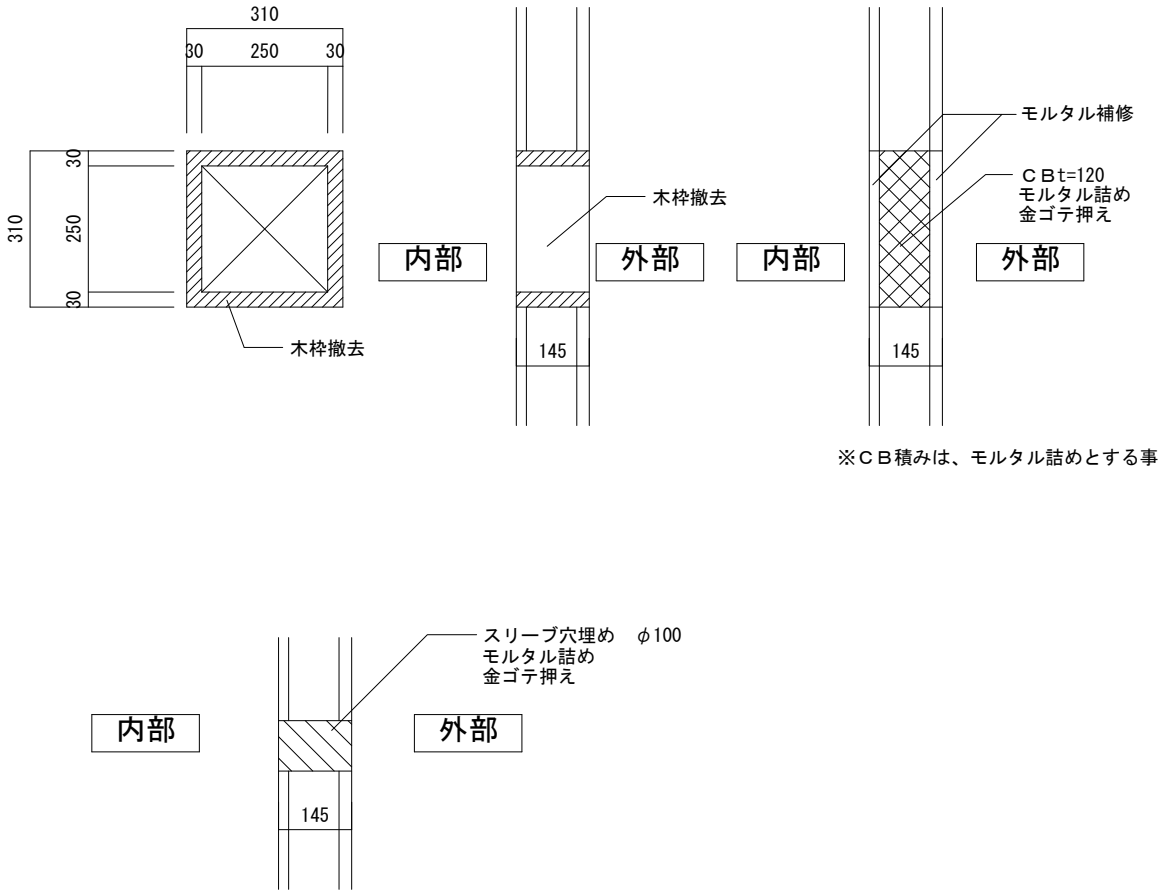
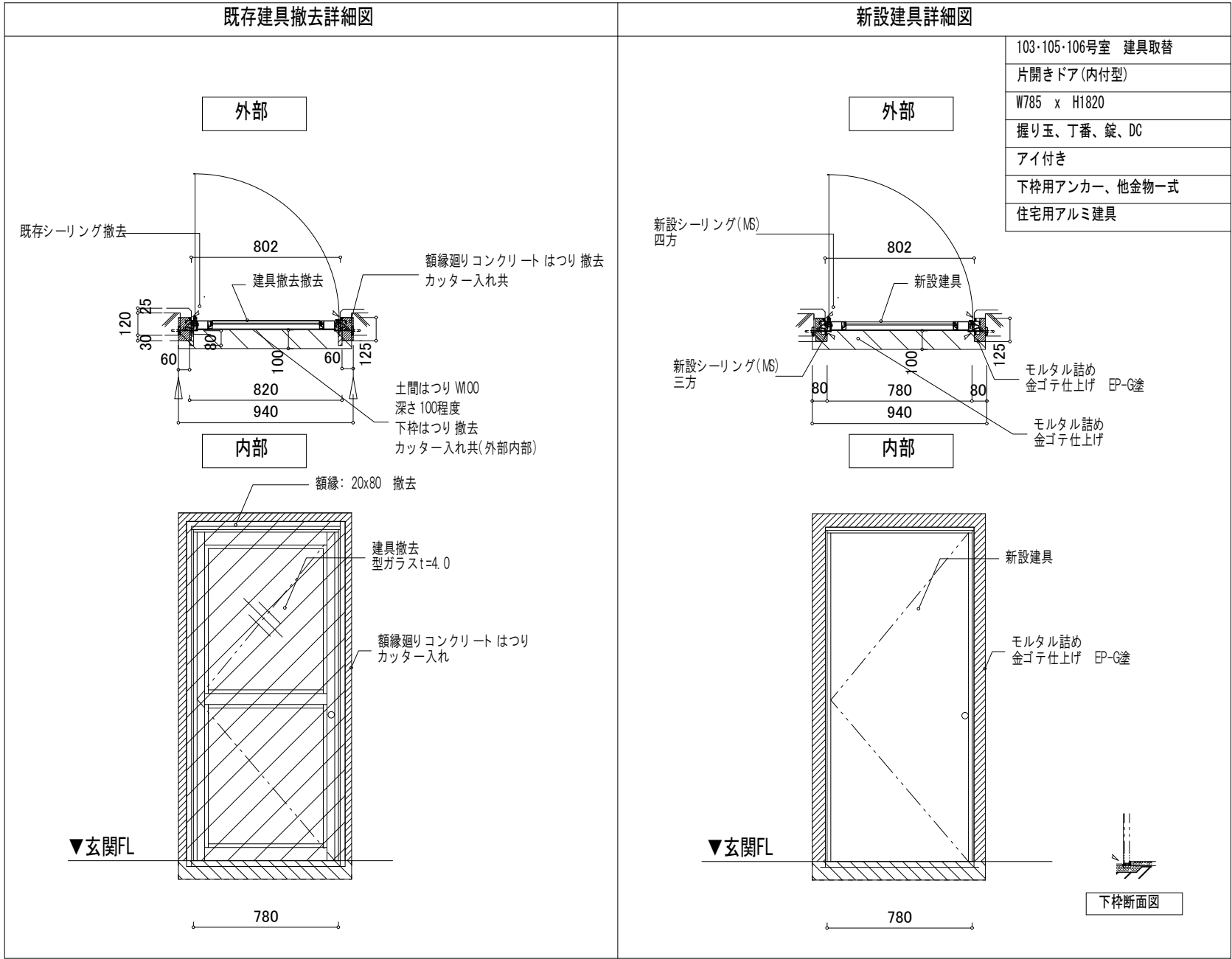


便所 断面図(現況) 1:30



便所 断面図(改修後) 1:30





穴塞ぎ詳細図 1:15

玄関ドア改修詳細図 1:30



株式会社 新建築設計事務所

事務所登録 長崎県知事登録 第(22)-10267号

一般建築士登録
第209864号

内田 信介

縮尺

S=1/30
S=1/15

図番

18
A

工事名称

貸切営業所休憩室等改修工事

図名

【公舎】建具取替詳細図・穴塞ぎ詳細図